

社会保障審議会年金部会（第8回）

平成20年5月20日（火）18時～20時

於：厚生労働省9階「省議室」

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）公的年金制度に関する定量的なシミュレーションについて

（2）平成16年改正後の残された課題について

（3）その他

3. 閉会

社会保障審議会年金部会（第8回） 配付資料一覧

資料 1 社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション（社会保障国民会議 第4回所得確保・保障（雇用・年金）分科会（平成20年5月19日）において報告された資料）

資料 2 公的年金制度の在り方に関する各種提言の背景などについて

参考資料 1 基礎年金の税方式化の各種提言において、税方式化により実現を図ることとしているもの

参考資料 2-1 未納・未加入の状況等について

参考資料 2-2 無年金・低年金の状況等について

参考資料 3 現行制度による所得再分配機能について

参考資料 4 生活保護制度との関係について

資料 3 平成16年改正後の残された課題に対する各方面からの主な提案について

資料 3-1 国民年金保険料の徴収時効（2年）の見直しについて

資料 3-2 老齢基礎年金の受給資格期間（25年）の見直しについて

資料 3-3 低所得者に対する加算等について

資料 3-4 国民年金保険料の免除制度について

資料 3-5 育児期間中の保険料免除について

資料 3-6 非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等について

資料 3-7 成人年齢の見直しと国民年金制度の適用年齢について

資料 3-8 高齢者雇用と統合的な仕組み（在職老齢年金等）について

権文委員提出資料

社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度 に関する定量的なシミュレーション

[シミュレーションの内容]

1. 基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示したマクロ的な試算
2. 現行制度と税方式化案がそれぞれ家計・企業に与える影響を示したミクロ的な試算
3. 基礎年金をとりまく様々な状況や提案等に関連するその他の試算

※ 現在各方面から提案されている年金改革案を念頭に置き、現行制度、現行の社会保険方式を前提にした修正案、税方式化を前提とした提案について複数のシミュレーションを行い、中立的な比較検討を行うことができるよう作業を行った。

※ シミュレーションは、一定の仮定を置いて機械的に行ったものであり、その結果については、相当の幅をもって解釈する必要がある。なお、試算の前提は、平成20年4月30日に行われた第3回雇用・年金分科会で決定されたものであり、また、今回行った試算の詳細なデータを以下のURLで公開することとしている(5月20日以降を予定)。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/>

[目 次]

1. マクロ試算(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示したマクロ的な試算)	...	3
(1) 現行制度における基礎年金にかかる保険料と国庫負担の財源規模の見通し	...	5
マクロ試算1 国民年金保険料の納付率の前提を置き換えた場合の影響	...	6
(2) 現行の社会保険方式を前提にした修正案の個別の提案内容の影響評価		
マクロ試算2-1 基礎年金の満額を7万円に引き上げる案の影響評価	...	9
マクロ試算2-2 低年金・低所得の高齢者世帯に5万円の最低保障年金を創設する案の影響評価	...	10
(3) 税方式化案のシミュレーション		
○ 基礎年金を税方式化する各提案の整理	...	12
○ シミュレーションを行う税方式化案の前提	...	14
○ シミュレーション結果		
マクロ試算3-1 各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算	...	16
マクロ試算3-2 基礎年金税方式化への移行にあたり、国庫負担割合を段階的に引き上げ、20年後に 税方式に移行する場合の影響	...	21
(4) マクロ経済スライドを行わない場合		
マクロ試算4-1 現行制度で、マクロ経済スライドを行わず、保険料を引き上げるとした場合の影響	...	26
マクロ試算4-2 税方式化案で、マクロ経済スライドを行わない場合の影響	...	28
(5) 経済前提を置き換えた場合		
マクロ試算5-1 現行制度で、経済前提を置き換えた場合の影響	...	29
マクロ試算5-2 税方式化案で、経済前提を置き換えた場合の影響	...	30
2. ミクロ試算(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計・企業に与える影響を示したミクロ的な試算)	...	46
ミクロ試算1 移行パターンのケースAの場合	...	49
ミクロ試算2 移行パターンのケースBの場合	...	53
ミクロ試算3 移行パターンのケースCの場合	...	57
ミクロ試算4 移行パターンのケースC'の場合	...	61
3. 基礎年金をとりまく様々な状況や提案等に関連するその他の試算	...	65
(1) 高額所得者に対する基礎年金減額措置(クローバック)を導入した場合の影響について	...	66
(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響	...	68
(3) 税方式にした場合に、低年金・無年金問題が解消されることによる生活保護受給者数及び給付規模の 縮小の影響	...	70
(4) 税方式にした場合に、厚生年金・国民年金の積立金を活用する場合の影響	...	71

マクロ試算

(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示したマクロ的な試算)

《 マクロ試算を行う上で必要となる前提 》

(1) 経済前提

足下の経済前提については、2007年1月「進路と戦略」内閣府試算を用い、2012年度以降の長期の前提は、以下の4とおりとす。

足下の前提

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
物価上昇率	0.3%	0.5%	1.2%	1.7%	1.9%	1.9%
賃金上昇率	0.0%	2.5%	3.0%	3.5%	3.8%	4.1%
運用利回り	1.7%	2.4%	3.0%	3.7%	4.1%	4.4%

2012年度以降の長期の前提

	ケースⅠ-1	ケースⅠ-2	ケースⅡ-1	ケースⅡ-2
物価上昇率	1.6%	1.1%	1.0%	1.0%
賃金上昇率	3.7%	2.6%	2.5%	2.1%
運用利回り	4.9%	4.0%	4.1%	3.2%

(注) ケースⅠ-1及びケースⅠ-2は、平成19年10月17日の経済財政諮問会議に示された「給付と負担の選択肢について」の試算における成長ケース及び制約ケースの前提、ケースⅡ-1及びケースⅡ-2は、「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算):平成19年2月(厚生労働省年金局)」における基本ケース及び参考ケースの前提をそれぞれ踏まえたもの。

(2) 国民年金保険料納付率の前提

比較のために、現行制度において、国民年金保険料納付率の前提を変化させた場合の試算を行う。前提は、次の3とおりとす(2009年度以降一定)。

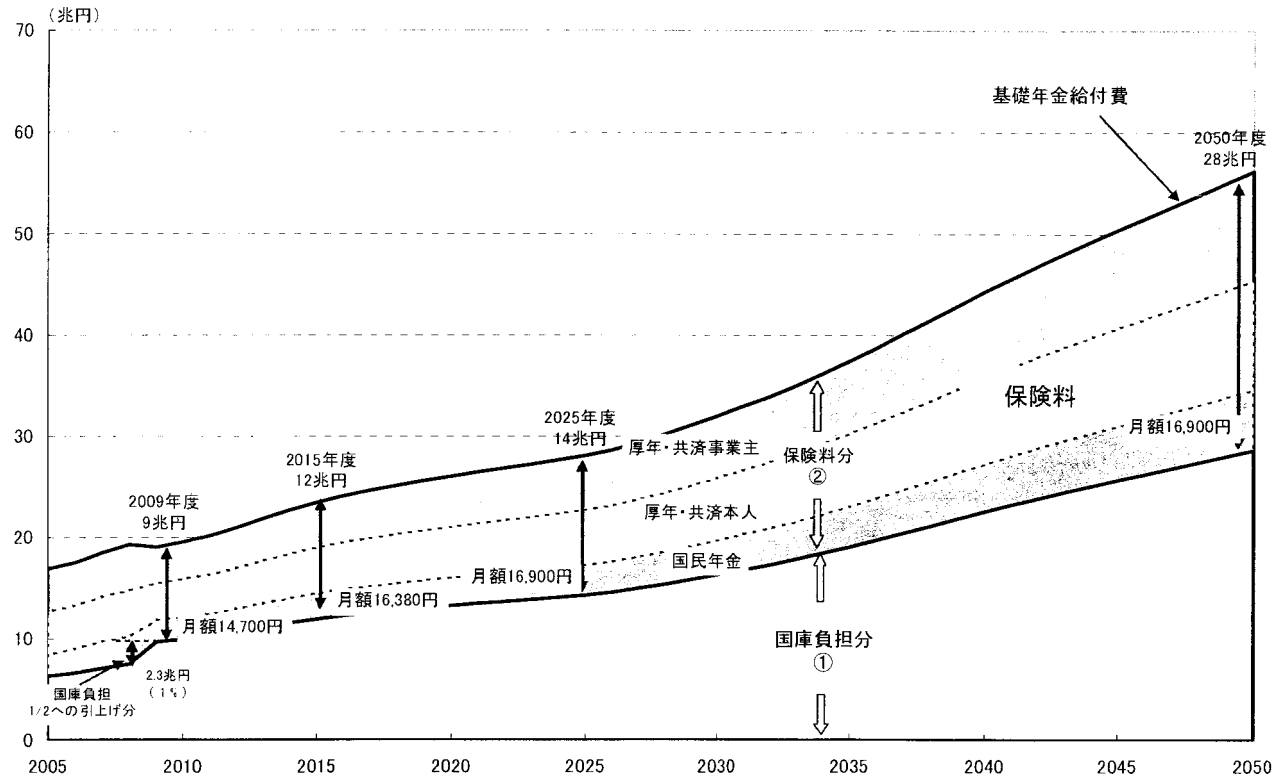
65% : 実績程度 (平成18年度66.3%)

80% : 暫定試算の前提

90% : パート労働者に対する厚生年金適用拡大、職権による保険料免除などにより、未納対策を徹底する場合

※ 国民年金保険料納付率 = 国民年金保険料納付月数 / (全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予に該当する者を除いた者にかかる加入月数)
 なお、免除率については、法定免除、申請(全額)免除及び学生納付特例を合わせて24.9%(2005年度実績)で一定で推移するものとして計算している。ただし、納付率90%のケースでは職権による保険料免除などの影響を勘案し、免除率が28.8%で推移するものと仮定して計算している。

(1) 現行制度における基礎年金にかかる保険料と国庫負担の財源規模の見通し



※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	9	2	3	3	0	0
2015	23	12	12	3	4	4	1	1
2025	28	14	14	3	5	5	1	1
2050	56	29	28	6	10	10	1	1

※上記の保険料は、各制度が拠出する基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ここでの試算の前提は、経済前提: ケースⅡ-1、国民年金保険料納付率の前提: 80%のケースとなっている。他のケースはマクロ試算1及びマクロ試算5-1を参照。

マクロ試算1 国民年金保険料の納付率の前提を置き換えた場合の影響

- 国民年金保険料の納付率の前提が80%の場合の他に、65%とした場合及び90%とした場合について計算を行った。
- 納付率の前提を高く(低く)設定すれば、基礎年金給付費は若干大きく(小さく)なるが、その変化はそれほど大きくない。
 - ※ 基礎年金全体の加入者数は7,000万人。このうち、国民年金の第1号被保険者は2,100万人であるが、国民年金保険料の納付率は、この2,100万人の中の免除者等を除いた1,600万人に関する納付率であるため、納付率の前提が基礎年金給付費全体に与える影響は小さい。

- 現行制度で国民年金の納付率の前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

(兆円)

	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
納付率90%ケース	19	23	28	57	9	12	14	28
納付率80%ケース	19	23	28	56	9	12	14	28
納付率65%ケース	19	23	28	55	9	12	14	27

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 各試算の保険料水準は、いずれも、

厚生年金 : 18.3% (2017年度～)

国民年金 : 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

※ マクロ経済スライドにより調整された給付の所得代替率は、

納付率90%ケース : 51.8%

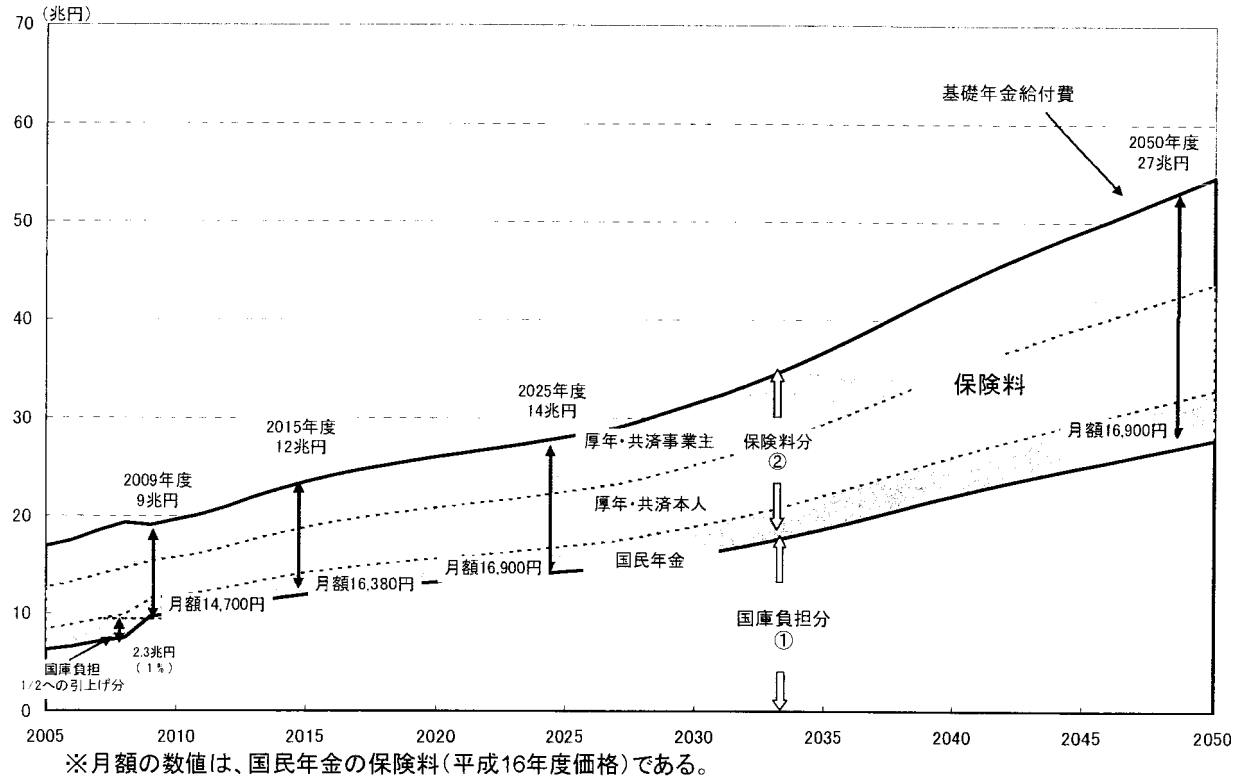
納付率80%ケース : 51.6%

納付率65%ケース : 51.1%

※ 経済前提は、ケースⅡ-1を用いている。

[各ケースごとのシミュレーション結果]

国民年金保険料の納付率の前提 : 65%の場合

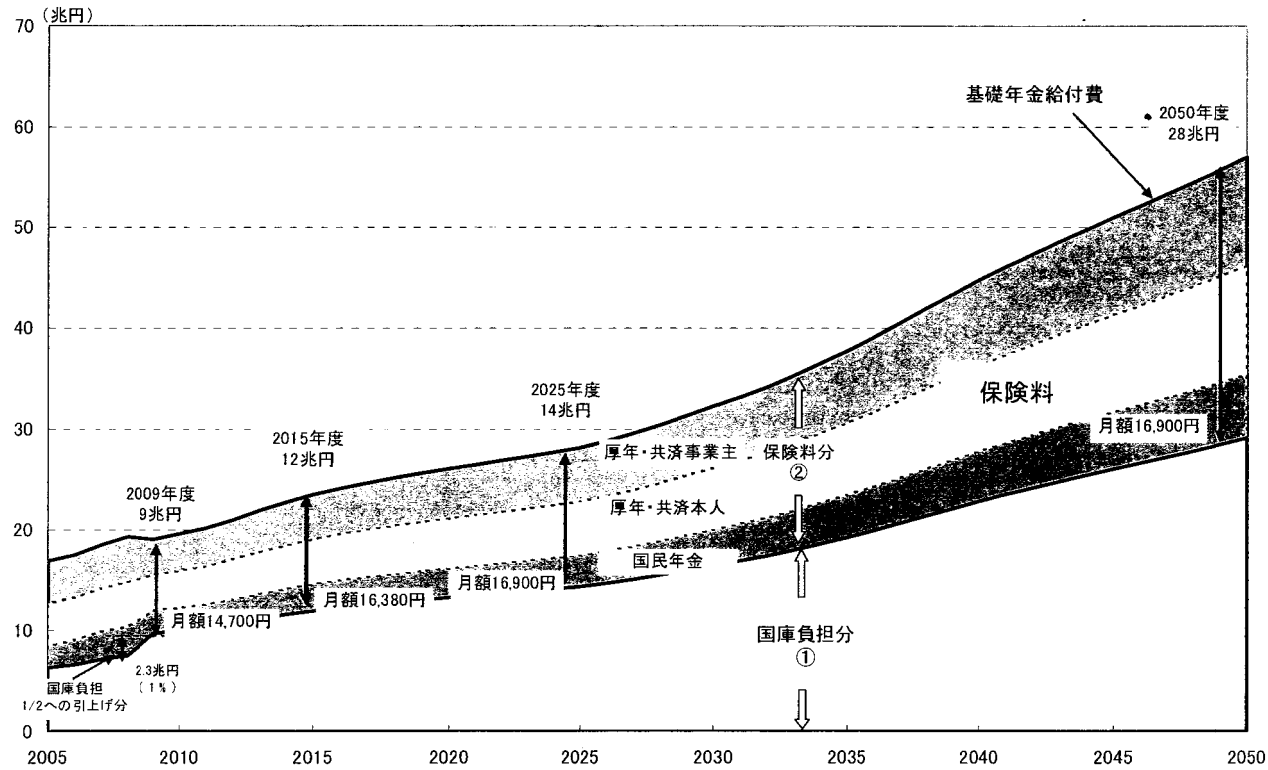


年度	基礎年金 給付費 ①+② 兆円	国庫負担 ① 兆円	保険料 ② 兆円	国民年金分 兆円	厚生年金分		共済組合分	
					事業主 兆円	本人 兆円	事業主 兆円	本人 兆円
2009	19	10	9	2	3	3	0	0
2015	23	12	12	2	4	4	1	1
2025	28	14	14	3	5	5	1	1
2050	55	28	27	5	10	10	1	1

(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 経済前提 : ケースⅡ-1の場合

国民年金保険料の納付率の前提：90%の場合



※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	9	2	3	3	0	0
2015	23	12	12	3	4	4	1	1
2025	28	14	14	3	5	5	1	1
2050	57	29	28	6	10	10	1	1

(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 経済前提：ケースⅡ-1の場合

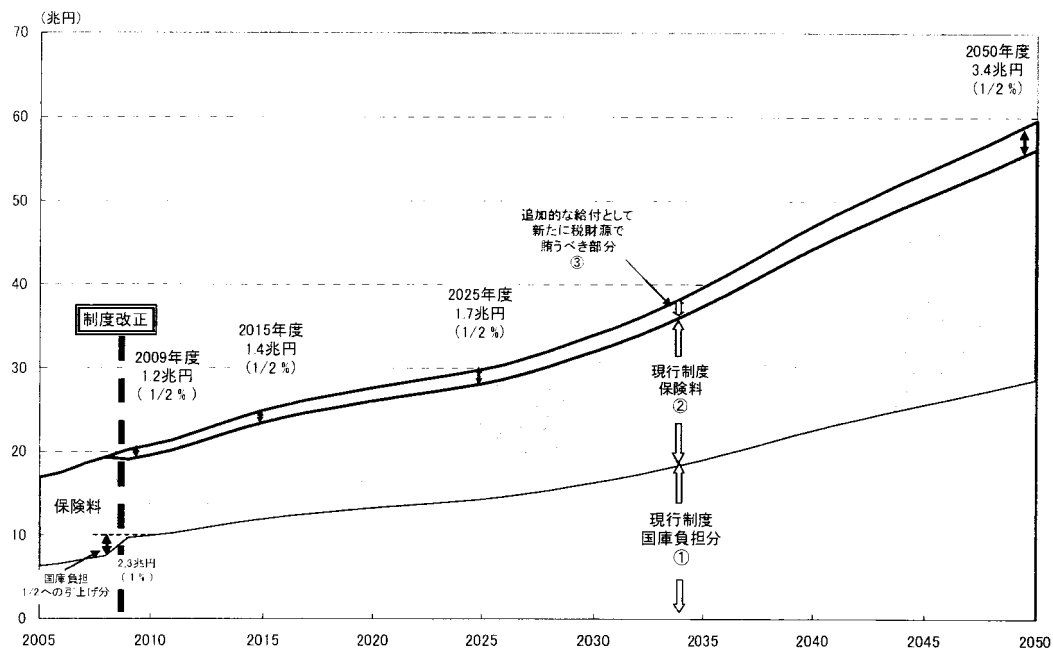
(2) 現行の社会保険方式を前提にした修正案の個別の提案内容の影響評価

マクロ試算2-1 基礎年金の満額を7万円に引き上げる案(提案者:読売新聞社)の影響評価

<計算方法>

現行基礎年金額 × (7万円 - 6.6万円) / 6.6万円

※ マクロ経済スライドは行う前提になっている。



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料 ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	消費税率換算
					兆円
2009	20	10	9	1.2	1/2
2015	25	12	12	1.4	1/2
2025	30	14	14	1.7	1/2
2050	60	29	28	3.4	1/2

(注) 上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

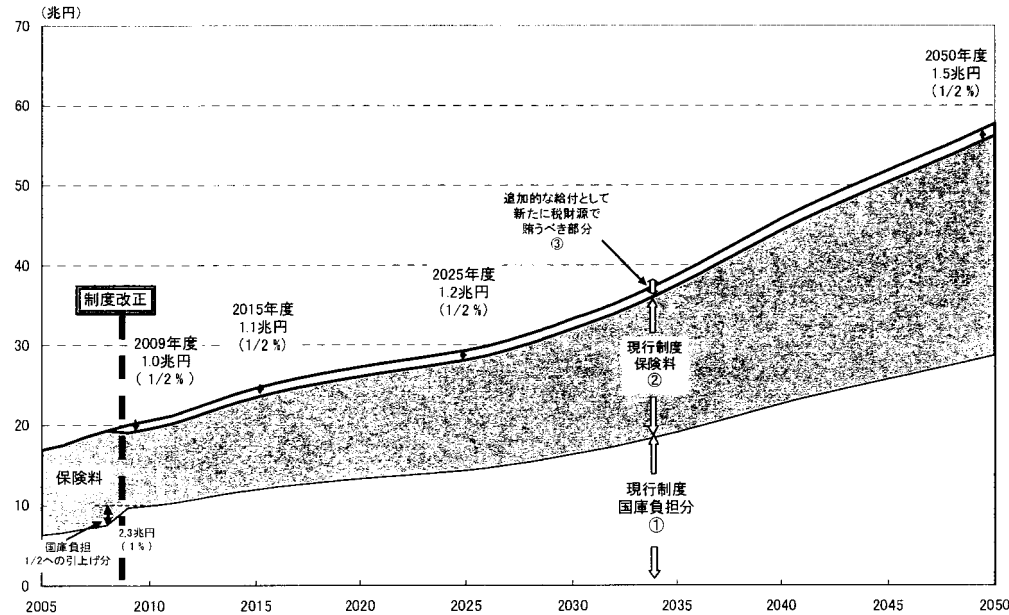
※ 経済前提 : ケースⅡ-1、国民年金保険料の納付率80%の場合

マクロ試算2-2 低年金・低所得の高齢者世帯に5万円の最低保障年金を創設する案 (提案者:読売新聞社)の影響評価

<計算方法>

65歳以上人口全員に支給した場合の基礎年金額と現行基礎年金額との差に、最低保障年金として下支えする部分の割合(約6割)と年収200万円以下の者の割合(約3割)を乗じて算出。

※ 年収200万円の基準は将来の経済成長に合わせて見直され、約3割は変わらないという前提。



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料 ②	追加的な給付とし て新たに税財源で 賄うべき部分 ③	消費税率換算
					兆円
2009	20	10	9	1.0	1/2
2015	25	12	12	1.1	1/2
2025	29	14	14	1.2	1/2
2050	58	29	28	1.5	1/2

(注) 上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 経済前提 : ケースⅡ-1、国民年金保険料の納付率80%の場合

○ その他の提案について

〔制度施行時の定量的な影響〕

個別の提案内容	提案者	影響評価
受給資格期間の短縮	朝日新聞社 読売新聞社	資格期間を10年に短縮(読売案)の場合、約0.1兆円の給付増 ※無年金者44万人に対し、月額7万円の15/40(加入期間10~25年の者の平均的な加入期間を15年と想定)の年金額を支給すると仮定して算出
子育て世帯の両親の基礎年金保険料を国が税財源で負担	読売新聞社	約1.1兆円の国庫負担増 ※年間110万人の出生に対し、夫婦二人分毎月14,400円の保険料が3年間軽減されるとして算出

〔その他の提案内容〕

- ・ 国民年金保険料の免除申請が不要な仕組み …… 丹羽衆議院議員、読売新聞社
- ・ 事業主による国民年金保険料の徴収代行 …… 丹羽衆議院議員、読売新聞社
- ・ 第3号被保険者制度の廃止 …… 朝日新聞社
- ・ 国庫負担の財源は「社会保障税」(消費税を目的税化) …… 読売新聞社
- ・ 生活保護を受けやすくするような配慮の検討 …… 朝日新聞社

※ 丹羽雄哉衆議院議員の提案は「正論2008年5月号」、朝日新聞社の提案は2008年2月の社説、読売新聞社の提案は2008年4月の社説の内容を基にしている。

(3) 税方式化案のシミュレーション

○ 基礎年金を税方式化する各提案の整理

労使の関係団体からの提言、報道機関の論評、国会での議論などを通じて示されている基礎年金を税方式化する提案には以下のようなものがある。

<政党等>

- ・ 民主党マニフェスト（2007年7月）
- ・ 年金制度を抜本的に考える会（提言とりまとめ(案) 2008年2月）
- ・ 塩川正十郎社会保障国民会議委員（年金制度改革への提言 2008年3月）

<関係団体>

- ・ 経済同友会（活力ある経済社会を支える社会保障制度改革 2005年4月）
- ・ 日本経済団体連合会（公的年金の一元化に関する基本的見解 2005年10月）
- ・ 日本労働組合総連合会（政策・制度 要求と提言 2008～2009 2007年5月）

<報道機関>

- ・ 日本経済新聞社（年金制度改革研究会報告 2008年1月）

前ページの各提案で、基礎年金税方式化に関する内容は以下のとおり。

① 給付制限の有無

- a 全高齢者に同額を給付 …… 年金制度を抜本的に考える会、経済同友会
- b 所得の多寡に応じて給付を制限 …… 塩川社会保障国民会議委員、民主党、日本労働組合総連合会
- c 居住期間の長短に応じて給付を制限 …… 日本労働組合総連合会、日本経済新聞社

② 給付水準

- a 現行(月額6.6万円)程度 …… 日本経済新聞社
- b 月額7万円程度 …… 年金制度を抜本的に考える会、経済同友会、日本労働組合総連合会
- c 大幅引上げ(例:年額単身200万円、夫婦320万円) …… 塩川社会保障国民会議委員

③ 現行制度から税方式への移行に際しての過去の保険料納付実績の取扱い

- a 国民年金積立金を各加入者の納付実績に応じて分配 …… 年金制度を抜本的に考える会
- b 未納期間に応じて給付を減額 …… 日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、日本経済新聞社
- c 納付期間に応じて給付を加算

④ 財源

- a 専ら消費税 …… 年金制度を抜本的に考える会(7%引上げ12%とし、うち9%程度を基礎年金に充当)、
経済同友会(新基礎年金の財源となる年金目的消費税の税率は2010年代から2050年に
かけて9~10%)、
日本経済新聞社(5%前後引上げ、引上げ分を基礎年金に充当)、
民主党(現行の5%を全額年金財源に充当)
- b 一般財源や事業主負担など各種財源の組み合わせ …… 日本労働組合総連合会
- c 国会の同意が得られれば特定財源を制度化 …… 塩川社会保障国民会議委員

○ シミュレーションを行う税方式化案の前提

- ・ 税方式化案のシミュレーションを行うにあたっては、過去の保険料納付実績の給付への反映について、次の3つの移行パターンに分けて、移行に必要な追加財源規模と消費税率換算、軽減される保険料負担を試算する。

- A 過去の保険料納付実績については、全く勘案せず、全員に税方式の基礎年金の満額給付を行う(基本的に前ページ③-aの案に相当。現有積立金を分配する効果については、P71参照)
- B 過去の保険料未納期間に係る分については、その期間分の税方式の基礎年金給付を減額する(前ページ③-bの案に相当)
- C 過去の保険料納付期間に係る分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして給付する(前ページ③-cの案に相当)
加算額については、①保険料相当額(C:3.3万円相当分)及び②給付全額(C':6.6万円相当分)の2パターンとする。

- ・ この場合、上記A、B、C及びC'の共通の前提として、

- ① 所得等による給付制限は行わず、全高齢者に同額を給付(前ページ①-aの案に相当)
- ② 給付水準は現行の基礎年金の水準(月額6.6万円)でマクロ経済スライドを実施と同じ(前ページ②-aの案に相当)
- ③ 平成21年度から基礎年金のための保険料徴収を完全に廃止し、一斉に税財源に切り替える。

- ・ なお、

- ①の所得等による給付制限を行った場合の試算は、「その他の試算(1)高額所得者に対する基礎年金減額措置(クローバック)を導入した場合の影響について」(P66参照)、
- ②のマクロ経済スライドを行わない場合の試算は、「マクロ試算4-2 税方式化案で、マクロ経済スライドを行わない場合の影響」(P28参照)、
- ③の一斉に税財源に切り替えるのではなく、段階的に移行する場合の試算は、「マクロ試算3-2 基礎年金税方式化への移行にあたり、国庫負担割合を段階的に引き上げ、20年後に税方式に移行する場合の影響」(P21参照)として、それぞれ行っている。

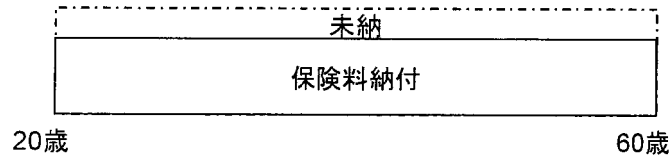
- ・ 税方式移行に伴って国庫負担割合2分の1を超えて追加的に必要になる財源規模を仮に消費税率換算するとどの程度になるかを示す。

< 移行パターンのイメージ >

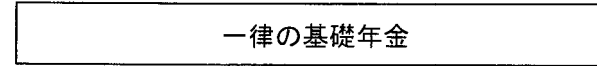
(現役時代の拠出の状況)

(税方式導入後、受給する給付額)

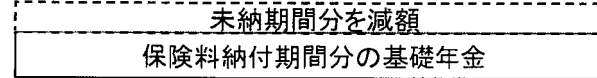
税方式導入時、すでに受給している者



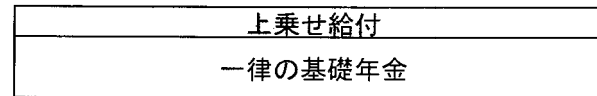
(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付



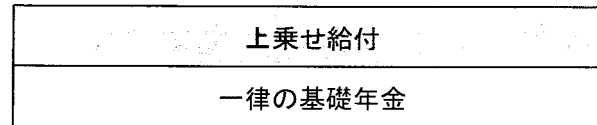
(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額



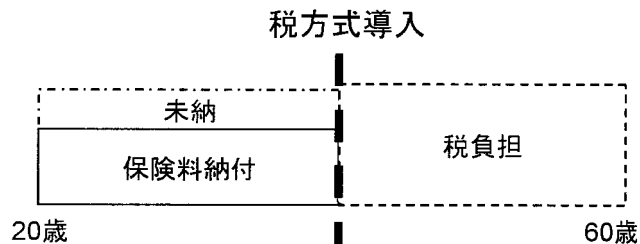
(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付



(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付

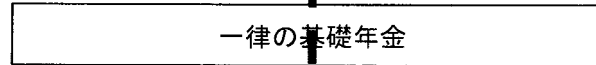


現役時代の途中で税方式導入となった者



※税負担は、現役以外の者の負担もあり得る。

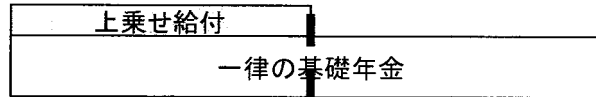
(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付



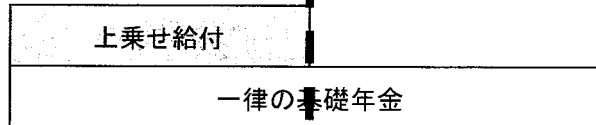
(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額



(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付



(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付



導入前期間に見合う給付 ← → 導入後期間に見合う給付

○ シミュレーション結果

[マクロ試算3-1]

各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算(ごく粗い機械的試算)

[経済前提 : ケースⅡ-1]

- ・ 移行パターンA~Cのそれぞれについて、現行制度の基礎年金国庫負担(1/2分)を超えて追加的に必要になる財源を計算し、その消費税換算率を算出した。

基礎年金を税方式にした場合の追加財源の規模と消費税率換算について

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
	追加財源	消費税率換算	追加財源	消費税率換算	追加財源	消費税率換算	追加財源	消費税率換算
2009年度	14兆円 (現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円)	5 %	9兆円 (現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円)	3 1/2 %	24兆円 (現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円)	8 1/2 %	33兆円 (現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円)	12 %
2015年度	17兆円	5 1/2 %	12兆円	3 1/2 %	28兆円	8 1/2 %	39兆円	12 %
2025年度	20兆円	5 %	15兆円	3 1/2 %	31兆円	8 %	42兆円	10 1/2 %
2050年度	35兆円	7 %	32兆円	6 %	42兆円	8 %	50兆円	9 1/2 %

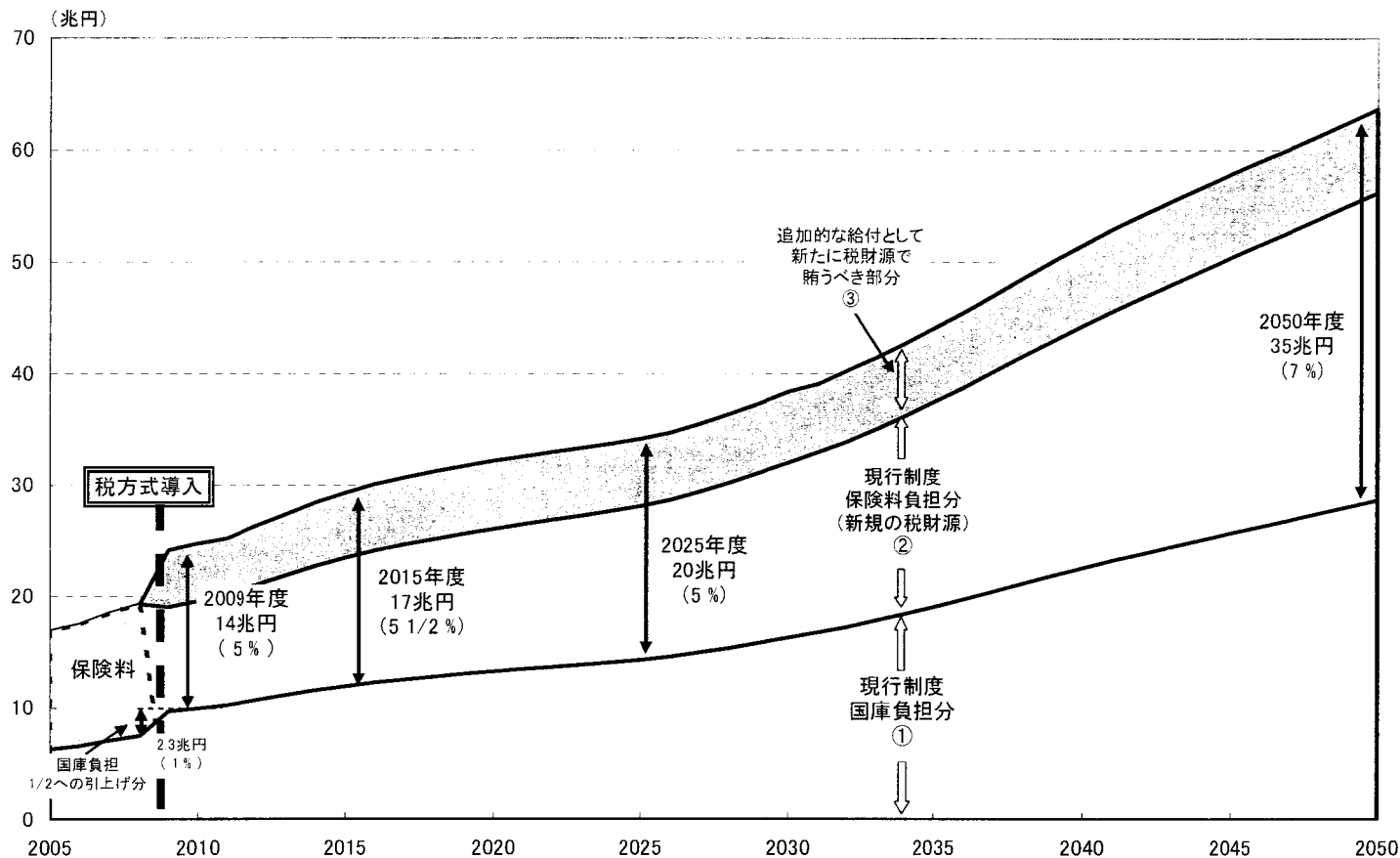
- ・ 平成20年度の予算における基礎年金国庫負担割合は37.3%(1/3 + 40/1000)であることから、上記の消費税率換算の他に、国庫負担割合1/2にまで引き上げるための財源として、約1%が追加的に必要になる。

※ 次ページ以降の計算では、経済前提: ケースⅡ-1の場合における移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果を示している。
 なお、比較対象とする現行制度における国民年金保険料の納付率の前提は80%の場合としている。経済前提の違いによる影響についてはマクロ試算5-2を参照。

※ 消費税率換算に用いた消費税収は、将来、経済成長率と同程度に伸びるものとして計算している。

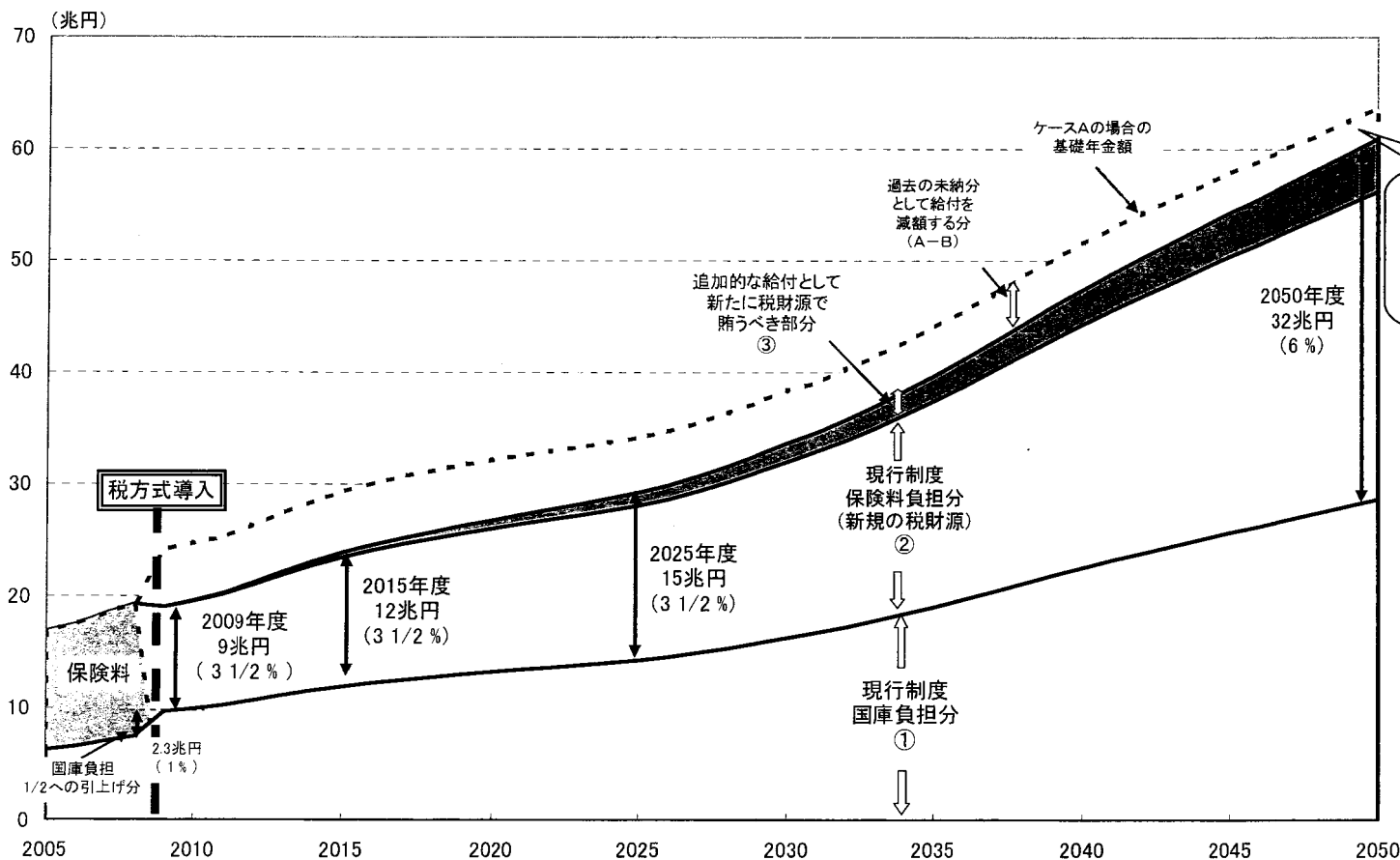
[移行パターン各ケースごとのシミュレーション結果]

<ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	29	12	12	6	17	5 1/2
2025	34	14	14	6	20	5
2050	64	29	28	7	35	7

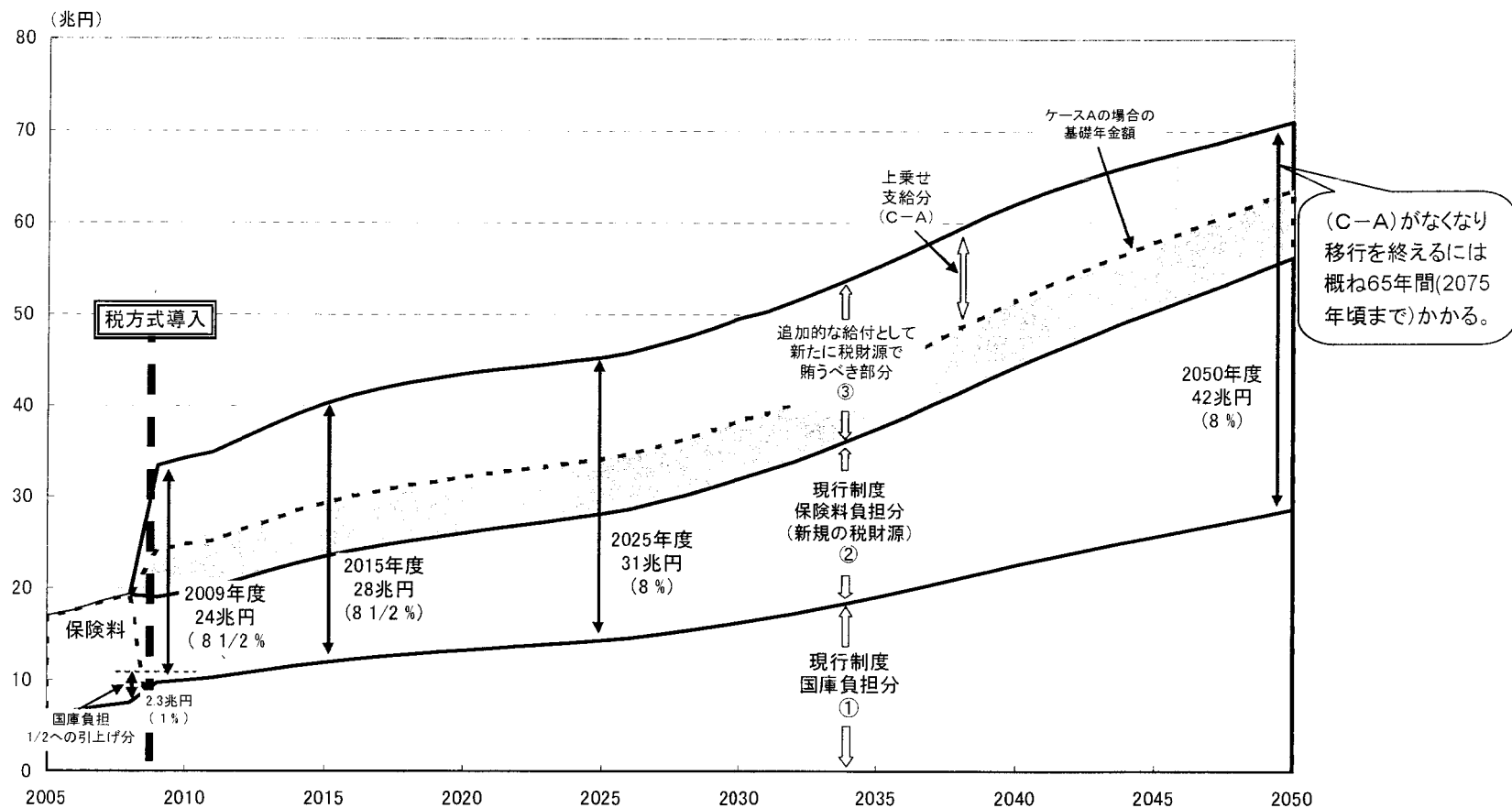
<ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



(A-B)がなくなり
移行を終えるには
概ね65年間(2075
年頃まで)かかる。

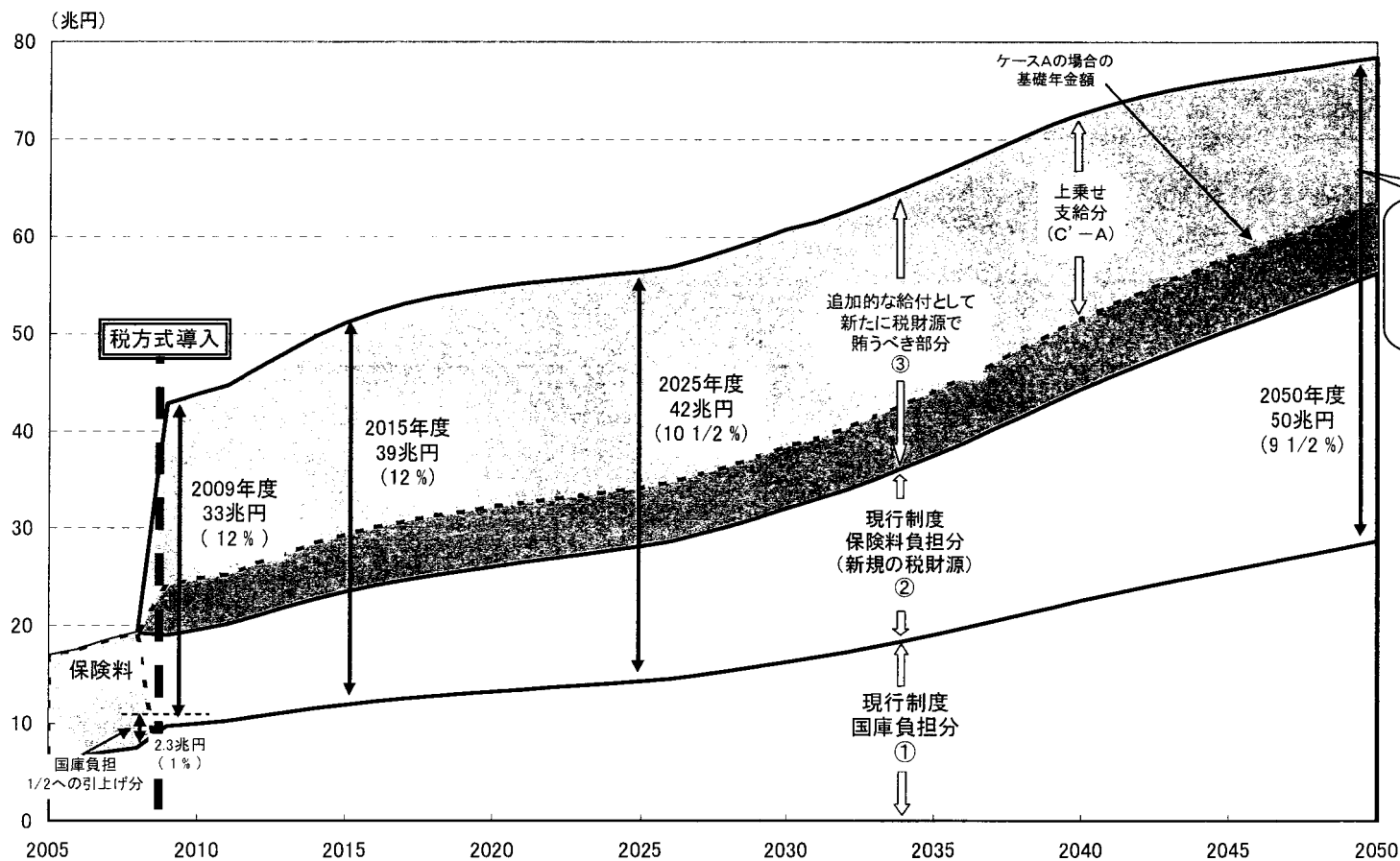
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	過去の未納分 として給付を 減額する分
						兆円	
2009	19	10	9	0	9	3 1/2	▲ 5
2015	24	12	12	0	12	3 1/2	▲ 5
2025	29	14	14	1	15	3 1/2	▲ 5
2050	61	29	28	5	32	6	▲ 3

<ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
						%	
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9
2015	40	12	12	17	28	8 1/2	11
2025	45	14	14	17	31	8	11
2050	71	29	28	15	42	8	7

<ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
						消費税率換算	%	
2009	43	10	9	24	33	12	19	
2015	51	12	12	28	39	12	22	
2025	56	14	14	28	42	10 1/2	22	
2050	78	29	28	22	50	9 1/2	15	

(C'-A)がなくなり
移行を終えるには
概ね65年間(2075
年頃まで)かかる。

マクロ試算3-2 基礎年金税方式化への移行にあたり、国庫負担割合を段階的に引き上げ、 20年後に税方式に移行する場合の影響

- 税方式化への移行に関して、ある時点から一斉に税財源に移行するのではなく、2009年度に国庫負担割合を1/2に引き上げた後、20年間かけて国庫負担割合を100%に近づけていく前提とする。
- この場合、各移行パターンについて、20年間は保険料負担が継続し、
 - a ケースAの場合、20年後には保険料の納付の有無に関わらず一律の給付を行うことを明らかにしつつ、保険料負担を求め続けることとなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増がある。
 - b ケースBの場合、概ね65年かかる移行期間が更に20年長くなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増はない。
 - c ケースCの場合、概ね65年かかる移行期間が更に20年長くなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増がある。

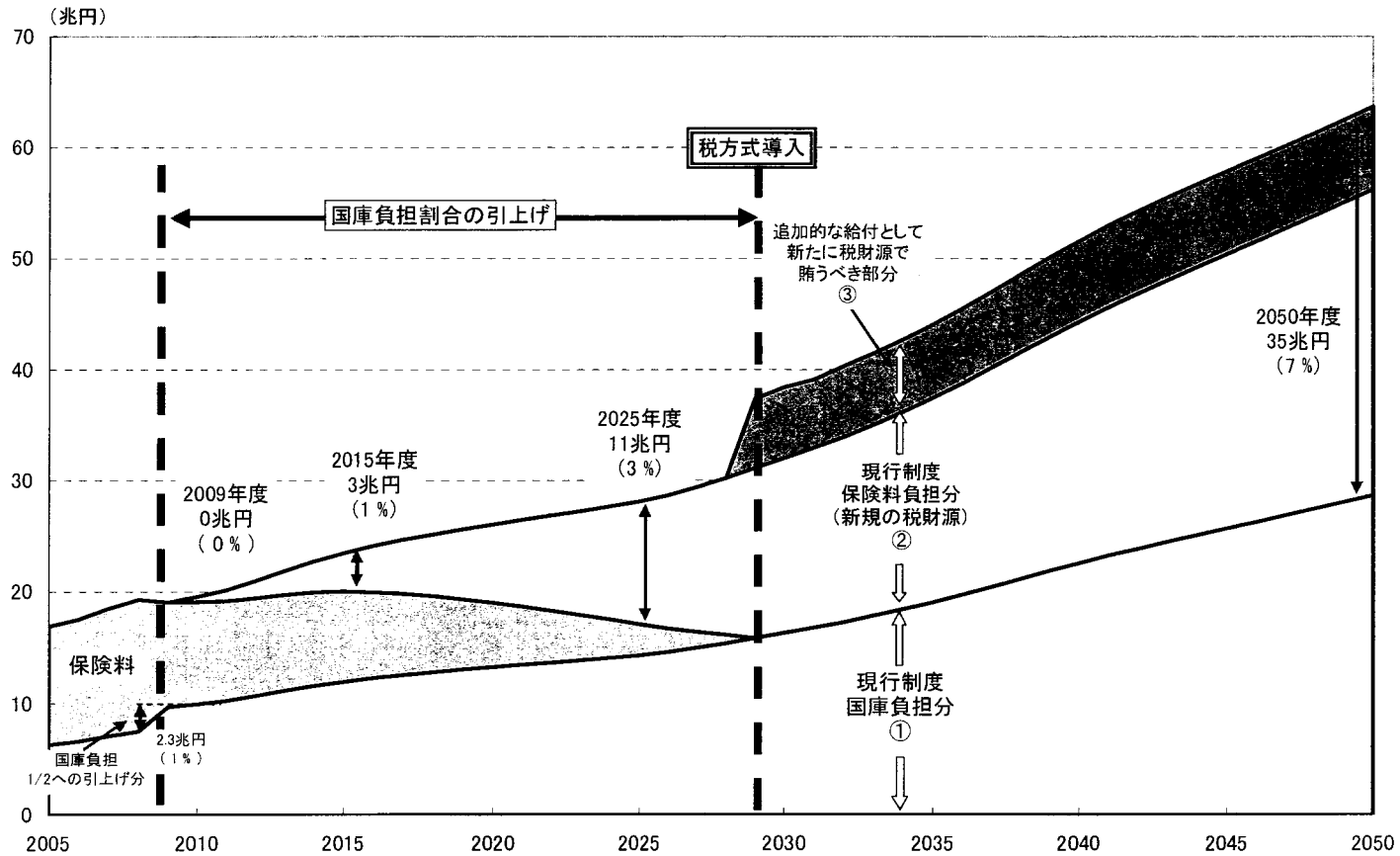
国庫負担割合を段階的に引き上げ、20年後に税方式に移行する場合の保険料と追加税額の推移について

年度	ケースA			ケースB			ケースC			ケースC'		
	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算
2009年度	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %
2015年度	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %
2025年度	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %
2050年度	0兆円	35兆円	7 %	0兆円	30兆円	6 %	0兆円	49兆円	9 1/2 %	0兆円	62兆円	12 %

※ 経済前提 : ケースII-1、20年間の国民年金保険料納付率の前提 : 80%の場合

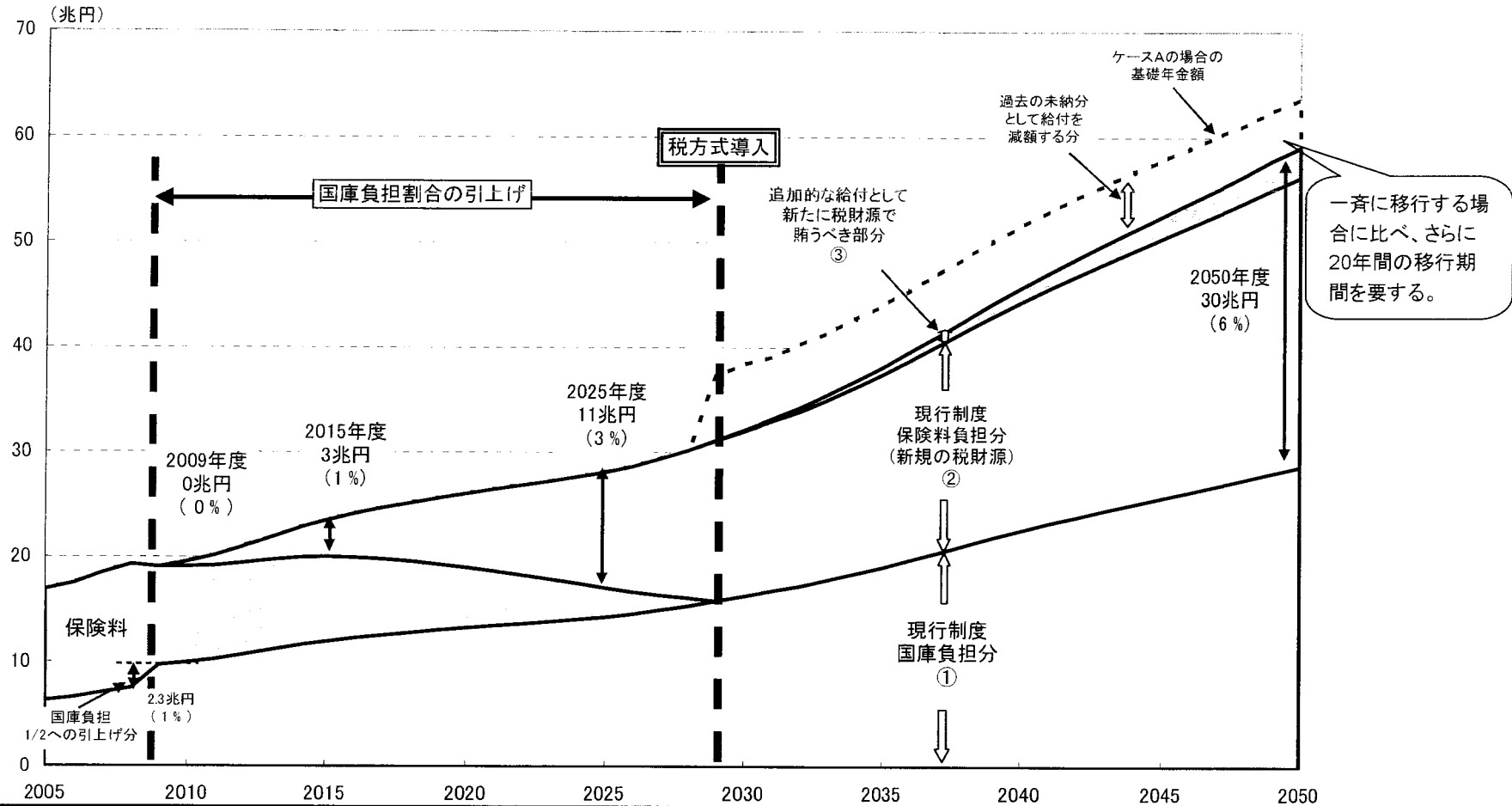
〔 移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果 〕

〈税方式ケースA〉 過去の納付状況に関係なく一律給付



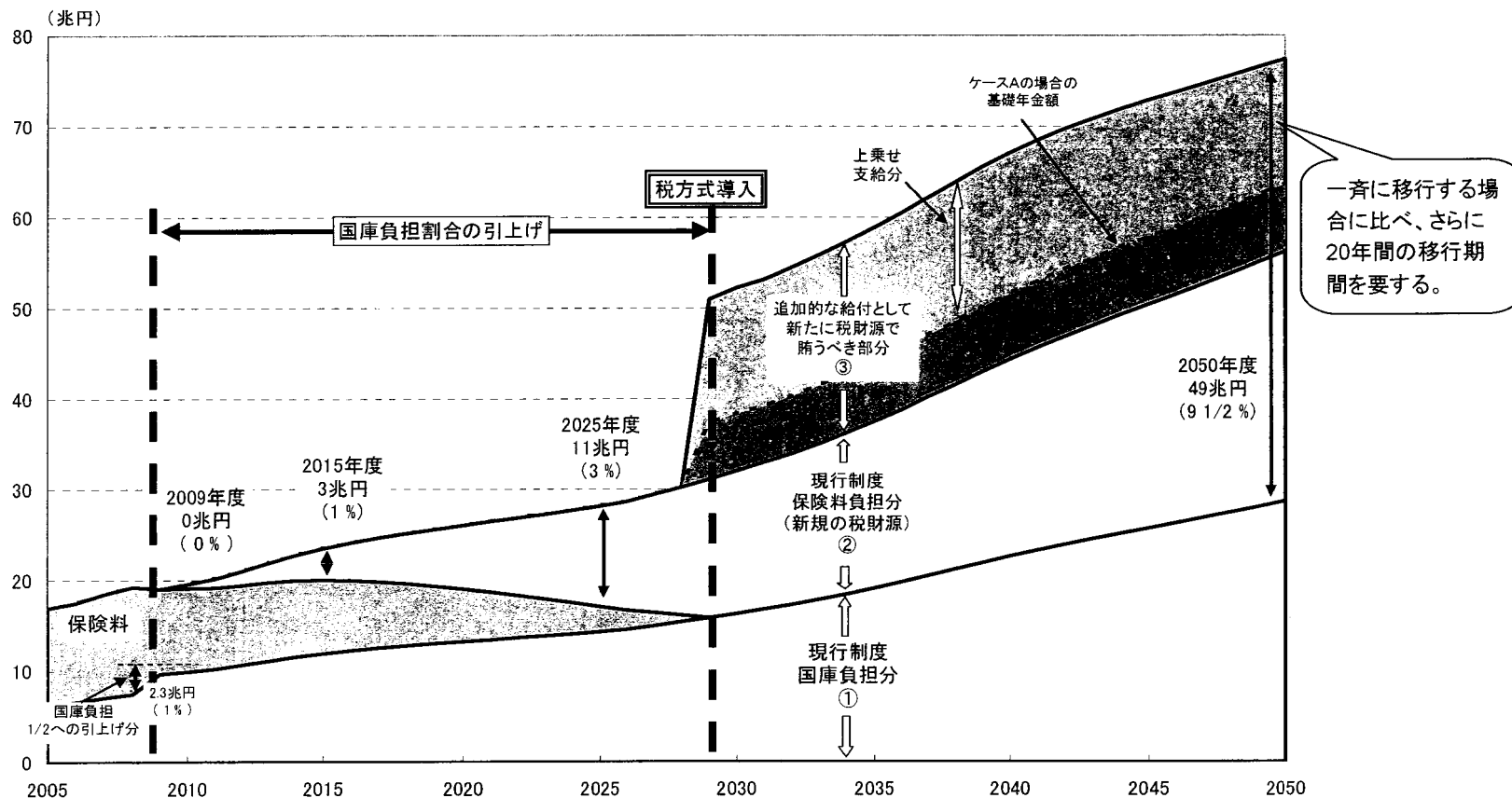
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	移行期間における 保険料収入 ④	追加税額 ②+③-④	消費税率換算 %
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2009	19	10	9	0	9	0	0
2015	23	12	12	0	8	3	1
2025	28	14	14	0	3	11	3
2050	64	29	28	7	0	35	7

<税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として新たに税財源で賄うべき部分 ③ 兆円	移行期間における 保険料収入 ④ 兆円	追加税額 ②+③-④ 兆円		過去の未納分として給付を減額する分 兆円
						消費税率換算 %		
2009	19	10	9	0	9	0	0	0
2015	23	12	12	0	8	3	1	0
2025	28	14	14	0	3	11	3	0
2050	59	29	28	3	0	30	6	▲ 5

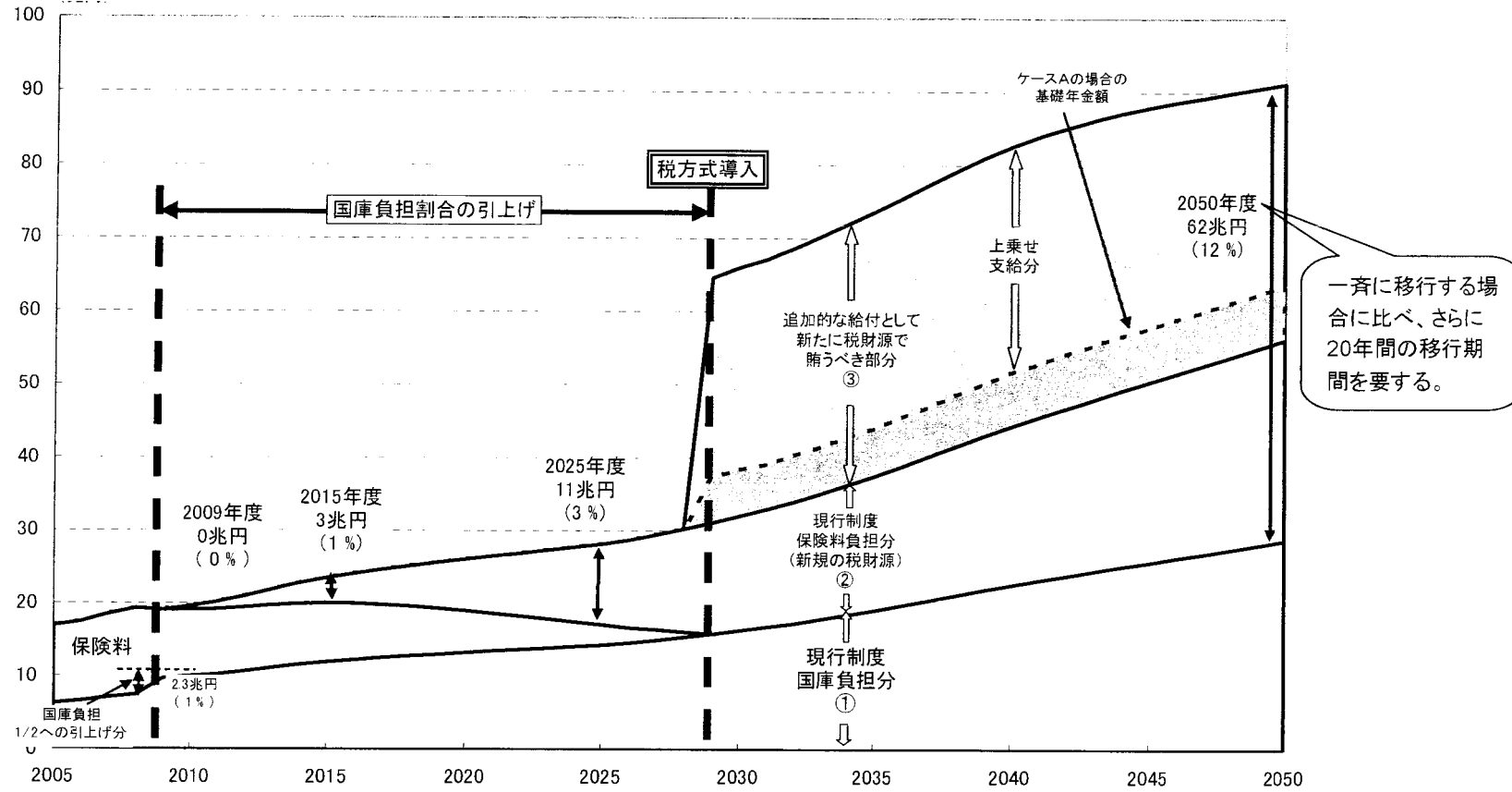
<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	移行期間における 保険料収入 ④ 兆円	追加税額 ②+③-④ 兆円	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
							%	
2009	19	10	9	0	9	0	0	0
2015	23	12	12	0	8	3	1	0
2025	28	14	14	0	3	11	3	0
2050	77	29	28	21	0	49	9 1/2	14

※ 上記の試算では、当面20年間の保険料納付分については、例えば、国庫負担割合4分の3、保険料負担割合4分の1になったときには、6.6万円の4分の1の1.65万円が支給されるといったように、保険料額に相当する分だけが上乗せ支給されるという前提で計算している。

<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として新たに税財源で賄うべき部分 ③ 兆円	移行期間における 保険料収入 ④ 兆円	追加税額 ②+③-④ 兆円	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
								%	
2009	19	10	9	0	9	0	0	0	
2015	23	12	12	0	8	3	1	0	
2025	28	14	14	0	3	11	3	0	
2050	91	29	28	35	0	62	12	27	

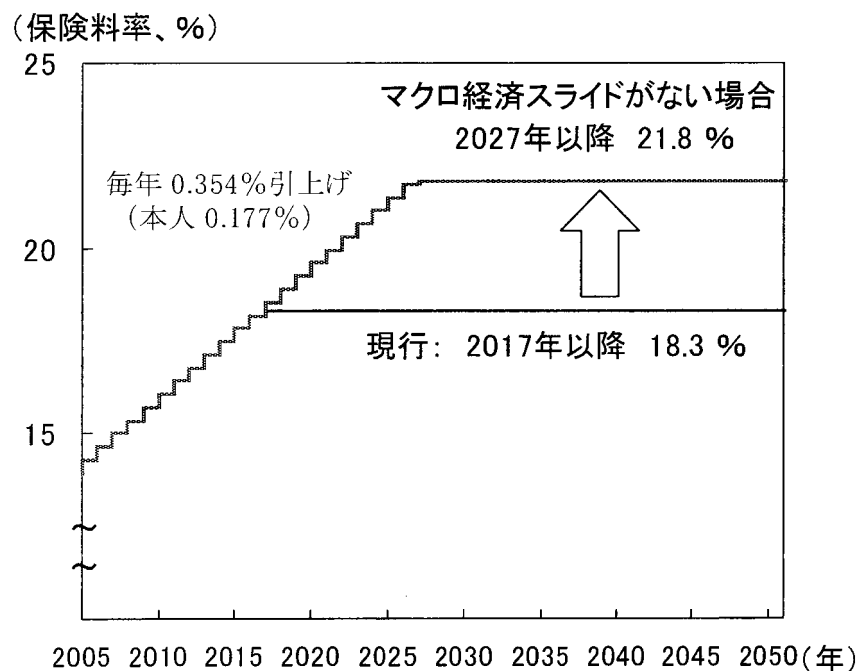
※ このケースの前提として、国庫負担割合が段階的に引き上がり保険料納付分が小さくても、上乗せ支給として6.6万円相当額を支給する案も考えられるが、ここでは、当面20年間の保険料納付分については、保険料負担相当分の給付を支給するケースCの2倍の給付を支給するという前提で計算している。(例えば、国庫負担割合4分の3、保険料負担割合4分の1の場合は、1.65万円×2=3.3万円)

(4) マクロ経済スライドを行わない場合

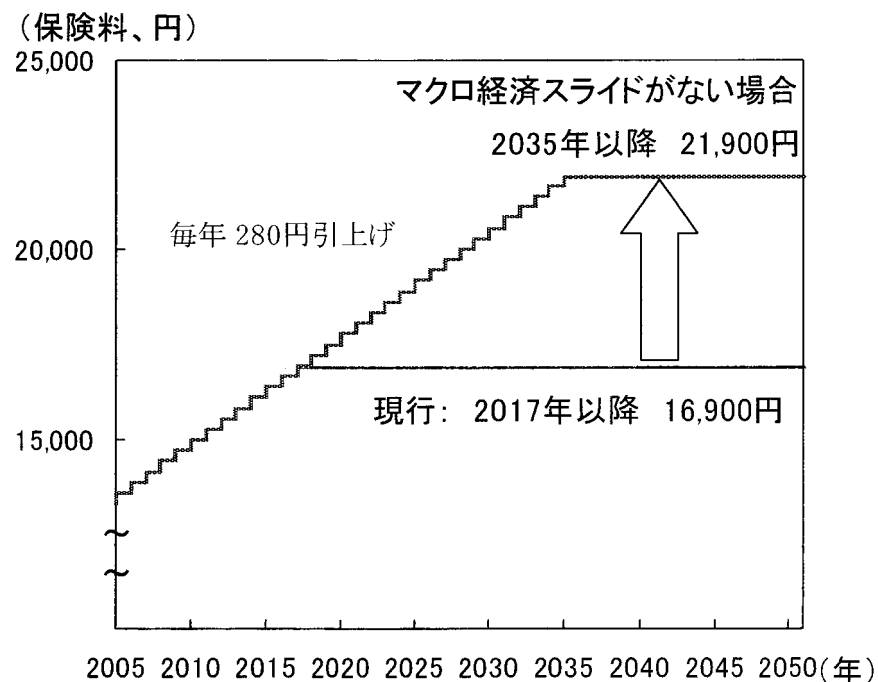
マクロ試算4-1 現行制度で、マクロ経済スライドを行わず、保険料を引き上げるとした場合の影響

- 現行制度では、平成16年改正でマクロ経済スライドが導入され、厚生年金の保険料率は18.3%(2017年度～)、国民年金の保険料は16,900円(平成16年度価格、2017年度～)となっている。
- しかし、マクロ経済スライドを行わない場合には、保険料水準の引上げが必要となり、暫定試算・基本ケースでは、厚生年金は21.8%(2027年度～)、国民年金は21,900円(平成16年度価格、2035年度～)となる。

【 厚生年金の保険料率 】

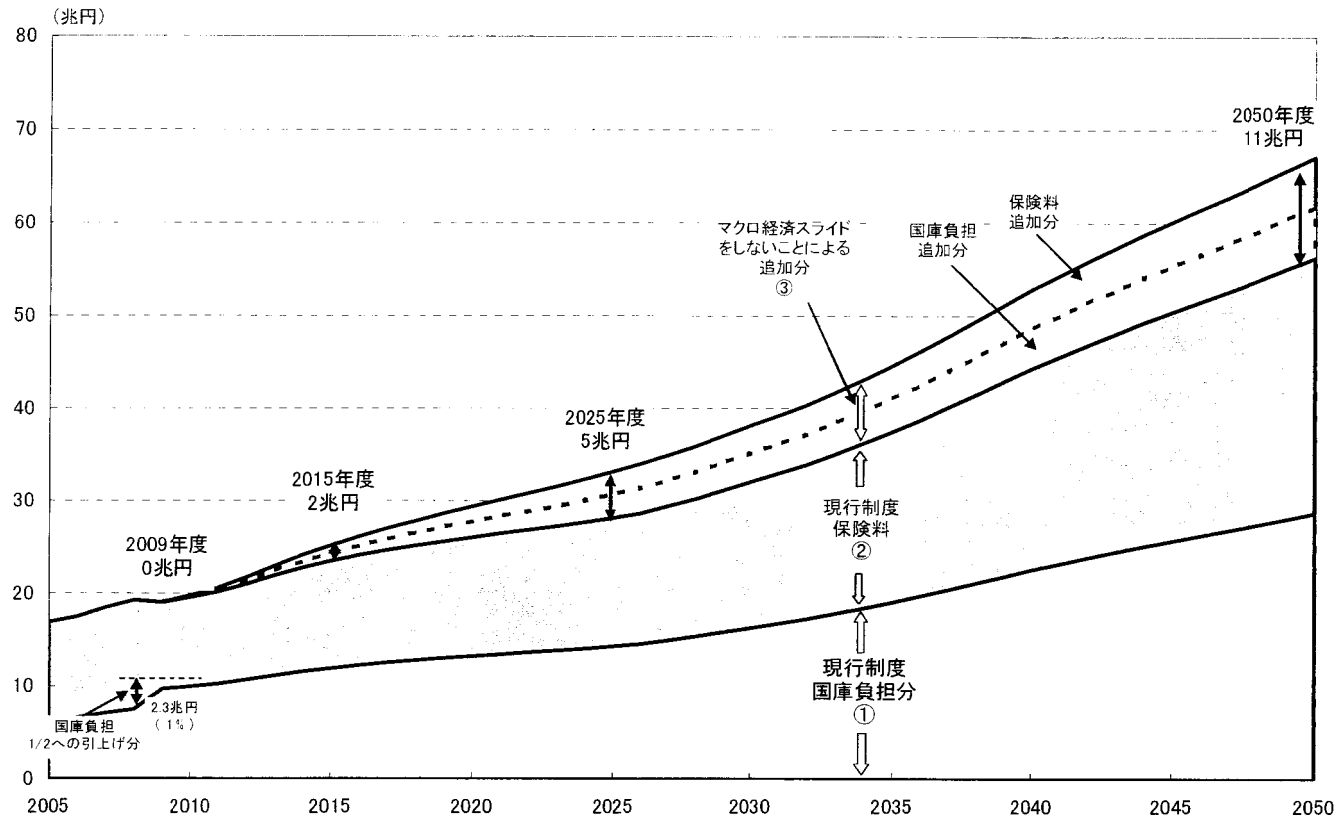


【 国民年金の保険料 】



※ 経済前提 : ケースⅡ-1、国民年金保険料納付率の前提 : 80%の場合

現行制度で、マクロ経済スライドを行わず、保険料を引き上げるとした場合における 基礎年金にかかる国庫負担と保険料の推移



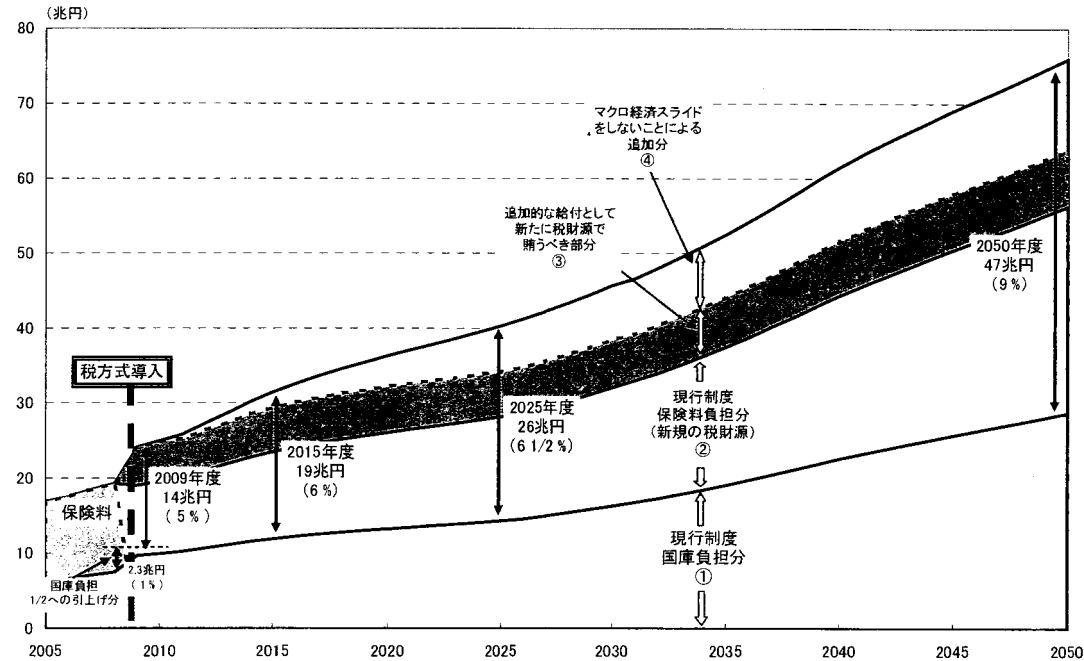
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料 ②	マクロ経済スライド をしないことによる 追加分 ③	うち追加分	
					うち国庫負担追加分	うち保険料追加分
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	9	0	0	0
2015	25	12	12	2	1	1
2025	33	14	14	5	3	2
2050	67	29	28	11	6	5

(注) 上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

マクロ試算4-2 税方式化案で、マクロ経済スライドを行わない場合の影響

- 基礎年金を税方式化した場合において、税方式移行後、マクロ経済スライドを行わなければ、さらに、追加の財源が必要となる。(消費税率換算は、2025年度で1 1/2%、2050年度で2 1/2%程度)

〈ケースAの前提でマクロ経済スライドを行わない場合〉



年度	基礎年金 ①+②+③+④	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	マクロ経済スライド をしないことによる 追加分 ④	追加税額 ②+③+④	消費税率換算 %	うち④相当分の 消費税率換算 %
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		
2009	24	10	9	5	0	14	5	0
2015	31	12	12	6	2	19	6	1/2
2025	40	14	14	6	6	26	6 1/2	1 1/2
2050	76	29	28	7	12	47	9	2 1/2

※1 ケースBにおいて、税方式導入後期間に基づく給付についてのみマクロ経済スライドを行わない場合は、④の追加分は小さくなる。

※2 ケースC及びC'において、上乗せ部分についてもマクロ経済スライドを行わない場合は、④の追加分はさらに大きくなる。

※ 経済前提： ケースⅡ-1

(5) 経済前提を置き換えた場合

マクロ試算5-1 現行制度で、経済前提を置き換えた場合の影響

- 現行制度において、経済前提を置き換えた場合の影響について、基礎年金給付費の名目額の変化及び最終的な所得代替率の見通しを試算した。

- 現行制度で経済前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

(兆円)

ケース	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
I-1	19	24	31	83	9	12	15	40
I-2	19	24	28	57	9	12	14	28
II-1	19	23	28	56	9	12	14	28
II-2	19	23	28	45	9	12	14	22

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

[保険料水準]

いずれの経済前提の場合においても、保険料水準は、いずれも、

厚生年金 : 18.3% (2017年度～) 国民年金 : 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

[給付水準]

経済前提の各ケースごとのマクロ経済スライドにより調整された給付の最終的な所得代替率は、

ケース I-1	51.5%	ケース I-2	50.7%
ケース II-1	51.6%(暫定試算)	ケース II-2	46.9%

※ 国民年金の納付率の前提は、80%(暫定試算の前提)としている。

マクロ試算5-2 税方式化案で、経済前提を置き換えた場合の影響

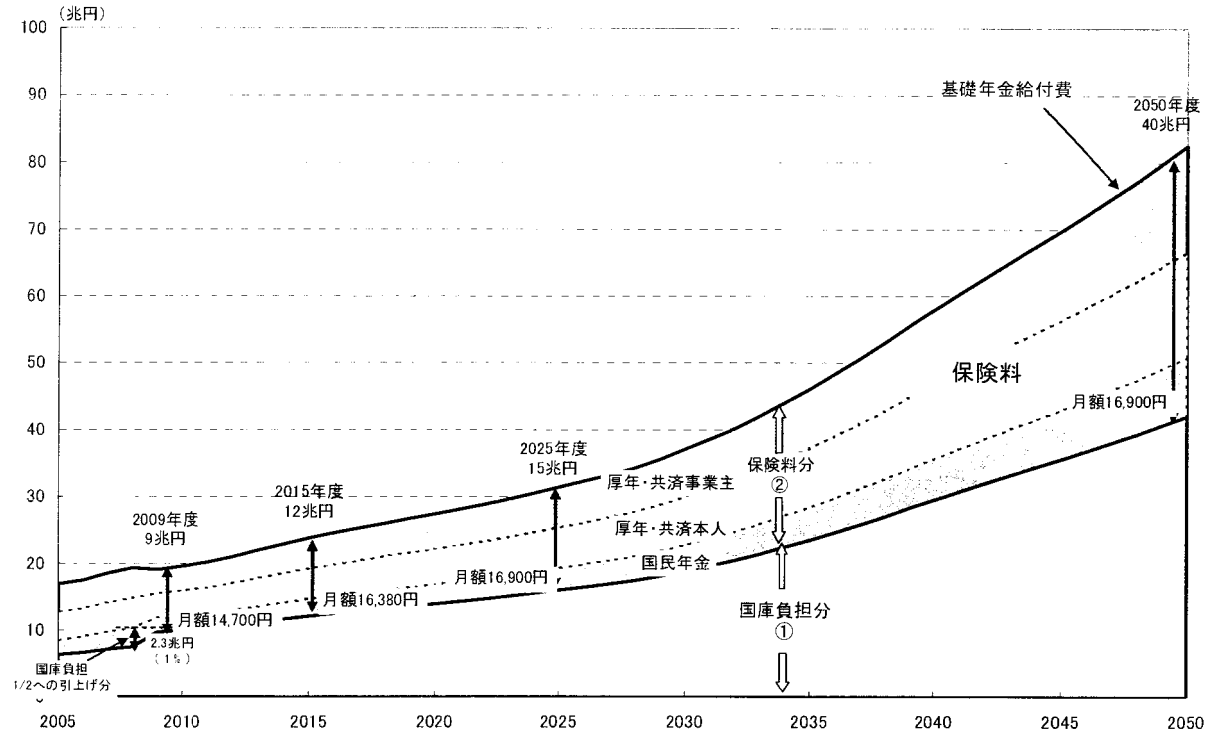
- 税方式化案において、経済前提を置き換えた場合の影響について、基礎年金給付費の名目額は経済の伸びに合わせて大小するが、税方式化した場合の追加的税財源の消費税率換算については、いずれの経済前提においても、結果はほとんど変わらない。
- これは、① 消費税込が経済成長率に連動すると考えられること、② 税方式化案においても現行制度にあわせてマクロ経済スライドを行うこととしていることといった要因による。

○ 現行制度及び税方式化案で経済前提を置き換えた場合の見通し

	基礎年金給付費				追加税財源 〔()内は現行制度の保険料額〕				消費税率換算			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
(兆円)												
(%)												
<現行制度>												
I-1	19	24	31	83	(9)	(12)	(15)	(40)				
I-2	19	24	28	57	(9)	(12)	(14)	(28)				
II-1	19	23	28	56	(9)	(12)	(14)	(28)				
II-2	19	23	28	45	(9)	(12)	(14)	(22)				
<ケースA>												
I-1	24	30	38	94	14	18	22	52	5	5	5	6 1/2
I-2	24	29	35	65	14	17	20	35	5	5 1/2	5	6 1/2
II-1	24	29	34	64	14	17	20	35	5	5 1/2	5	7
II-2	24	29	34	51	14	17	20	28	5	5 1/2	5	6 1/2
<ケースB>												
I-1	19	24	33	90	9	12	17	48	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6
I-2	19	24	30	62	9	12	15	33	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6
II-1	19	24	29	61	9	12	15	32	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6
II-2	19	24	29	49	9	12	15	26	3 1/2	3 1/2	4	6
<ケースC>												
I-1	33	41	51	105	24	29	35	63	8 1/2	8 1/2	7 1/2	7 1/2
I-2	33	40	46	72	24	28	31	43	8 1/2	8 1/2	7 1/2	8
II-1	33	40	45	71	24	28	31	42	8 1/2	8 1/2	8	8
II-2	33	40	45	57	24	28	31	34	8 1/2	9	8	7 1/2
<ケースC'>												
I-1	43	52	63	116	33	40	47	73	12	11 1/2	10	9
I-2	43	51	57	80	33	39	43	50	12	12	10 1/2	9 1/2
II-1	43	51	56	78	33	39	42	50	12	12	10 1/2	9 1/2
II-2	43	51	56	63	33	39	42	40	12	12	11	9

[各ケースごとのシミュレーション結果] ※ 経済前提Ⅱ-1の場合は、P5及びP17～P20参照
 (経済前提: I-1)

< 現行制度 >

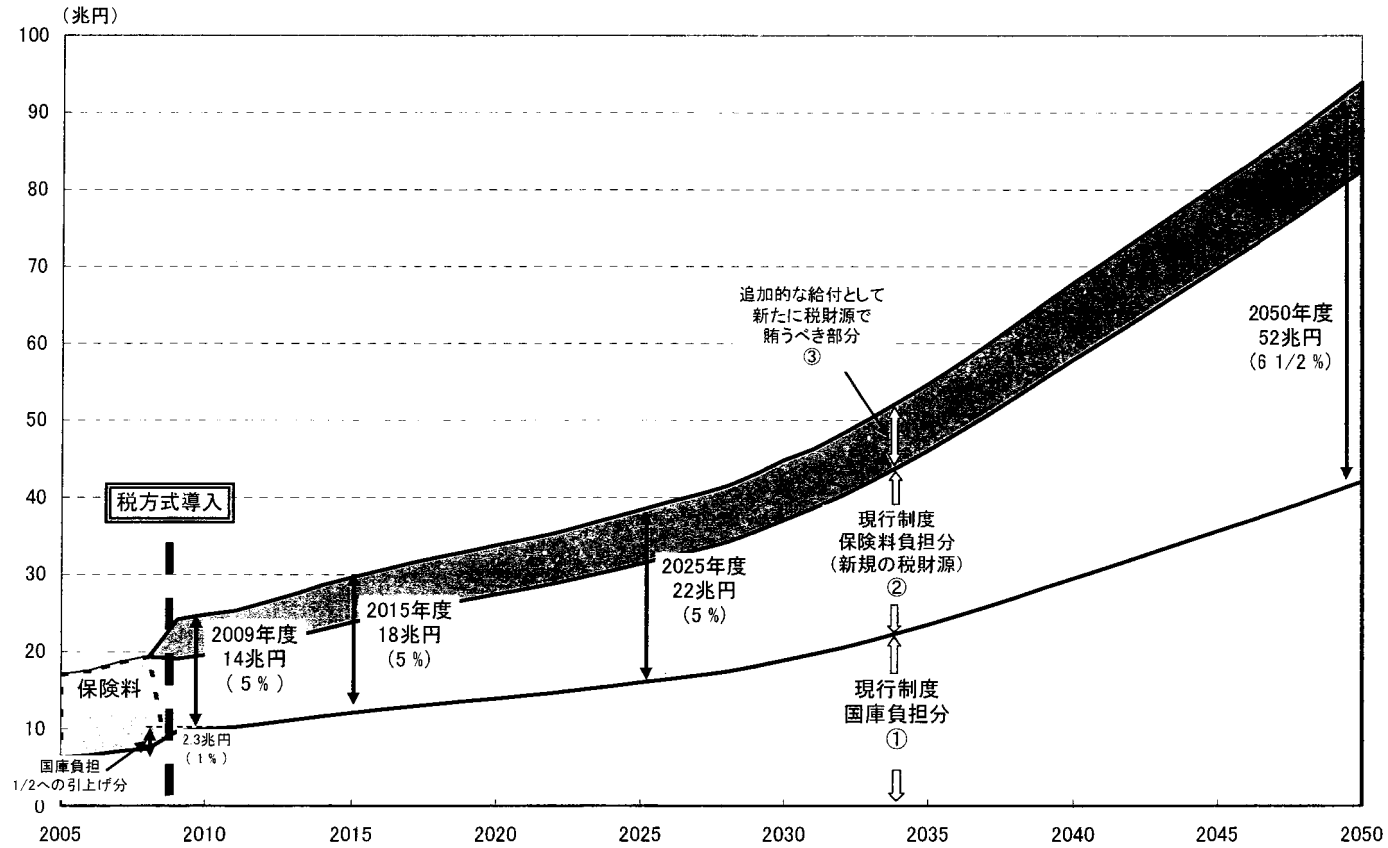


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	9	2	3	3	0	0
2015	24	12	12	3	4	4	1	1
2025	31	16	15	3	5	5	1	1
2050	83	42	40	9	14	14	2	2

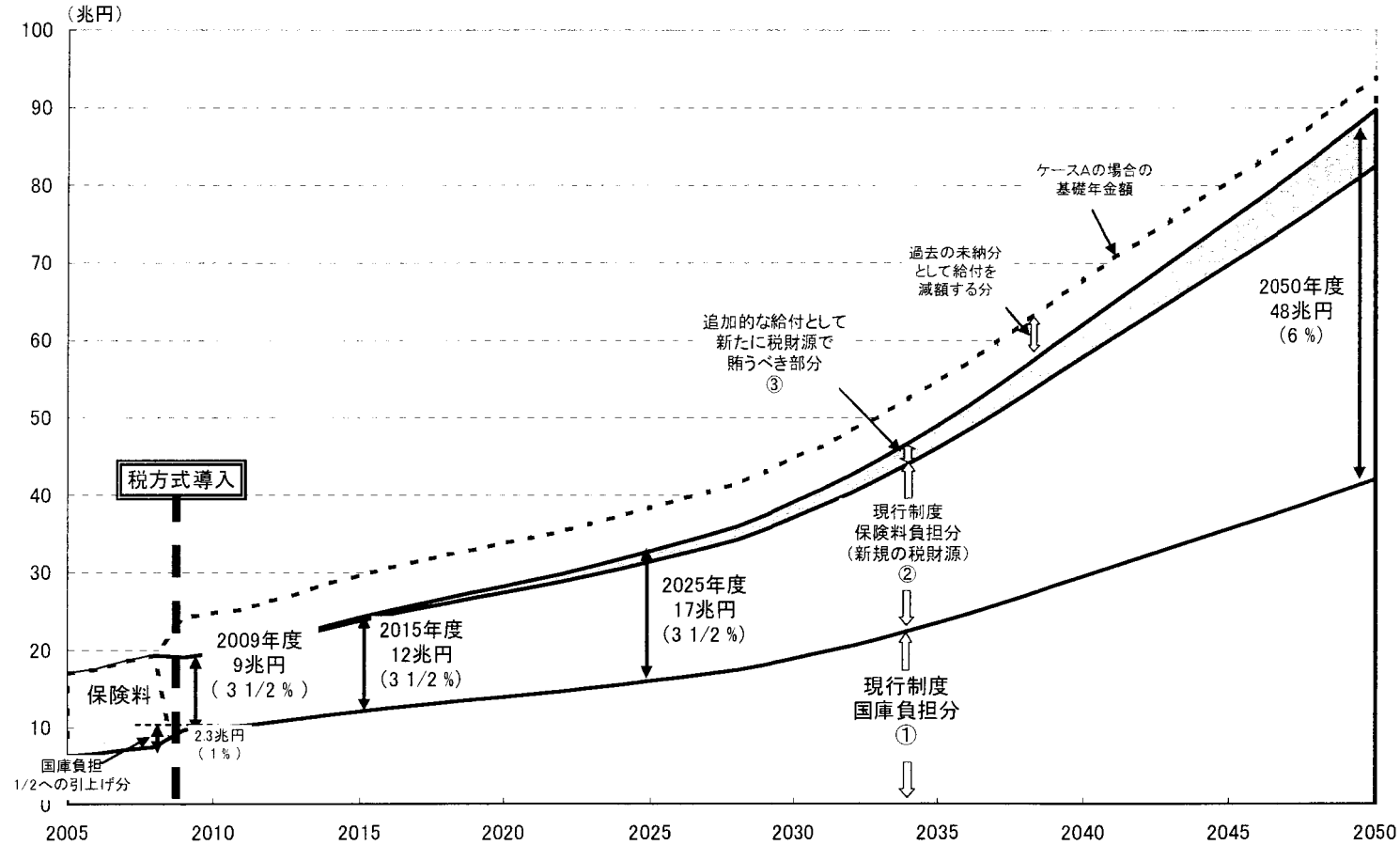
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

<税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



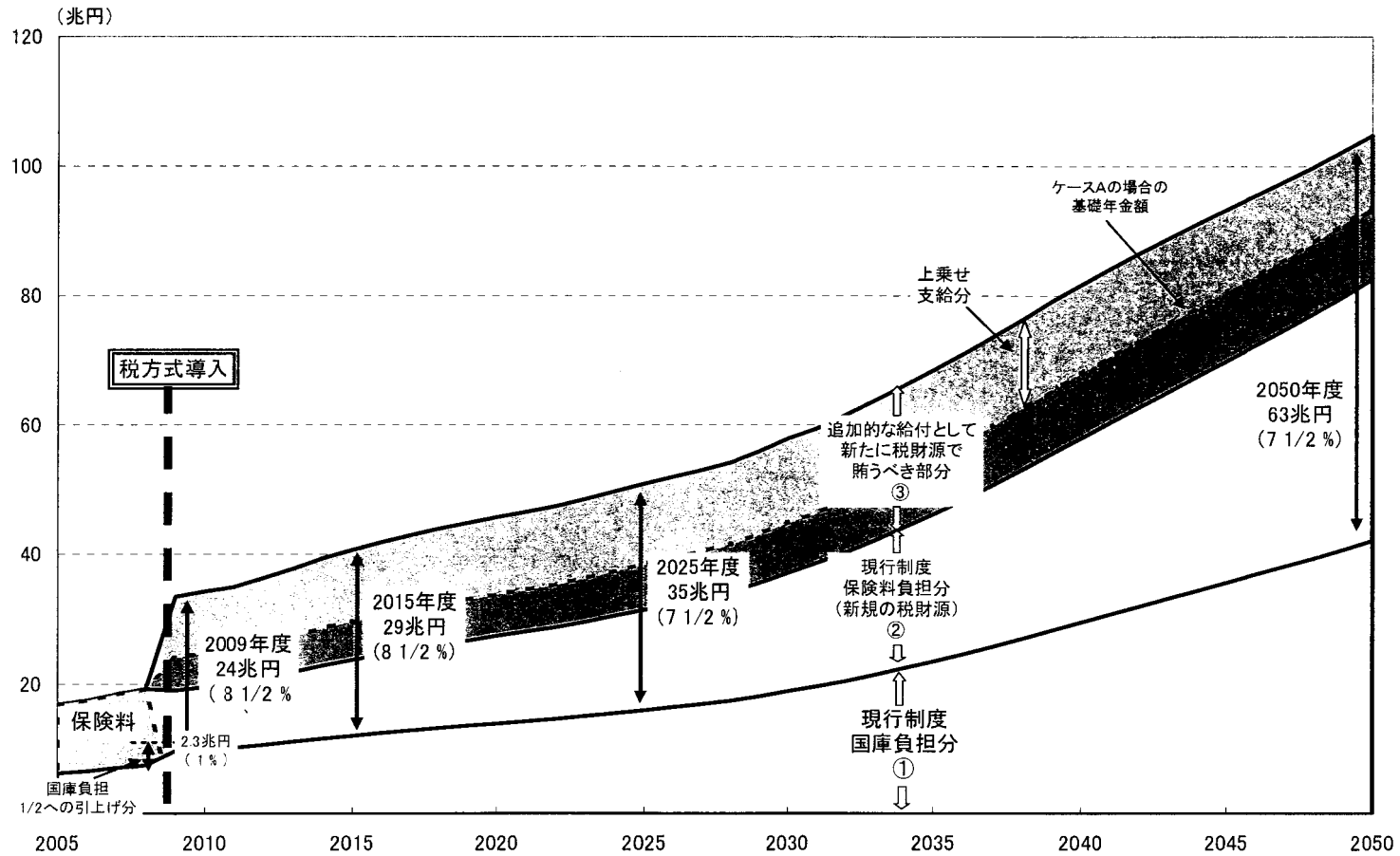
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	30	12	12	6	18	5
2025	38	16	15	7	22	5
2050	94	42	40	11	52	6 1/2

<税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



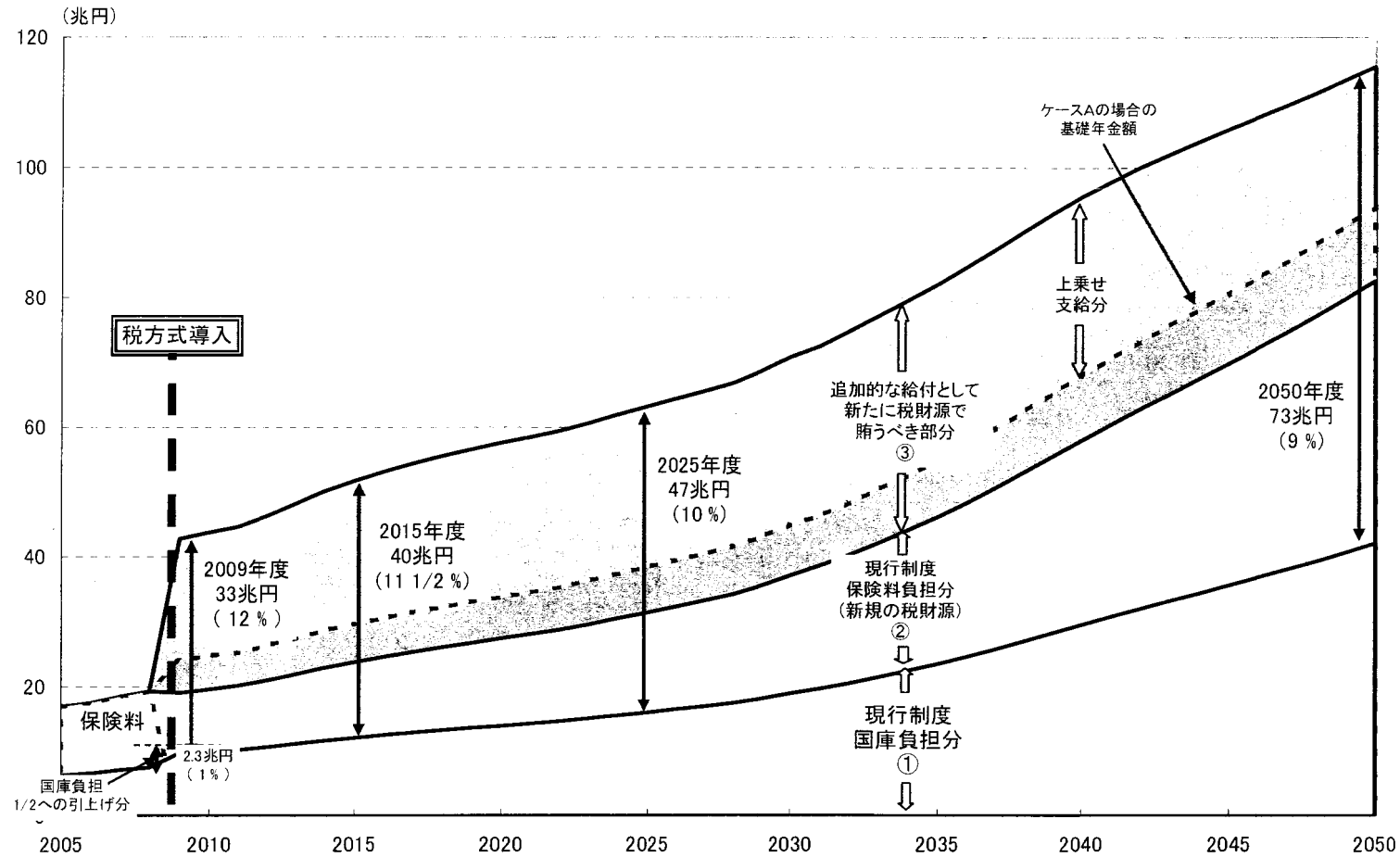
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	過去の未納分 として給付を 減額する分
						兆円	
2009	19	10	9	0	9	3 1/2	▲ 5
2015	24	12	12	0	12	3 1/2	▲ 5
2025	33	16	15	1	17	3 1/2	▲ 6
2050	90	42	40	7	48	6	▲ 4

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	%	
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9	
2015	41	12	12	17	29	8 1/2	11	
2025	51	16	15	19	35	7 1/2	12	
2050	105	42	40	22	63	7 1/2	11	

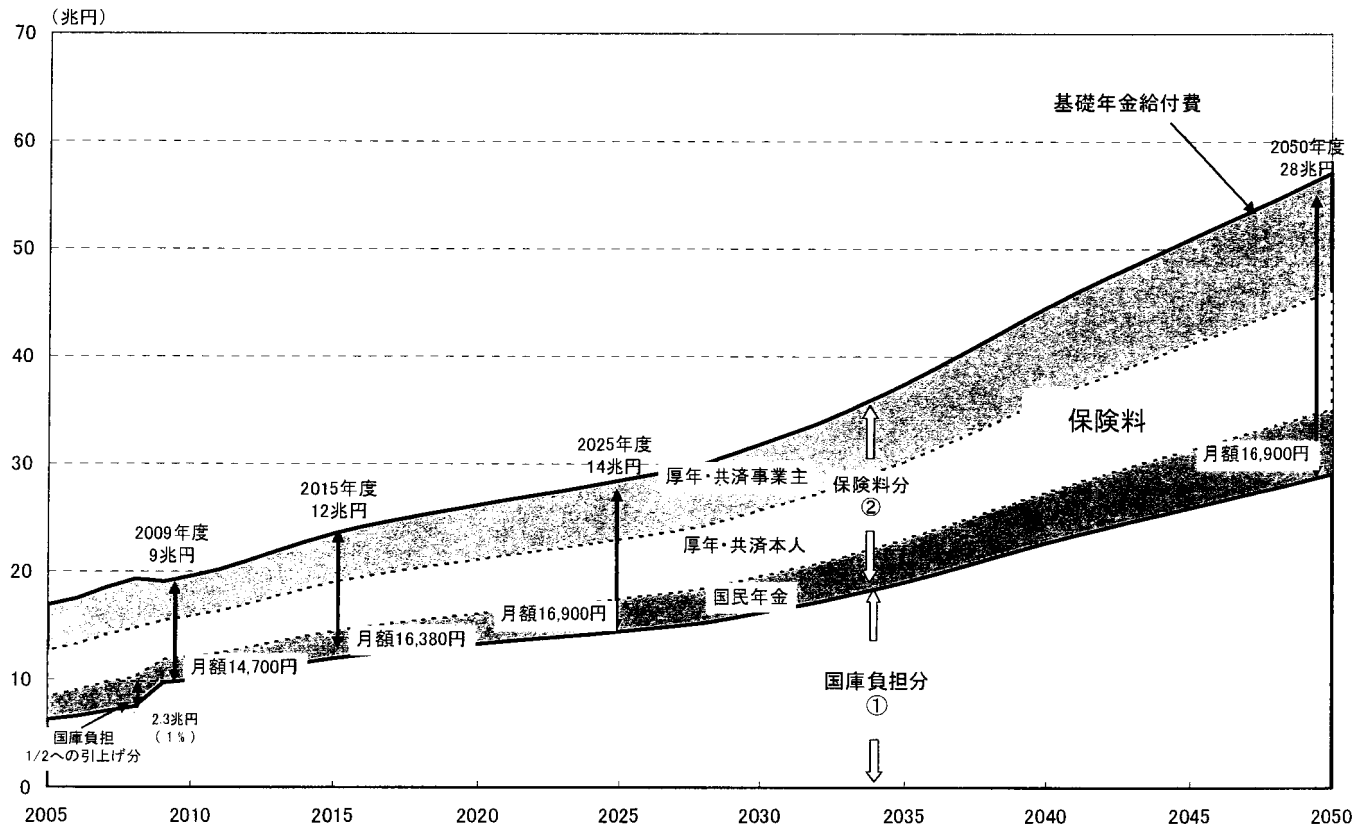
<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円		上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
					消費税率換算 %		
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	52	12	12	28	40	11 1/2	22
2025	63	16	15	32	47	10	25
2050	116	42	40	33	73	9	22

(経済前提: I-2)

< 現行制度 >

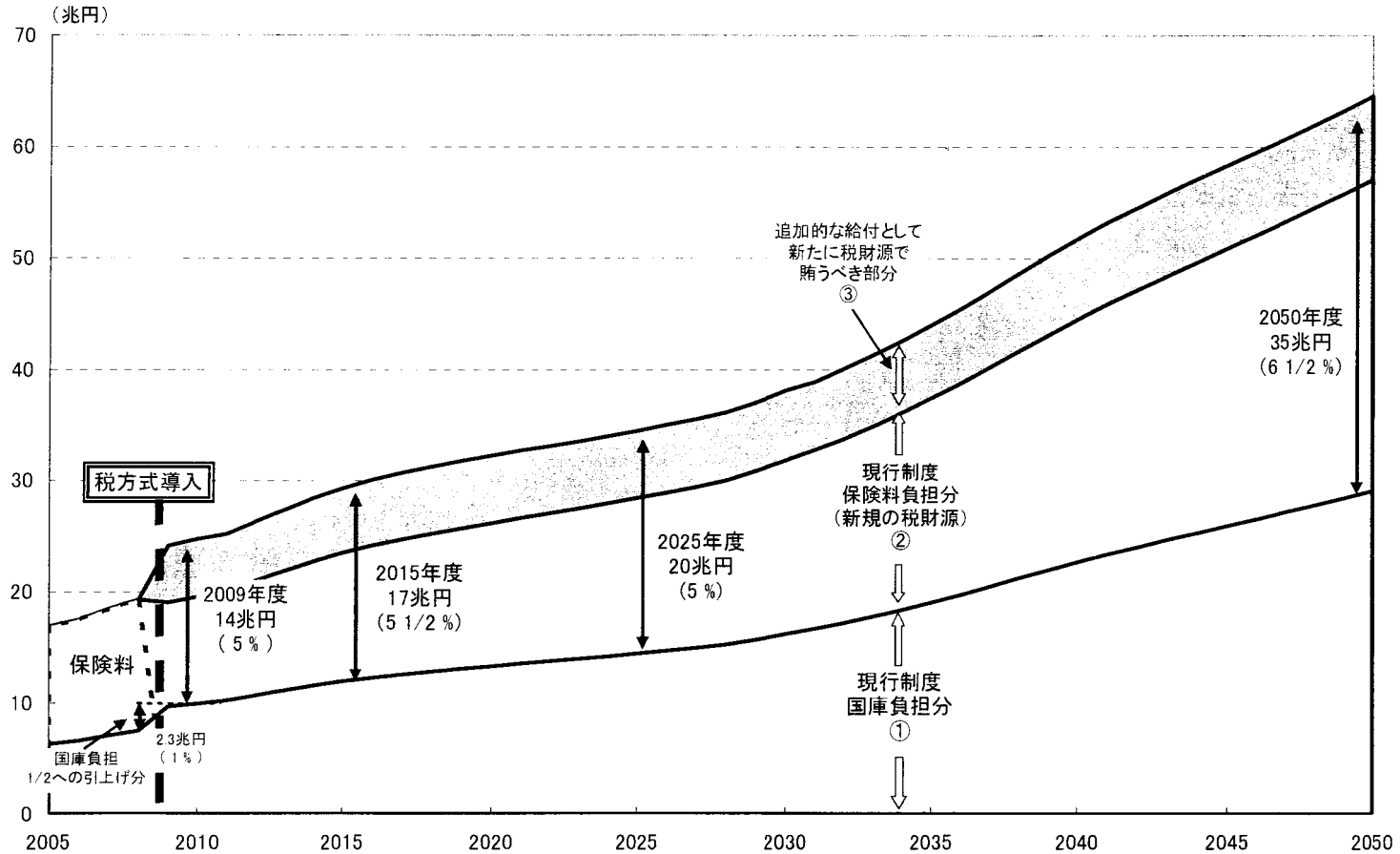


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
兆円		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	9	2	3	3	0	0
2015	24	12	12	3	4	4	1	1
2025	28	14	14	3	5	5	1	1
2050	57	29	28	6	10	10	1	1

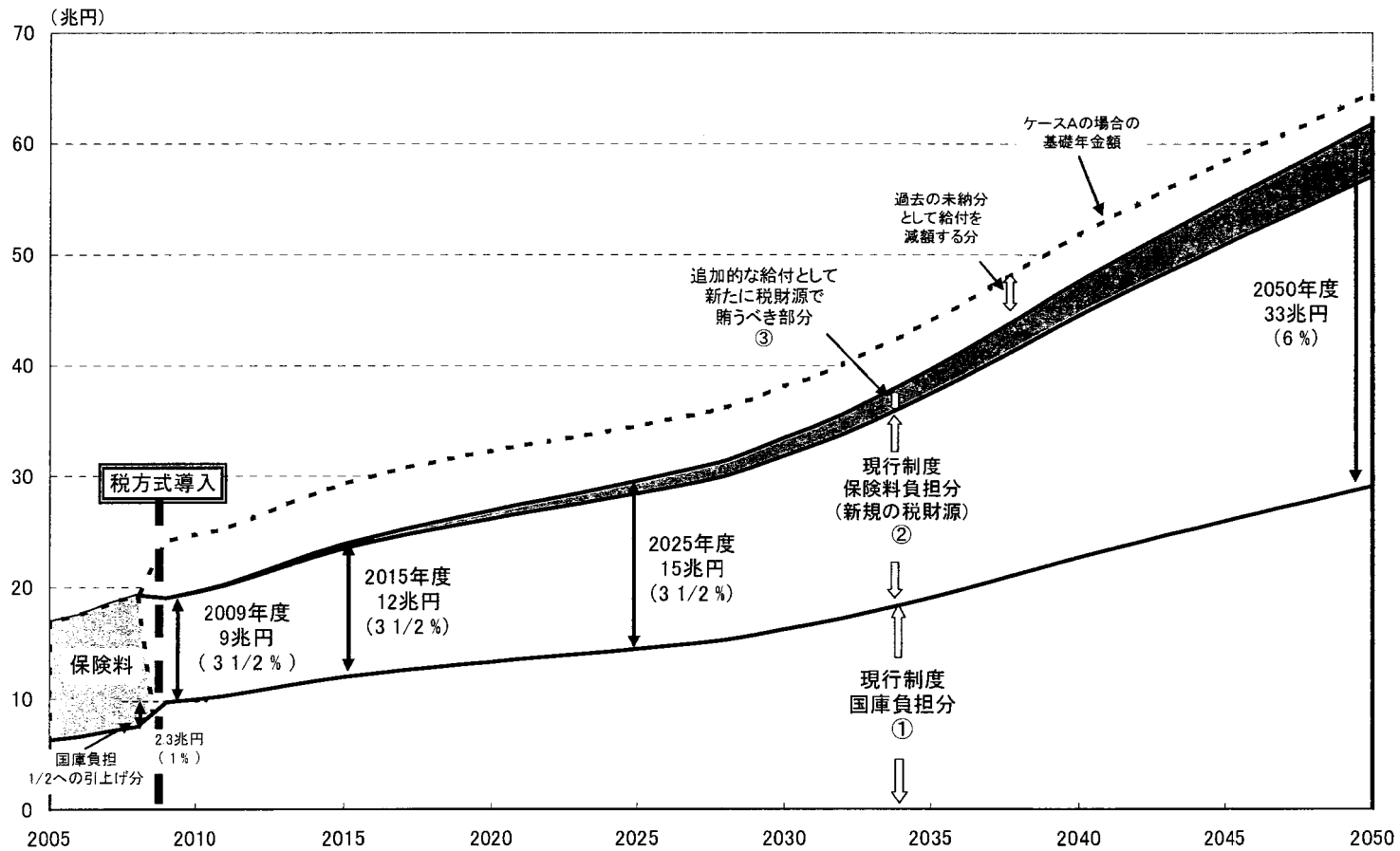
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

<税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



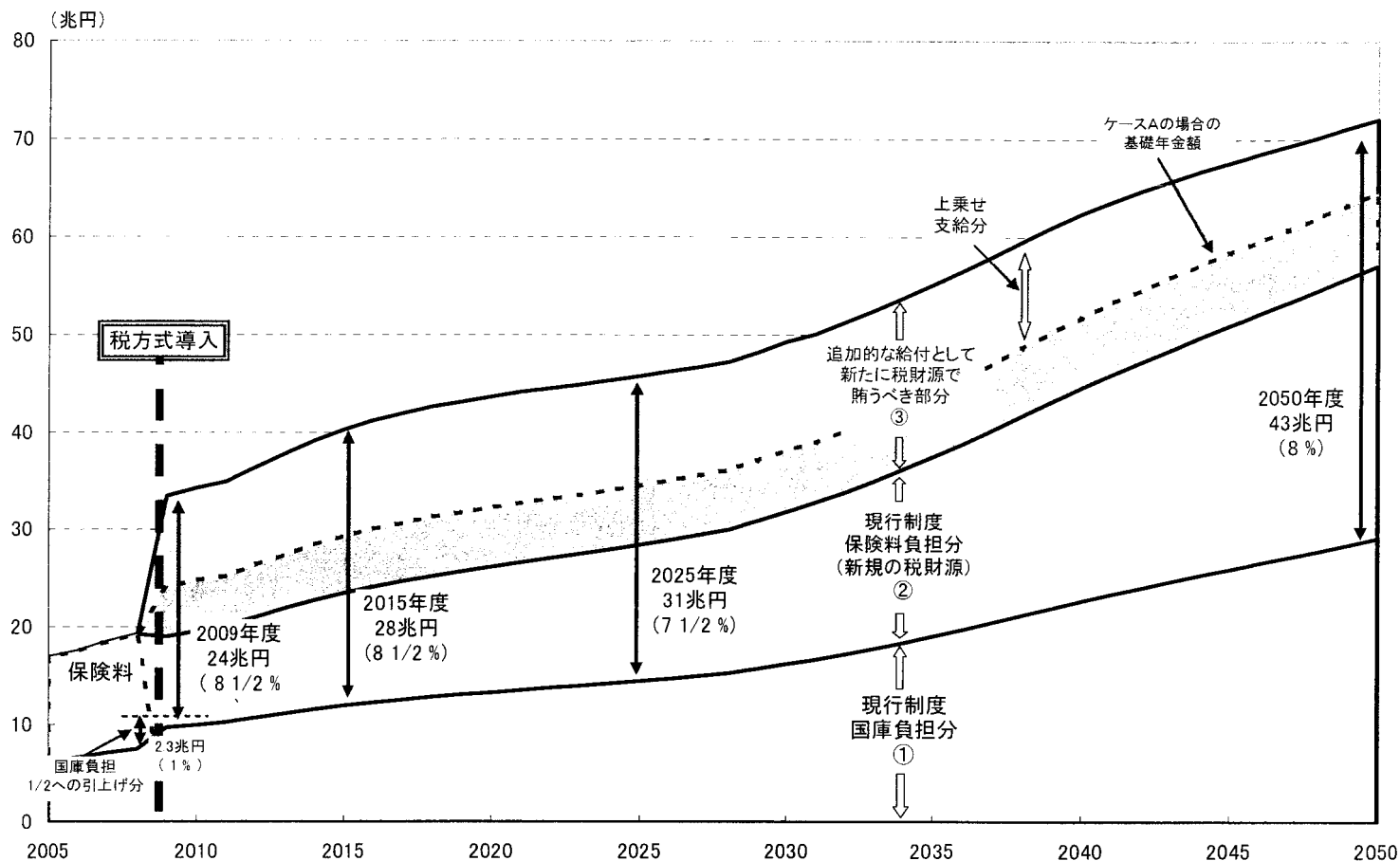
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	29	12	12	6	17	5 1/2
2025	35	14	14	6	20	5
2050	65	29	28	8	35	6 1/2

<税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



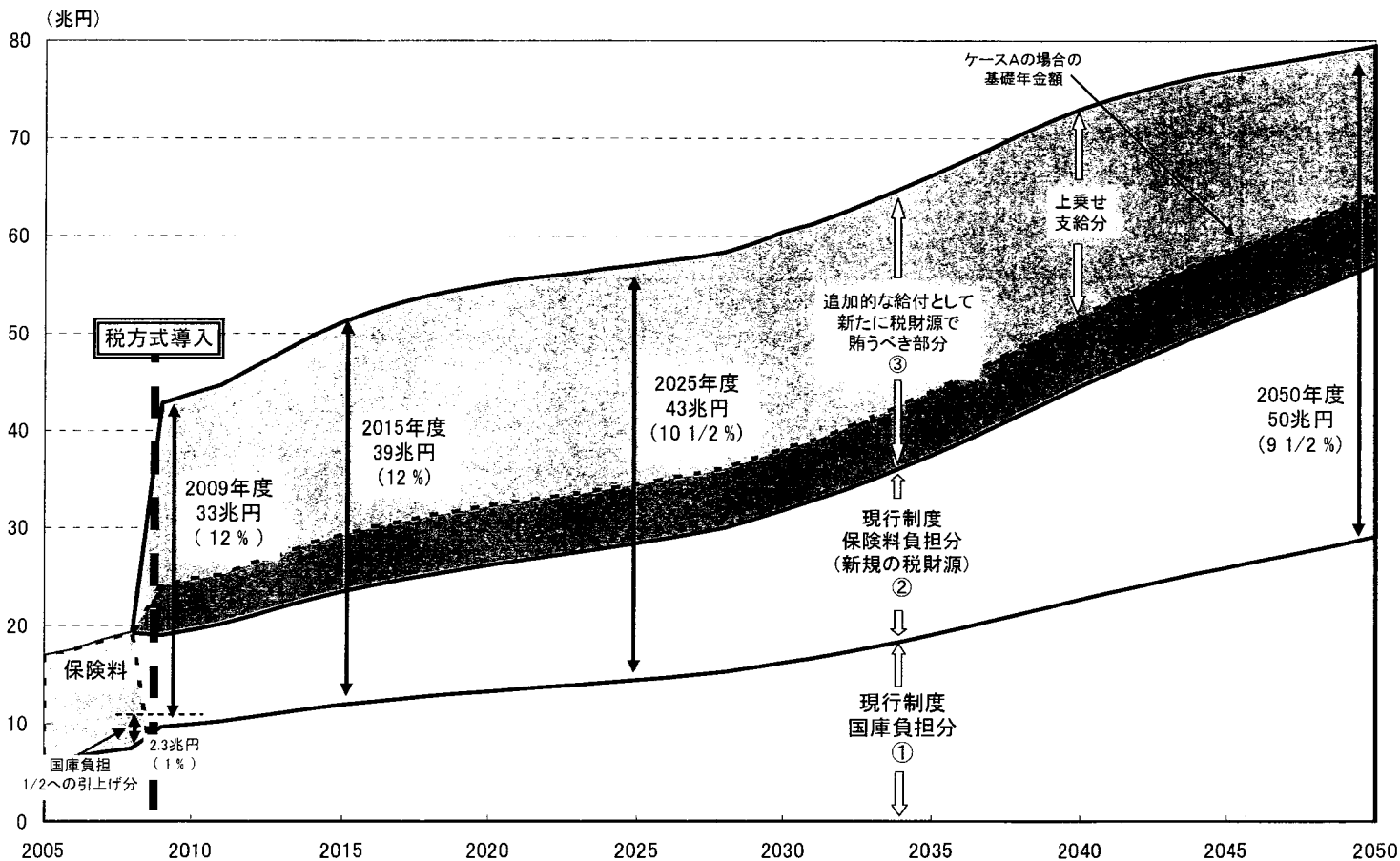
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③		過去の未納分 として給付を 減額する分
					兆円	消費税率換算 %	
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 0	兆円 9	3 1/2	兆円 ▲ 5
2015	兆円 24	兆円 12	兆円 12	兆円 0	兆円 12	3 1/2	兆円 ▲ 5
2025	兆円 30	兆円 14	兆円 14	兆円 1	兆円 15	3 1/2	兆円 ▲ 5
2050	兆円 62	兆円 29	兆円 28	兆円 5	兆円 33	6	兆円 ▲ 3

＜税方式ケースC＞ 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9
2015	40	12	12	17	28	8 1/2	11
2025	46	14	14	17	31	7 1/2	11
2050	72	29	28	15	43	8	7

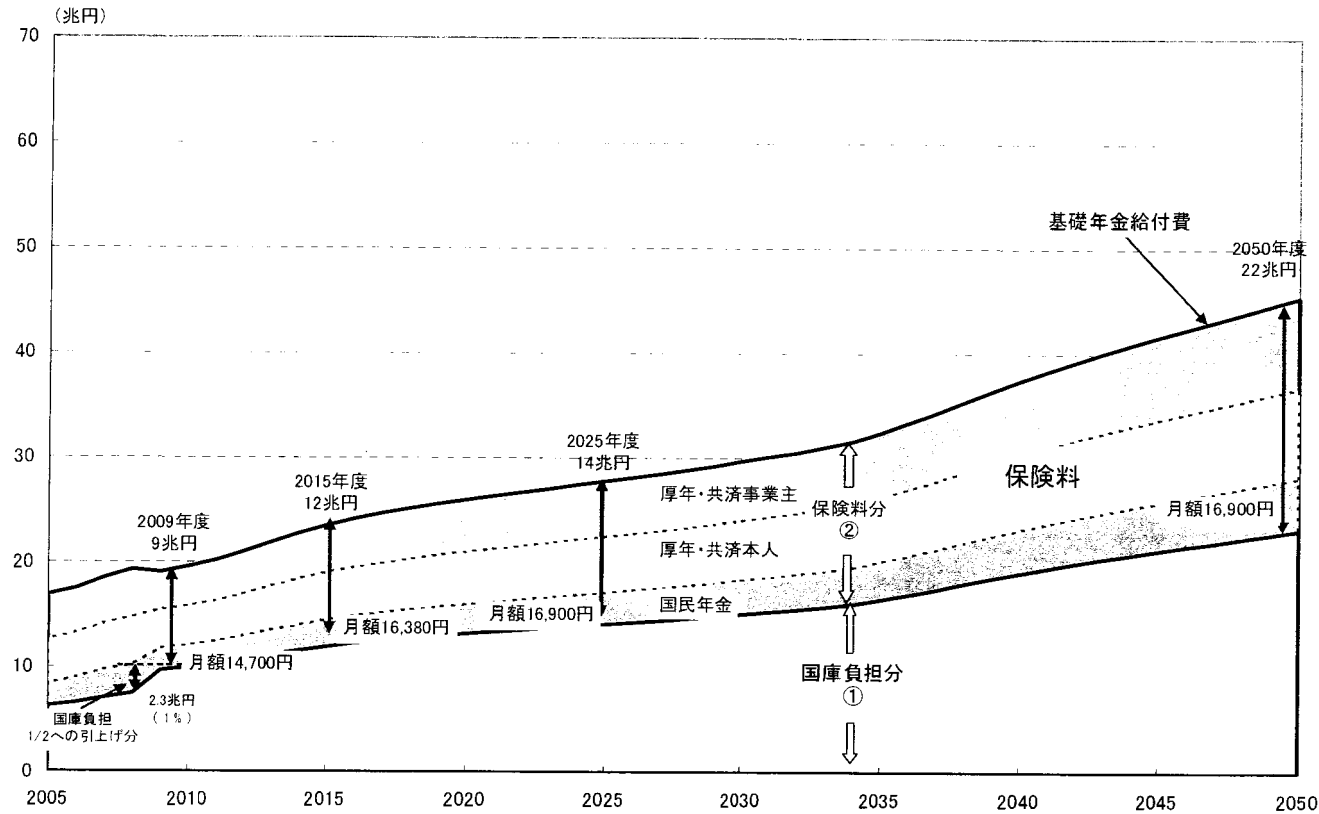
<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
						%	
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	51	12	12	28	39	12	22
2025	57	14	14	29	43	10 1/2	22
2050	80	29	28	22	50	9 1/2	15

(経済前提: II-2)

< 現行制度 >

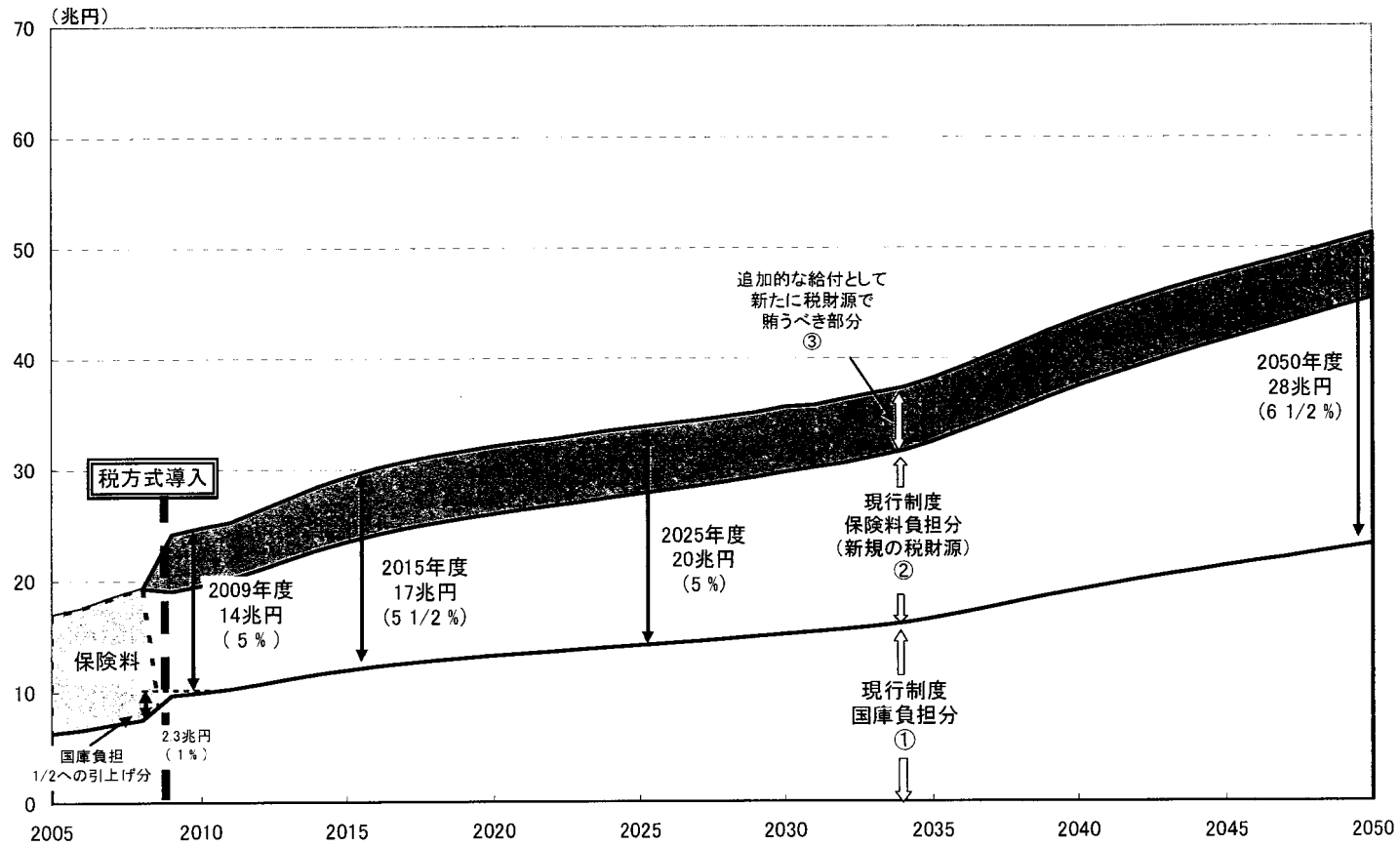


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+② 兆円	国庫負担 ① 兆円	保険料 ② 兆円	国民年金分 兆円	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
					兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	10	2	3	3	0	0
2015	23	12	12	3	4	4	1	1
2025	28	14	14	3	5	5	1	1
2050	45	23	22	5	8	8	1	1

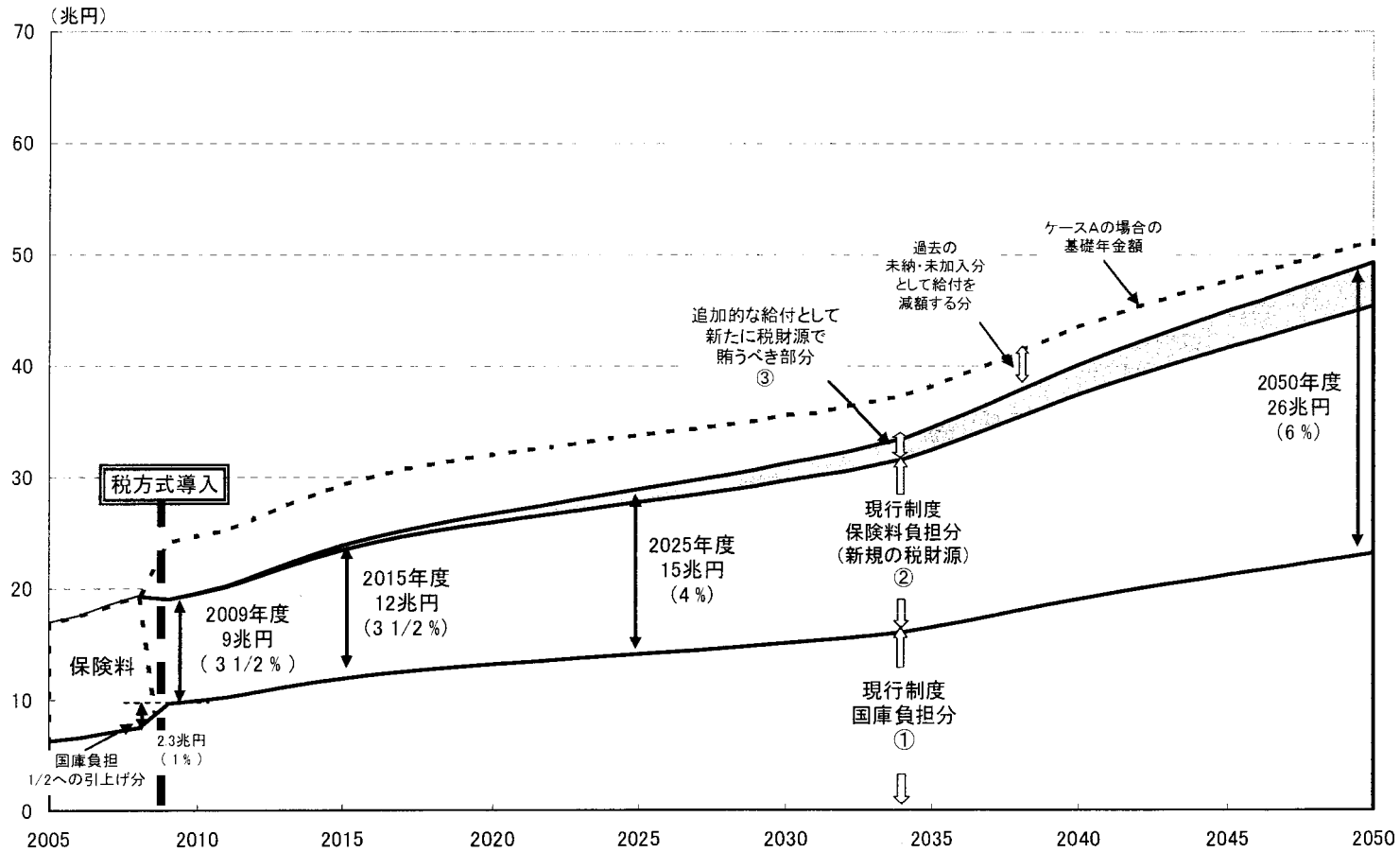
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

＜税方式ケースA＞ 過去の納付状況に関係なく一律給付



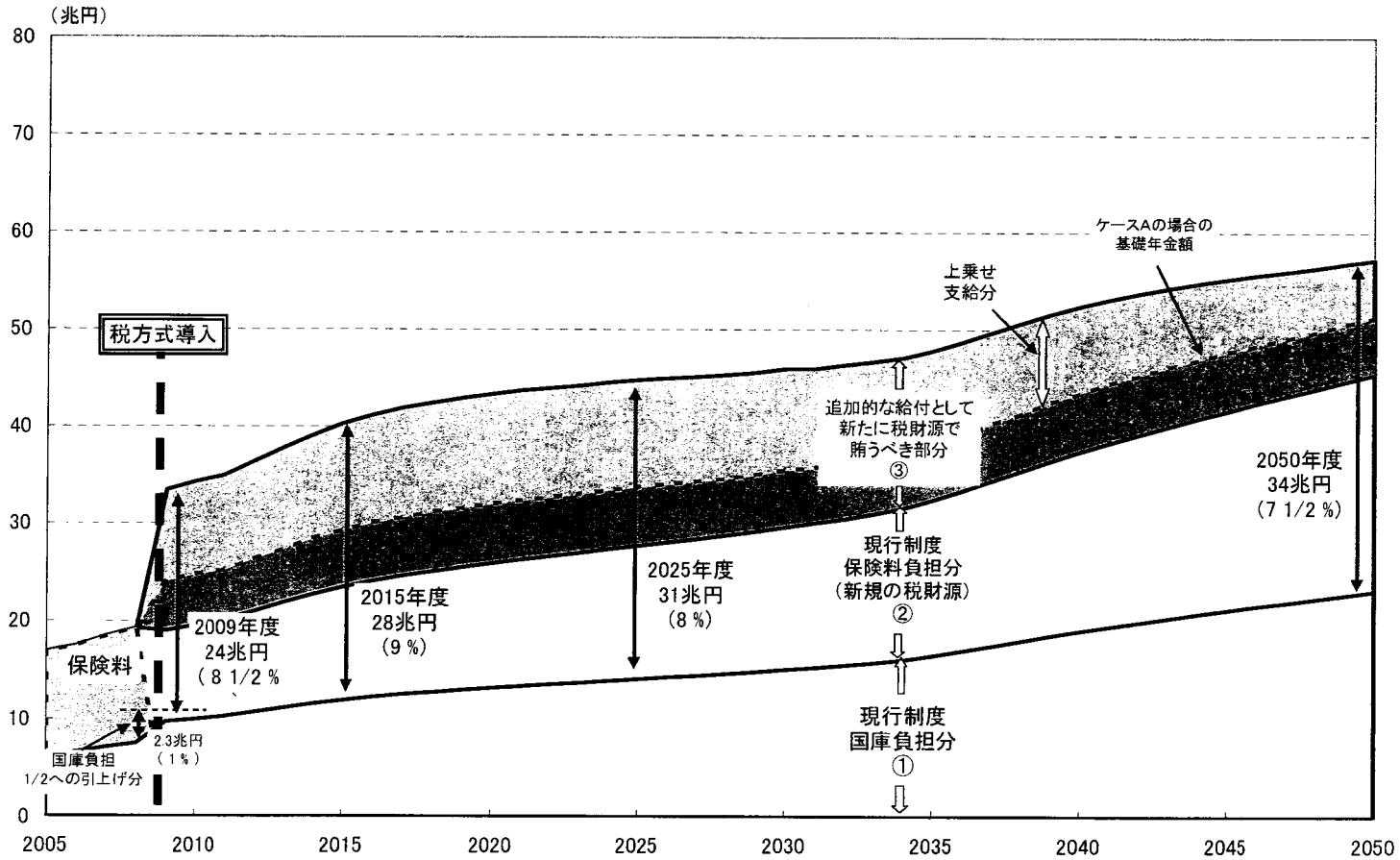
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として新たに税財源で賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	29	12	12	6	17	5 1/2
2025	34	14	14	6	20	5
2050	51	23	22	6	28	6 1/2

<税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



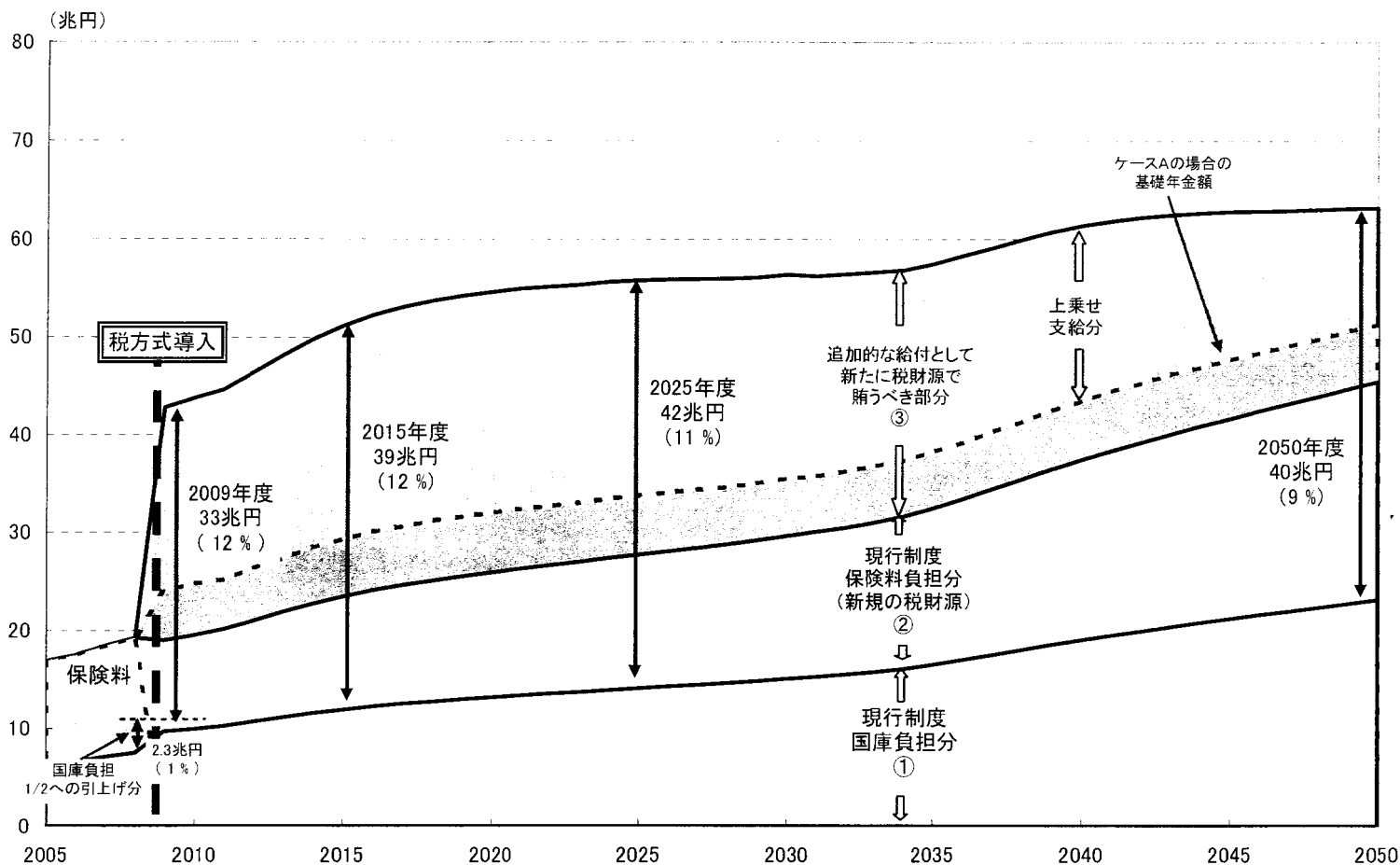
年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	過去の未納分 として給付を 減額する分 兆円
						%	
2009	19	10	9	0	9	3 1/2	▲ 5
2015	24	12	12	0	12	3 1/2	▲ 5
2025	29	14	14	1	15	4	▲ 5
2050	49	23	22	4	26	6	▲ 2

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
						%	
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9
2015	40	12	12	17	28	9	11
2025	45	14	14	17	31	8	11
2050	57	23	22	12	34	7 1/2	6

＜税方式ケースC＞ 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
						%	
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	51	12	12	28	39	12	22
2025	56	14	14	28	42	11	22
2050	63	23	22	18	40	9	12

ミクロ試算

(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計・企業に与える影響を示したミクロ的な試算)

《 ミクロ試算を行う上で必要となる前提》

- 仮に、基礎年金を税方式化し、その財源を消費税で賄うこととした場合に、

① 現行制度で負担している基礎年金相当分の保険料軽減額

- ※ 勤労者世帯では、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額を全て厚生年金の保険料額とみなして、これに基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額を基礎年金相当分の保険料軽減額とする。
(国庫負担割合を2分の1に引き上げることを前提とした2009年度における厚生年金の基礎年金拠出金(保険料負担分)は料率換算で4.0%)
- ※ 厚生年金保険料が減少することにより、企業負担は約3~4兆円(保険料率2.0%相当分)軽減される。
- ※ 自営業者等世帯では、国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、国民年金保険料(2007年度14,100円)の1.7倍を基礎年金相当分の保険料軽減額とする。

② 消費税負担の増加分

をそれぞれ、家計ベースで計算し、両者の差額をみることで、税方式化が家計に与える影響を試算した。

- マクロ的な試算における移行ケースのA、B、C及びC'を前提として、それぞれのケースを試算。このとき、移行時点で追加的に必要な当面の消費税率は、ケースA : 5%、ケースB : 3½%、ケースC : 8½%、ケースC' : 12%となる(マクロ試算の結果参照(P16))。
- 家計のデータは、「家計調査」(総務省統計局)の2007年平均の数値を用いる。家計調査において、収入・支出の両面が調査されている勤労者世帯については、年間収入5分位階級別にみた家計、世帯主の年齢階級別にみた家計、妻の就業状況別にみた家計、単身世帯の家計について、それぞれ試算する。また、一般的な高齢者世帯として、高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦二人のみの無職世帯)についても試算する。
- 収入面の調査がない自営業世帯については、勤労者世帯と同じ収入であれば同じ程度に消費するという割り切った仮定を置き、消費税負担の増加額を計算し、その収入に応じた国民年金保険料の負担額と対比した。なお、パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない被用者で国民年金の第1号被保険者の世帯の場合も、このケースと同様の影響となる。
- なお、本試算においては消費税率の増加分がそのまま価格に転嫁される前提にしているが、それによって消費者物価が上昇し、家計における消費行動に変化が生じることや、高齢者の年金額が改定されることによる高齢者の収入の増加の影響は織り込んでいない。

〔家計ベースの影響試算の留意点〕

- 国民経済計算(SNA)のマクロ統計と家計調査とは必ずしも整合的になっていないという観点から、結果の解釈には十分な留意が必要。

マクロ統計であるSNAにおける平成18年度の国内家計最終消費支出は約283兆円となっている。

一方、家計調査における1世帯当たりの消費支出は年間310万円であり、これに世帯数の5,000万を乗じても約150兆円にしかならないことから、今回の試算のように、家計調査を用いて計算した消費税負担額は、SNAとの対比でみて、明らかに過小に見込まれていると考えられる。

例えば、家計における消費支出に基づく試算には、住宅購入時における家屋分の消費税負担が含まれていない。
住宅購入の場合にも家屋分については消費税が課税されるが、住宅購入に係る支出は家計調査では家屋分も含め全体が消費支出ではなく、財産購入という整理になっている。

上記の状況に鑑み、家計調査の消費支出を用いて消費税負担額を正確に計算することは困難であるが、今回の試算では、

- ① 消費支出に一律の消費税率を乗じることにより得た額
- ② 消費支出のうち、明らかに消費税が課税されないものとして、「家賃・地代」、「保健医療サービス」、「授業料等」、「仕送り金」を控除した消費支出に一律の消費税率を乗じることにより得た額

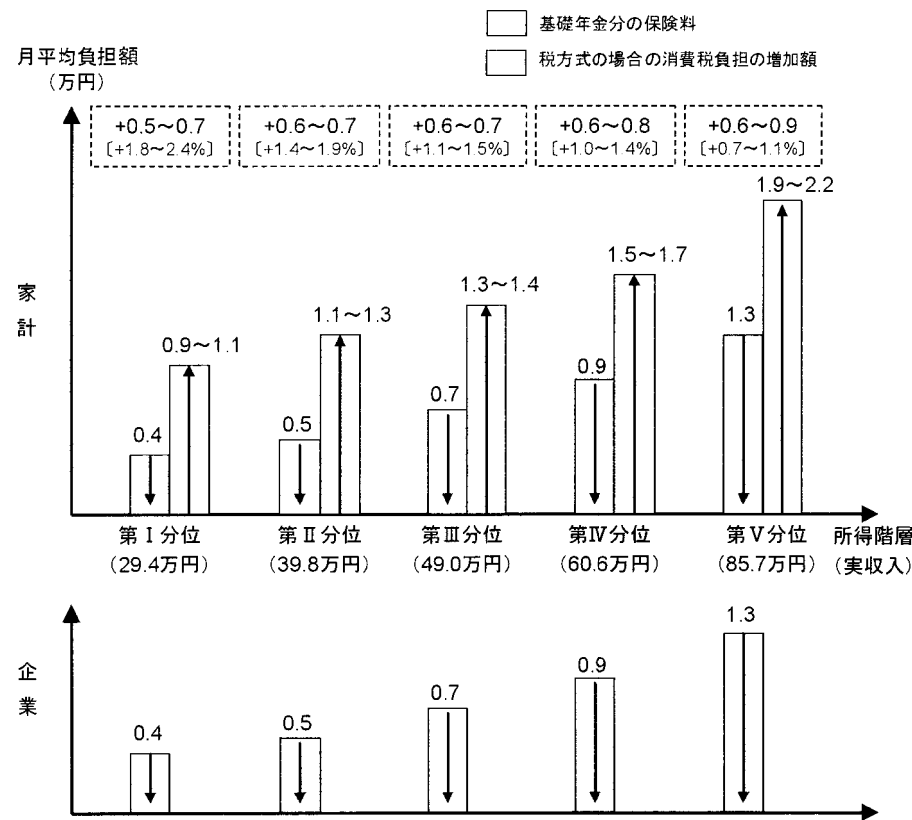
の両方を計算し、その両者を幅で表示したところである。

〔 ミクロ試算1 移行パターンのケースA(過去の納付状況に関係なく一律給付)の場合 〕

(1) 所得階層別にみた影響

〔 勤労者世帯モデルのケース 〕

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

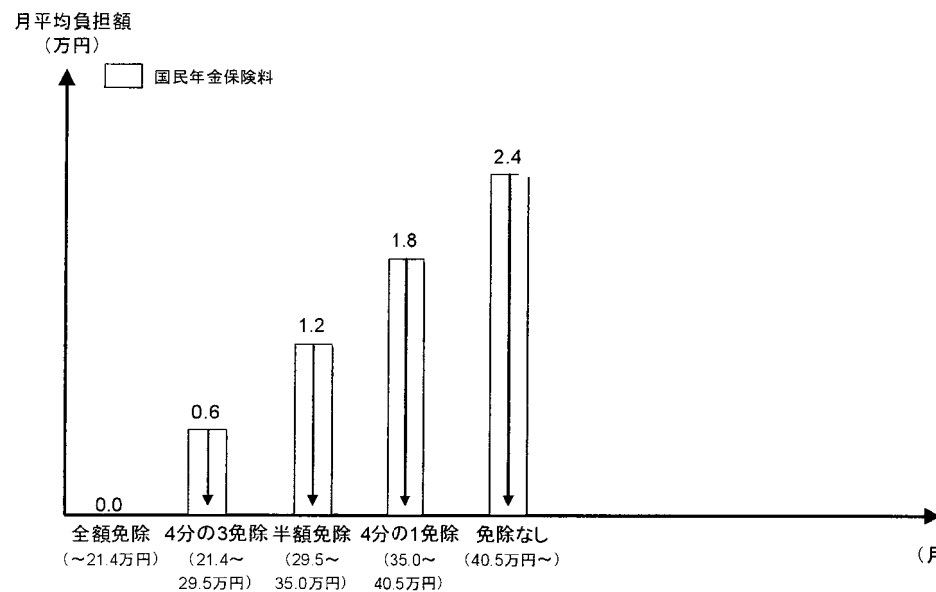
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

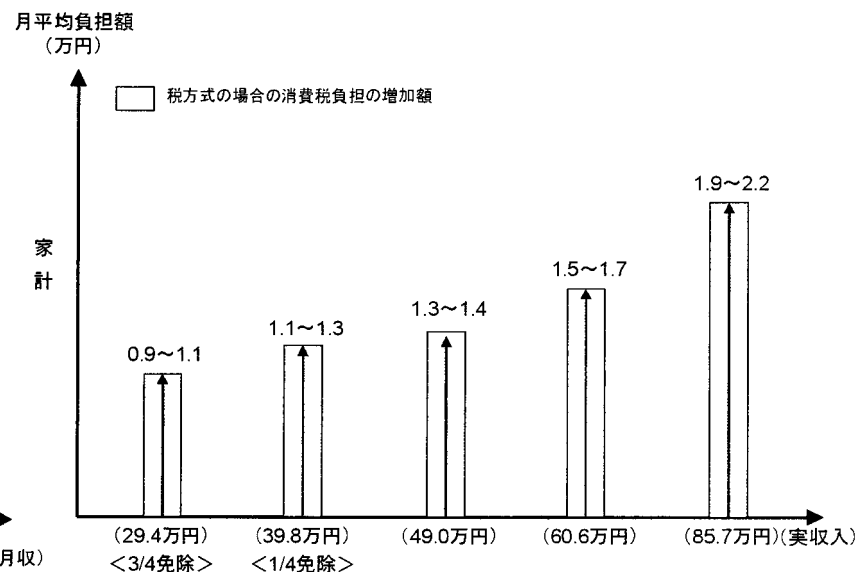
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、月収100万円を超えるような高所得階層の者を除き、全般的には、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、低所得で保険料免除の対象となっている世帯にとっては、消費税負担の増加により負担が増加する。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



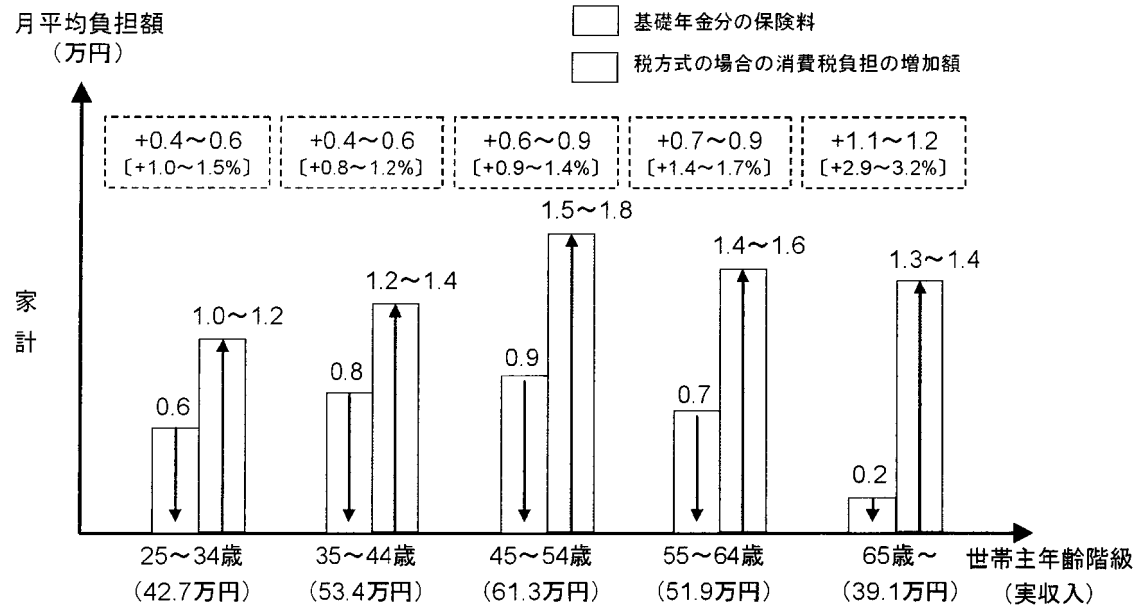
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

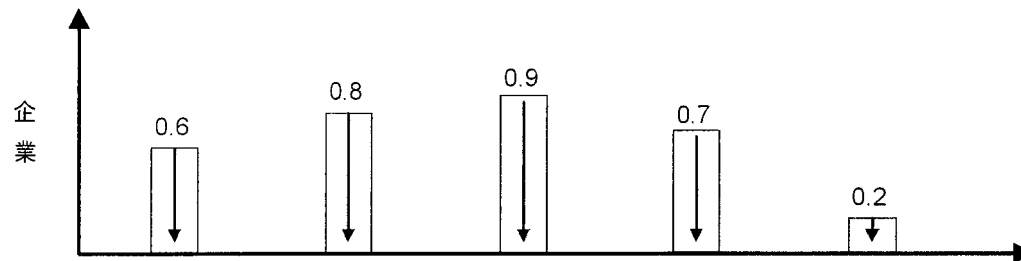
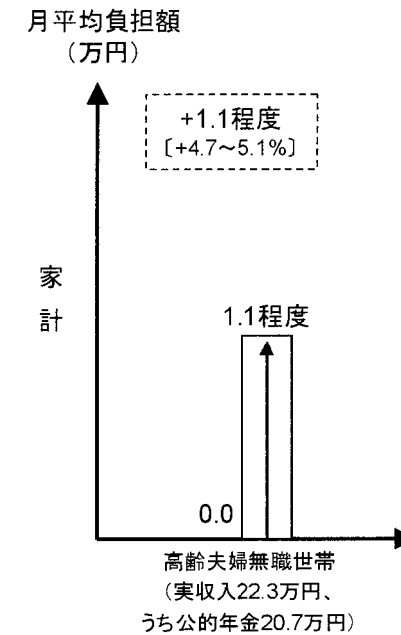
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >



< 年金受給世帯 >



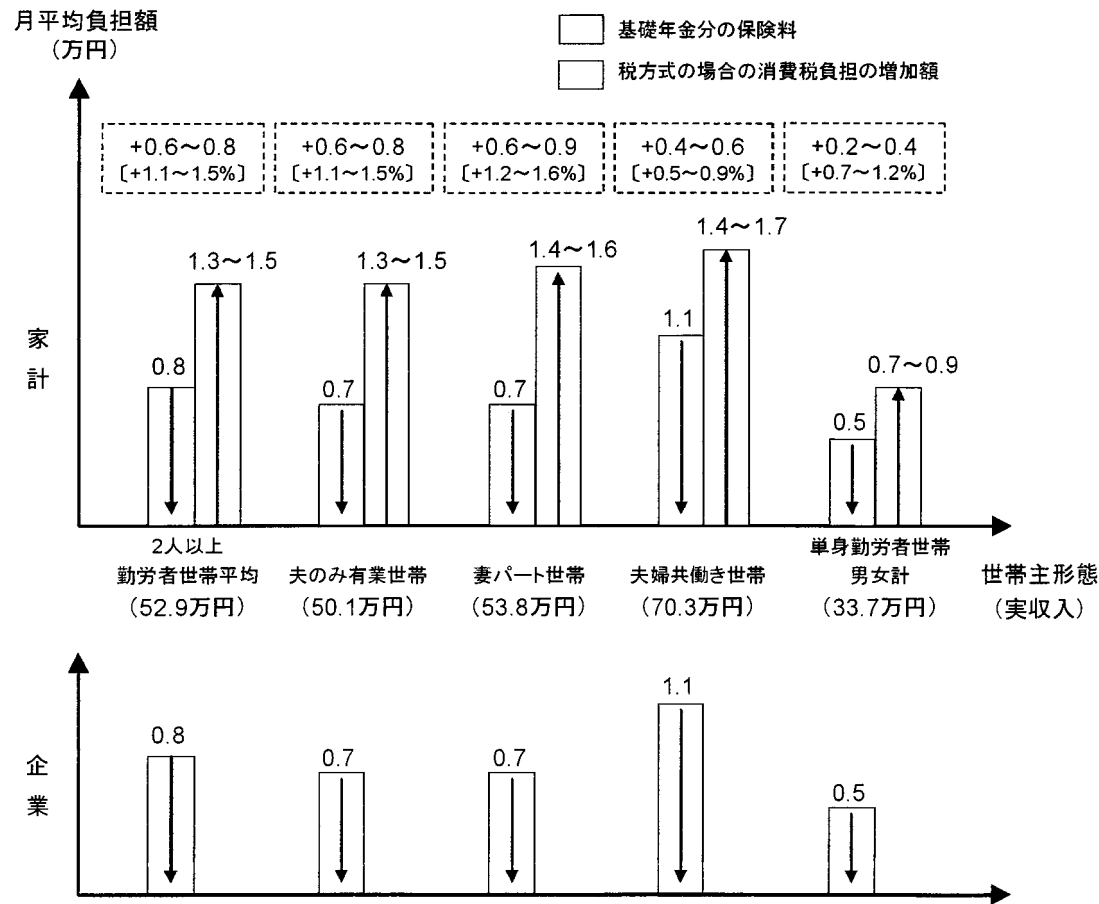
※ ケースAでは、過去の拠出実績を全く勘案せず、全員に全額支給を行うため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。

※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

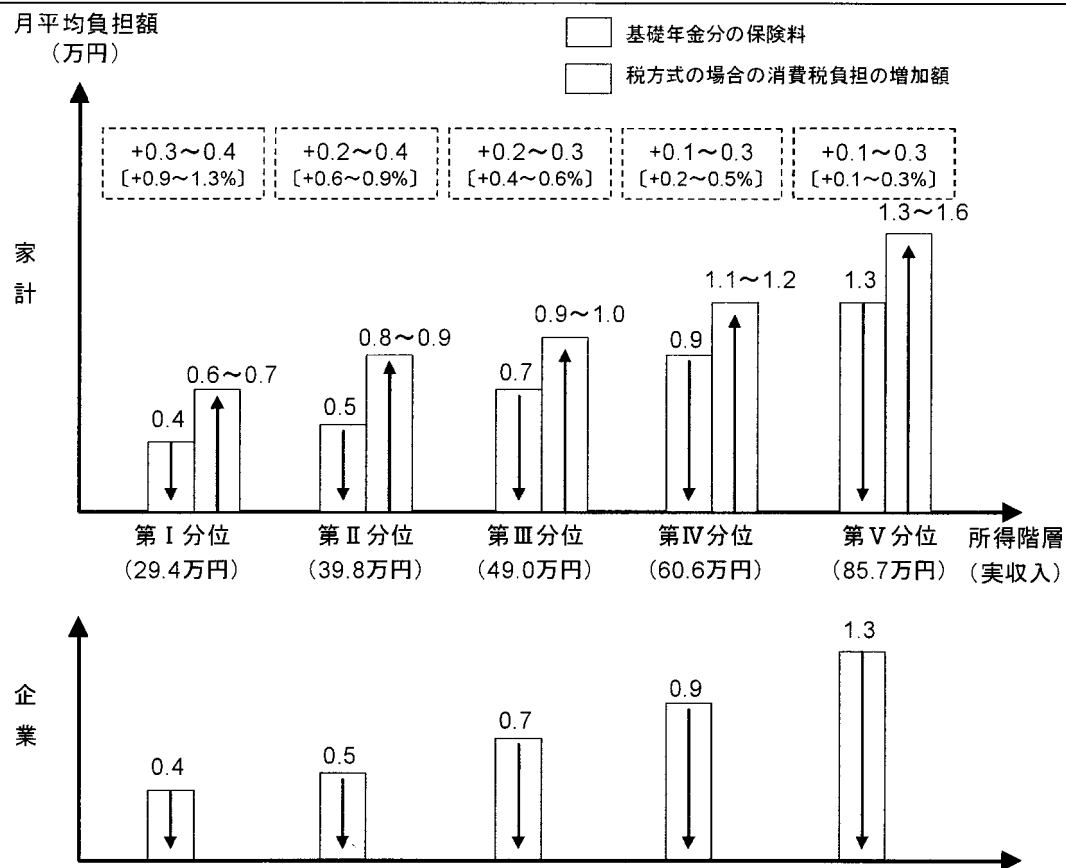
※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

〔 ミクロ試算2 移行パターンのケースB(過去の保険料未納期間に応じて減額)の場合 〕

(1) 所得階層別にみた影響

〔 勤労者世帯モデルのケース 〕

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

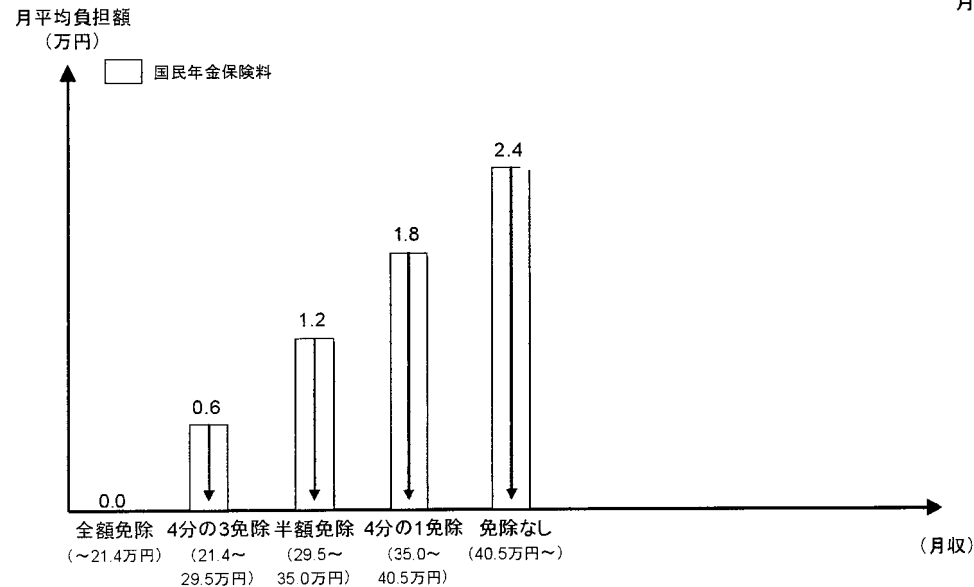
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

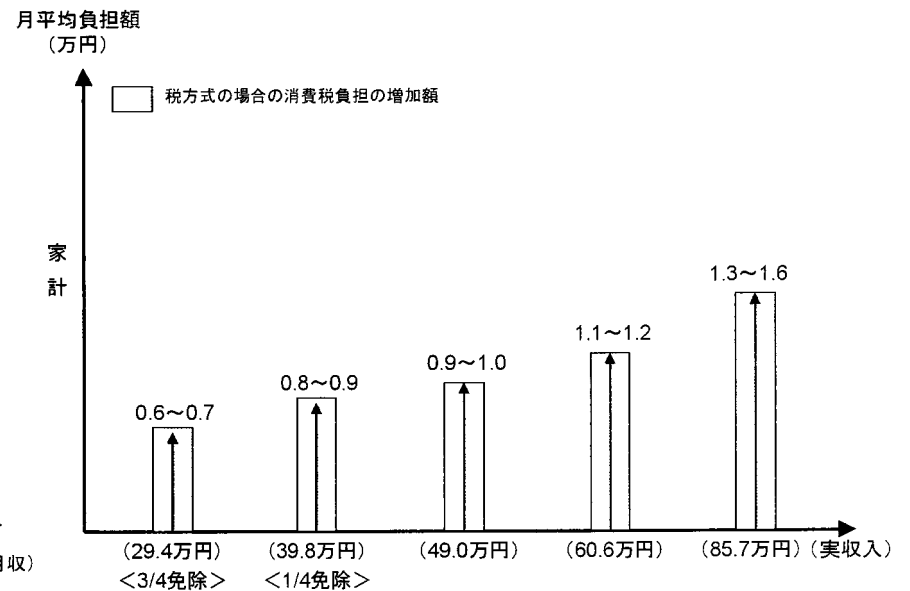
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業者世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、全般的には、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、低所得で保険料免除の対象となっている世帯にとっては、消費税負担の増加により負担が増加する。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額

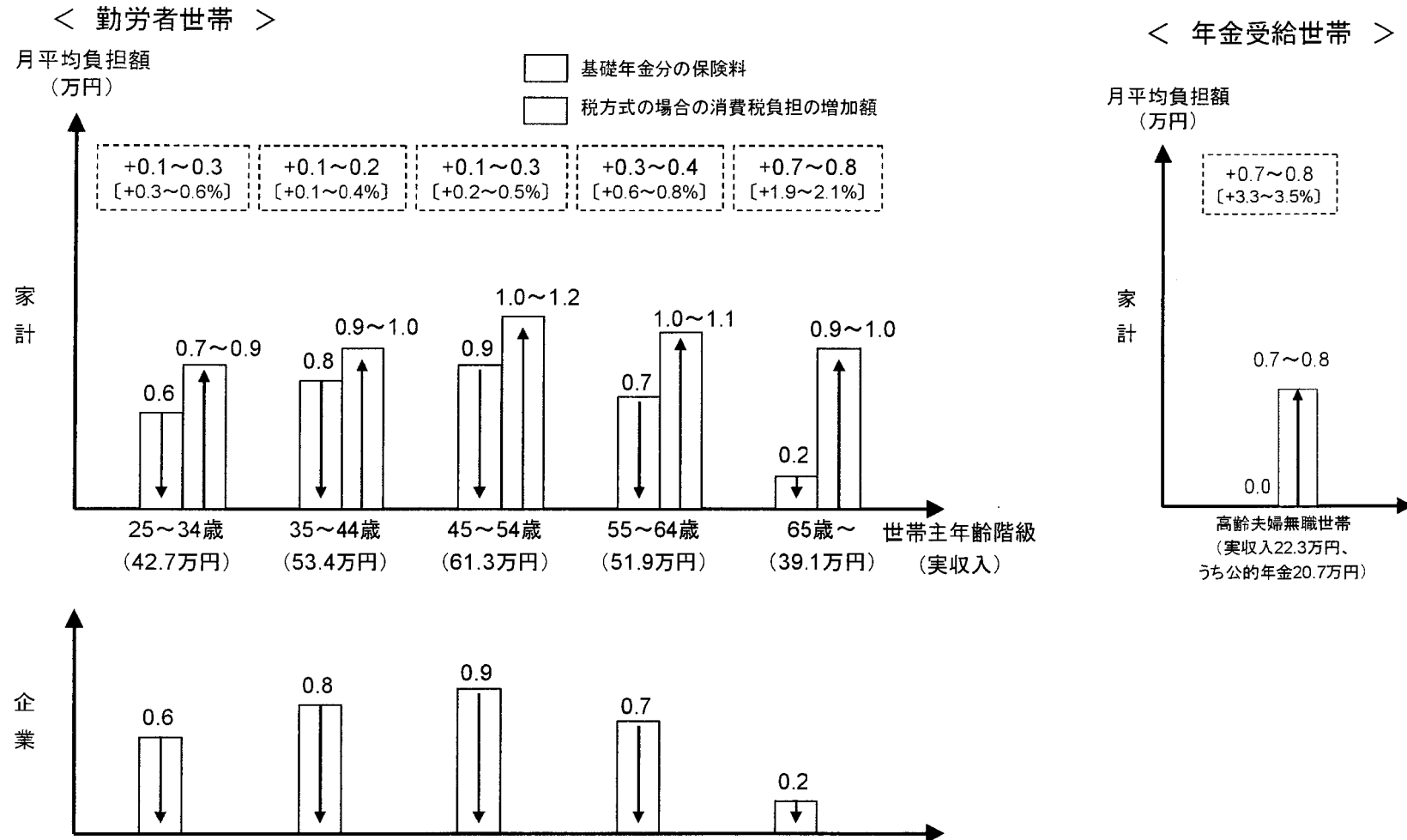


※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

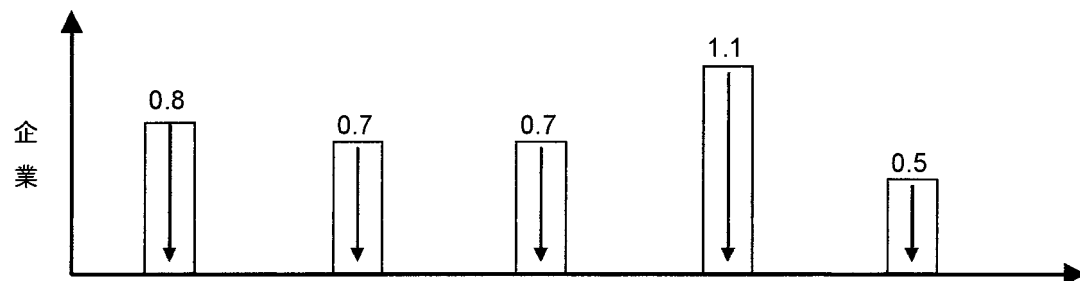
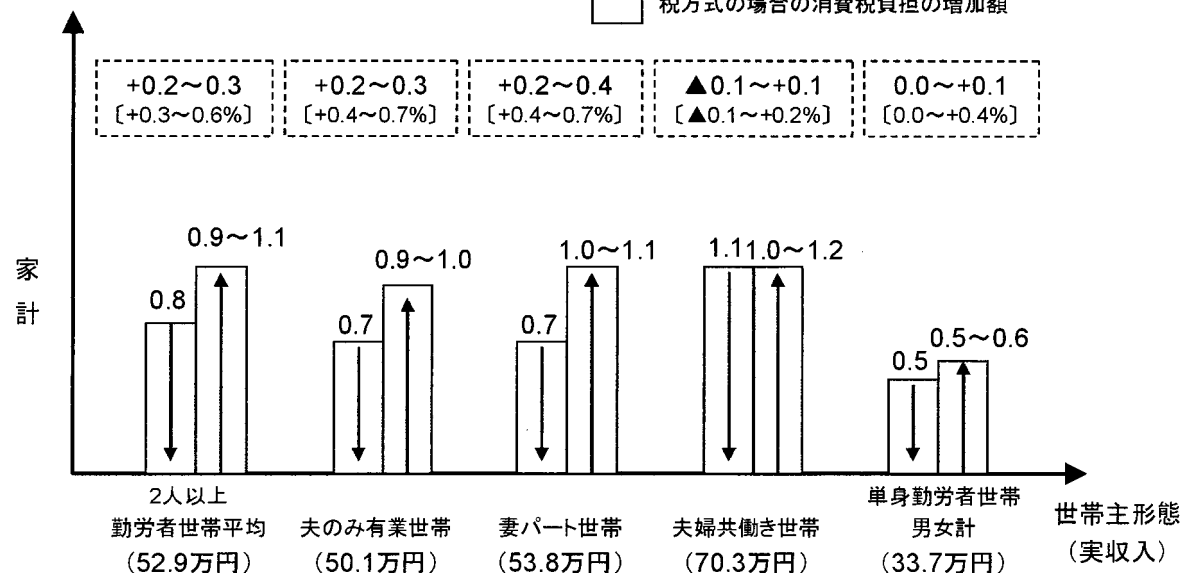
(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別に見ると、妻が無職またはパートの場合には、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、保険料軽減額と消費税負担の増加額が概ね同程度となる。
- また、単身世帯については、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方がやや多くなっている。

< 勤労者世帯 >

月平均負担額
(万円)

□ 基礎年金分の保険料
□ 税方式の場合の消費税負担の増加額



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

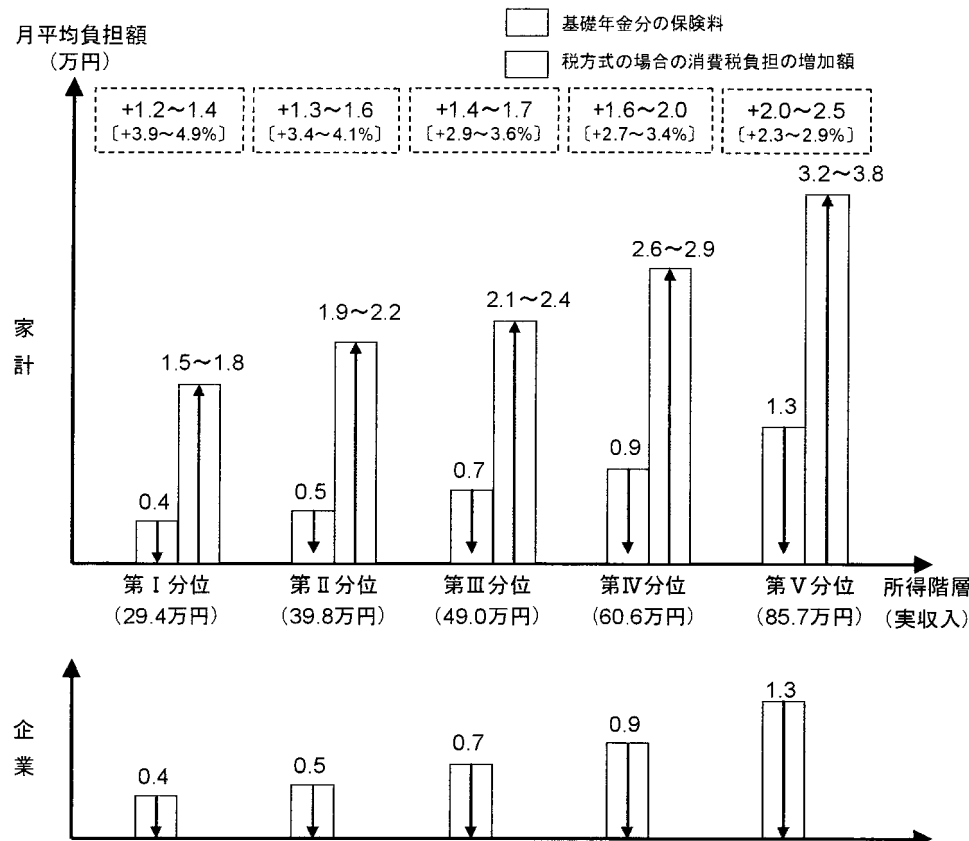
※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

[ミクロ試算3 移行パターンのケースC(過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付)の場合]

(1) 所得階層別にみた影響

[勤労者世帯モデルのケース]

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

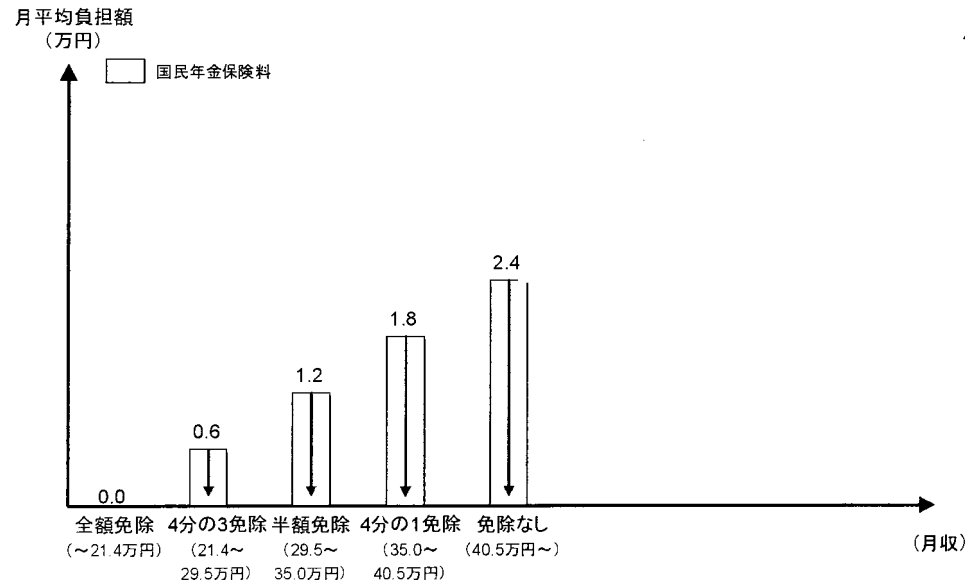
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

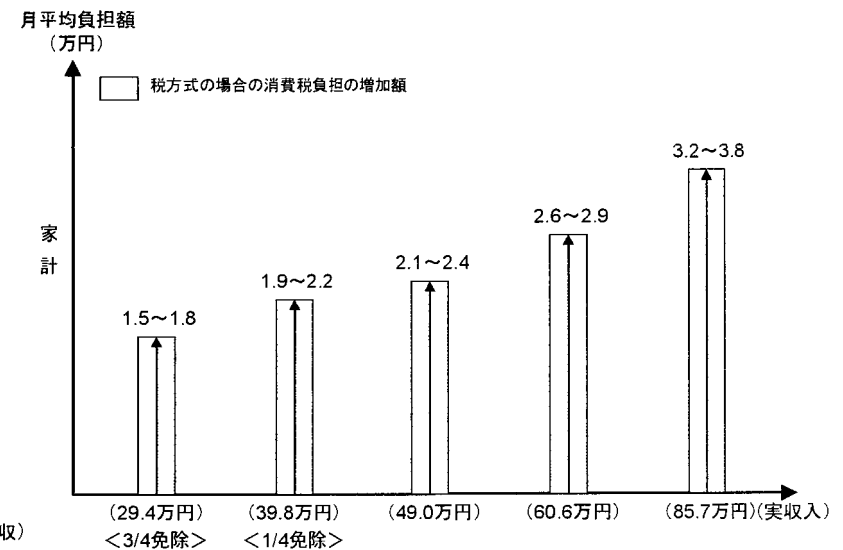
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、所得階層が49万円程度の世帯では、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、その他の所得階層では、保険料負担の軽減額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなっている。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



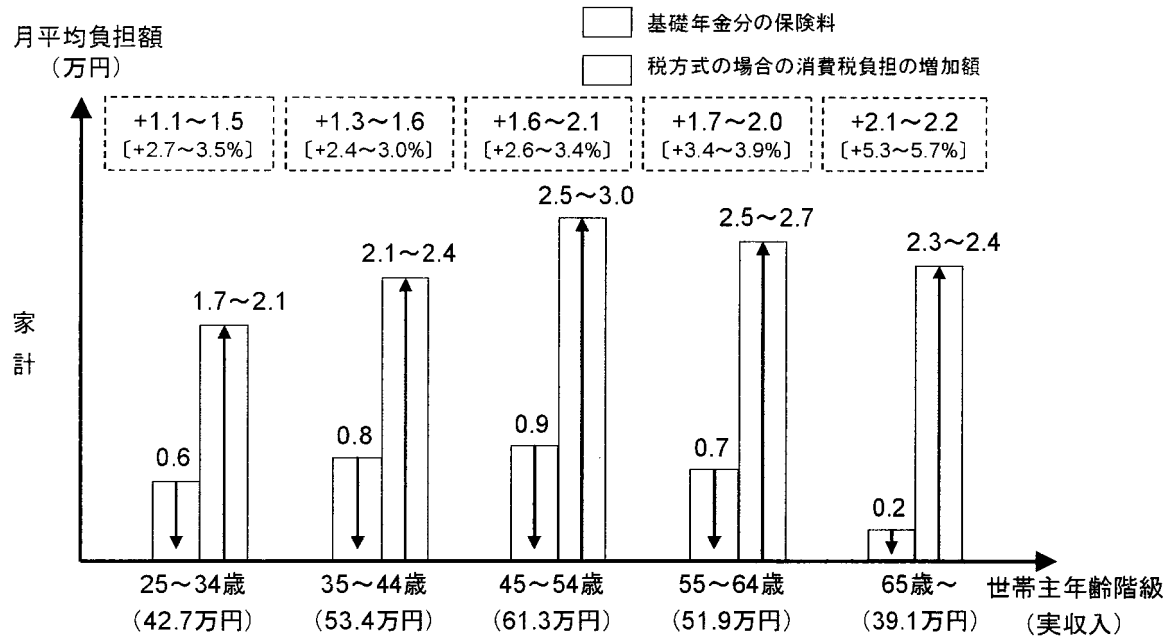
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

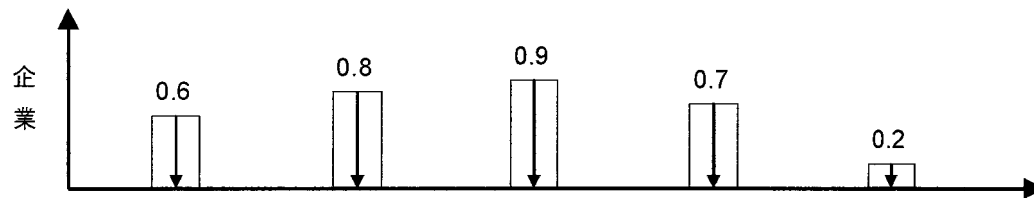
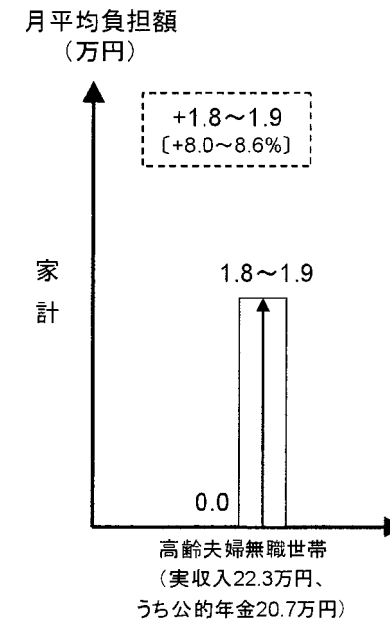
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >



< 年金受給世帯 >



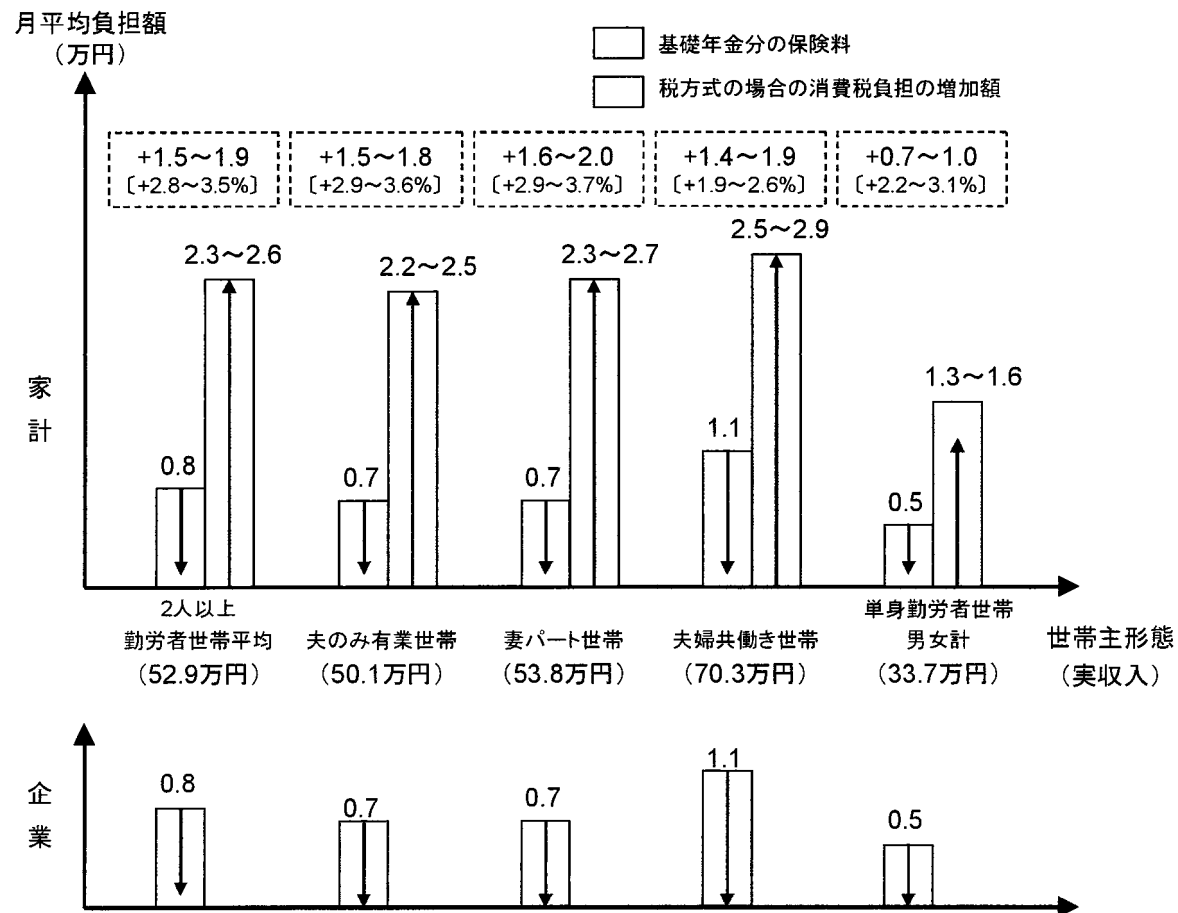
※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

※ ケースCでは、全員に全額支給を行った上で、過去の保険料納付者には、負担分(3.3万円相当分)を上乗せするため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

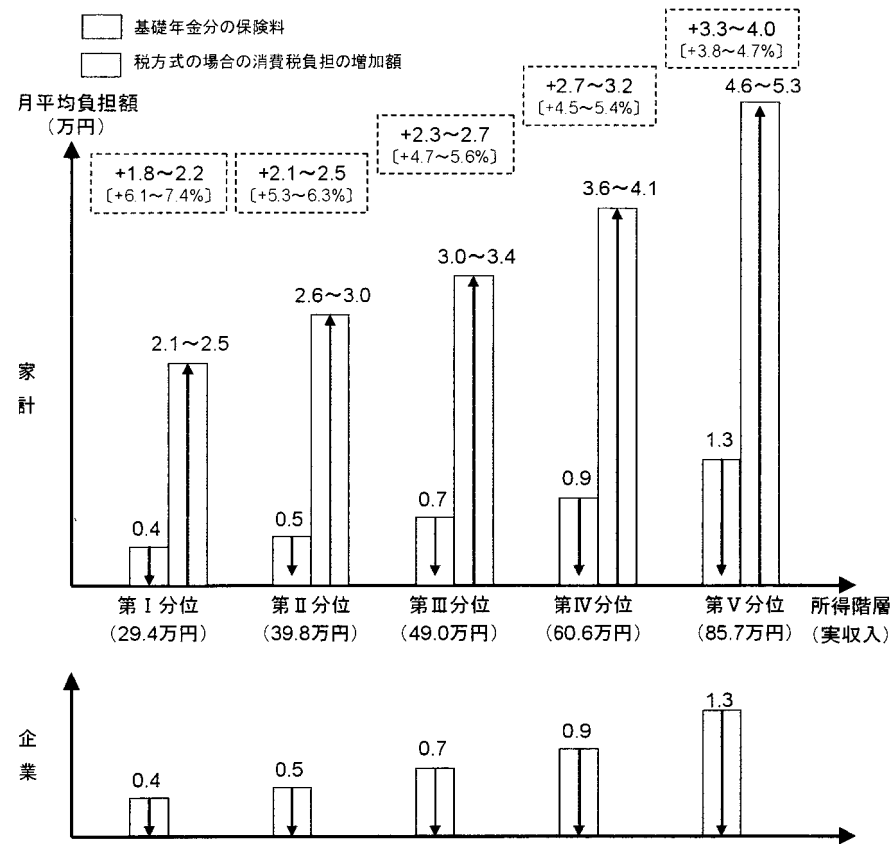
※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

[ミクロ試算4 移行パターンのケースC '(過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付)の場合]

(1) 所得階層別にみた影響

[勤労者世帯モデルのケース]

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

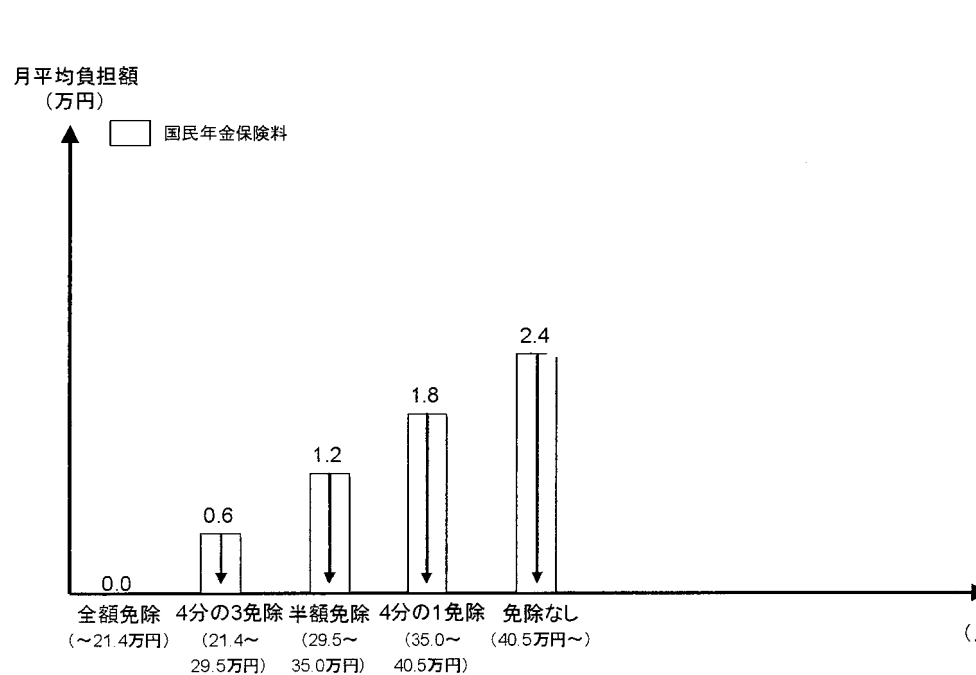
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

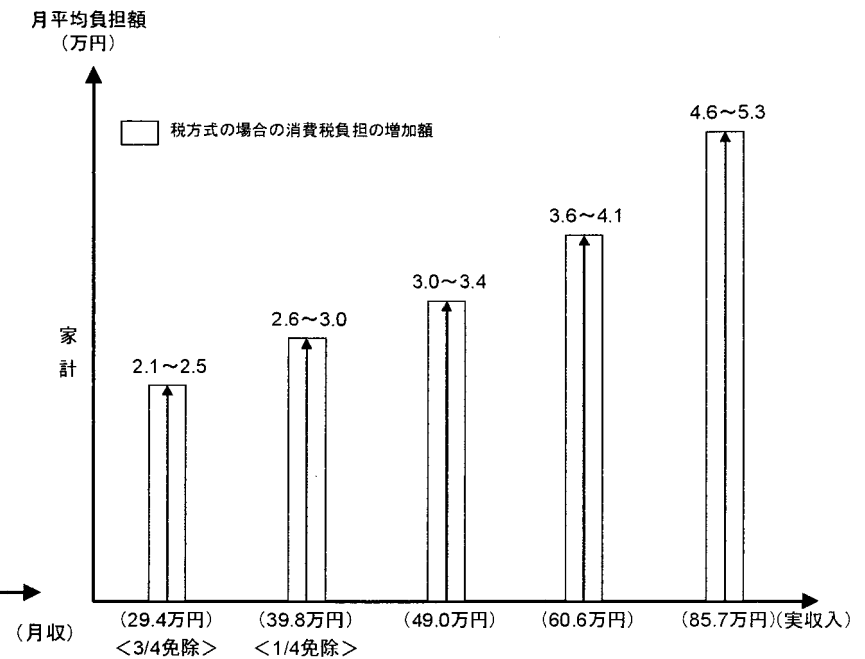
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、すべての所得階層において、保険料負担の軽減額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなっている。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



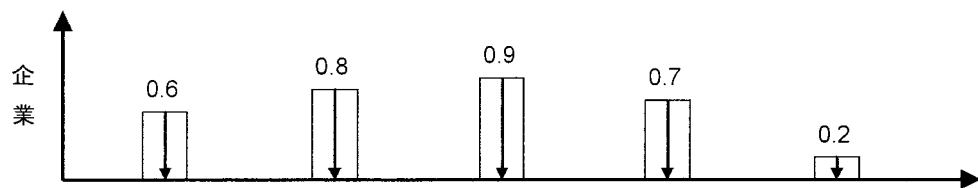
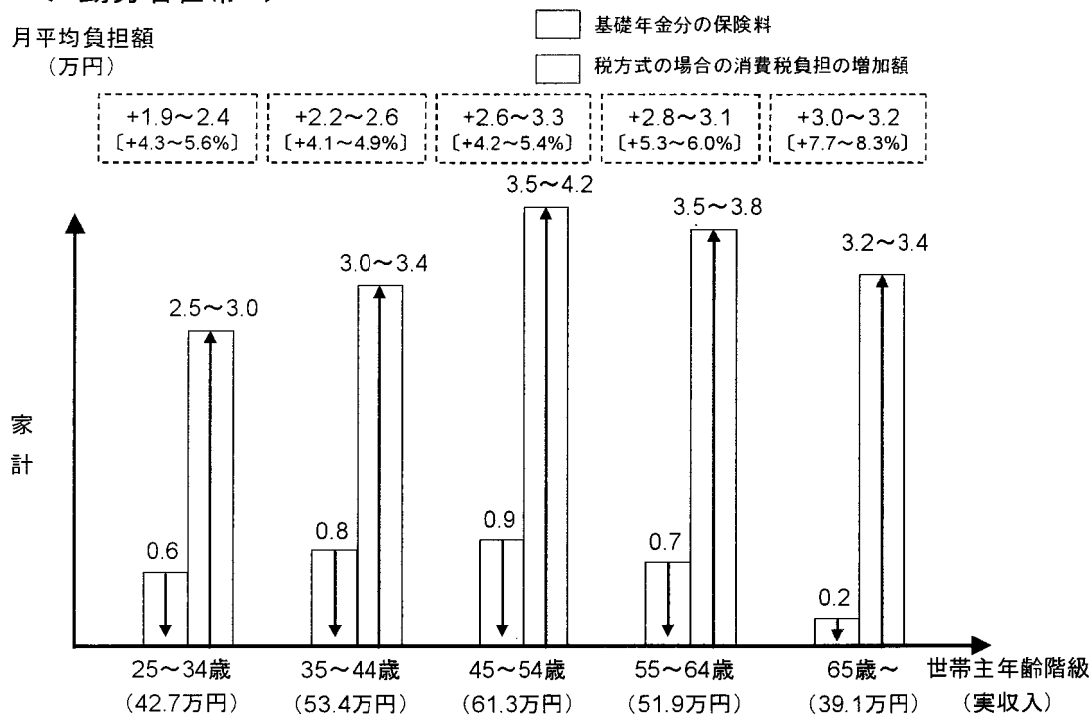
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

(2) 年齢階級別にみた影響

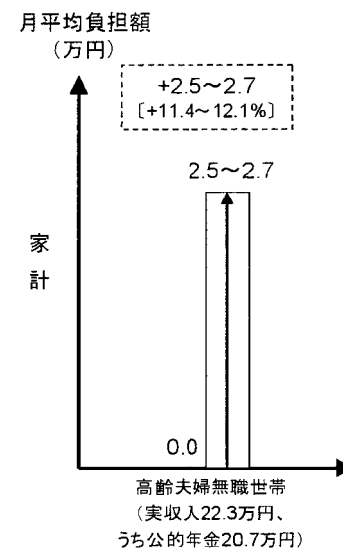
- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

< 年金受給世帯 >

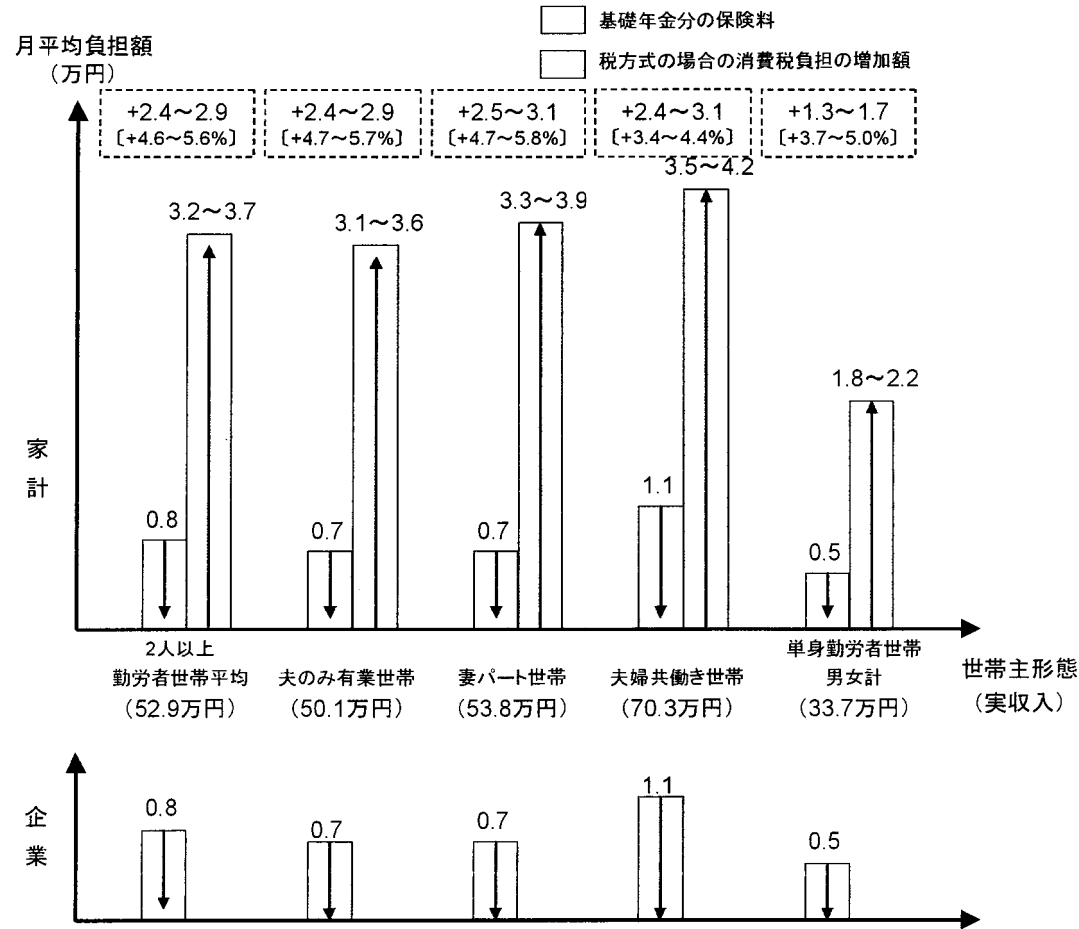


※ ケースC'では、全員に全額支給を行った上で、過去の保険料納付者には、負担分(6.6万円相当分)を上乗せするため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

その他の試算

(基礎年金をとりまく様々な状況や提案等に関連するその他の試算)

(1) 高額所得者に対する基礎年金減額措置(クローバック)を導入した場合の影響について

〔前提〕

高齢期(65歳以上)において、年収600万円以上の者について所得に応じて基礎年金を減額(クローバック)すること(減額率を年収600万円の0%から年収1,000万円の100%へと次第に上昇させていき、年収1,000万円以上の者には基礎年金を全く支給しない)とした場合の基礎年金給付総額の削減率を計算。

※ クローバックとは、カナダの公的年金の老齢保障制度(Old Age Security)に設けられている高額所得者に対する年金減額措置。

※ 600万円、1,000万円という前提は、カナダにおける基準に照らしつつ、有識者等の意見を踏まえて設定。

〔財政効果〕

老齢年金受給者実態調査に基づく年金受給者の所得分布(次ページの分布図参照)に基づいて計算すると

- ・ クローバックの対象となる者(年収600万円以上)は、全体の約2.4%
- ・ 全額がクローバックされる者(年収1,000万円以上)は、全体の約0.6%

となる。また、このようなクローバックにより、基礎年金給付費は約1.3%削減されるものと見込まれる。

クローバックによる基礎年金の削減額の推移は、クローバックの基準年収額を将来どのように変動させていくかに依存するためにその推計を行うことは難しいが、仮に基礎年金給付費の削減率(約1.3%)が将来にわたって一定であると仮定した場合には、基礎年金削減額の見通しは以下の通り。

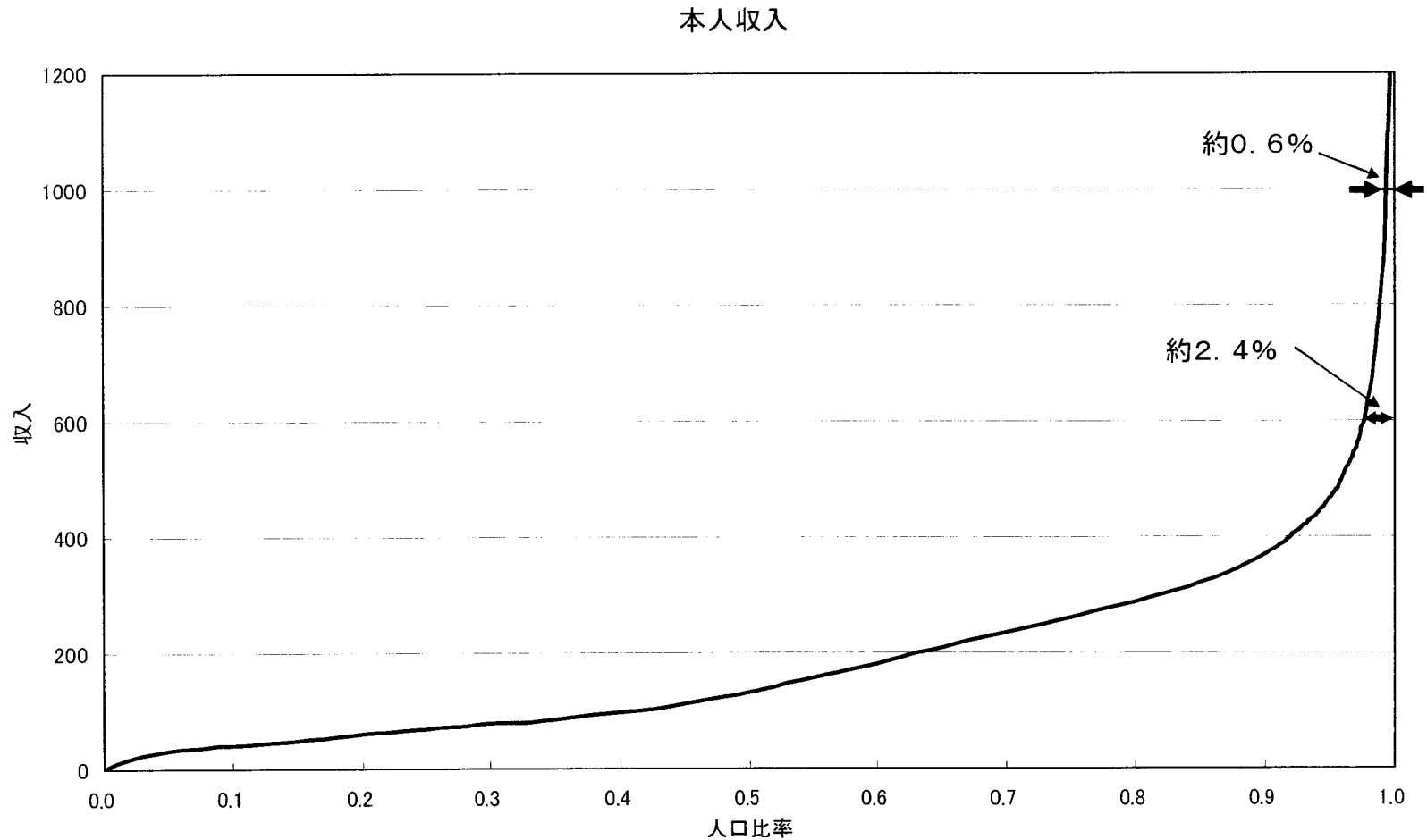
(単位:兆円)

年度	2009	2015	2025	2050
基礎年金給付費(ケースA)	24	29	34	63
クローバックによる削減額	0.3	0.4	0.4	0.8

(参考) 年金受給者の収入の分布の状況

平成18年度「老齢年金受給者実態調査」(厚生労働省)によれば、老齢年金受給権者の本人収入の分布は、下図の通り。

この分布に基づき、600万円を超える収入1万円につき0.25%ずつ年金額を減額し、1000万円以上の者には100%減額することとした場合、全員に一律に支給する場合に比べて、1.3%給付が削減される。



(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響(制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

○ 週所定労働時間20時間以上の短時間労働者を厚生年金適用とした場合。

※ 対象者数は310万人程度(このうち第1号被保険者からの適用対象者は4割程度)と推定。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①－②)
6万円と仮定する場合	4,100 億円	4,800 億円	△700 億円
8万円と仮定する場合	5,400 億円	5,600 億円	△200 億円
10万円と仮定する場合	6,800 億円	6,400 億円	400 億円

(注1) 平成18年度における厚生年金全体の保険料収入は21.0兆円、支出(実質的な支出総費用額)は32.2兆円。

(注2) 6万円、8万円のケースは、現行の標準報酬月額の下限(98,000円)を見直して適用することを想定している。

○ 上記の半数(155万人程度)を厚生年金適用とすると影響額も半分程度(次表のとおり)となる。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①－②)
6万円と仮定する場合	2,000 億円	2,400 億円	△400 億円
8万円と仮定する場合	2,700 億円	2,800 億円	△100 億円
10万円と仮定する場合	3,400 億円	3,200 億円	200 億円

※ 日本労働組合総連合会の提言では、「当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。」となっている。

(参考)算出方法について

○ 対象者1人あたりの厚生年金財政への影響(年額)を以下の通り算定。

【第1号被保険者からの厚生年金適用の場合】

対象者の総報酬月額 の平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計)	厚生年金財政の 支出増分	厚生年金財政への影響(年額)	
			基礎年金分	報酬比例分
6万円と仮定する場合	13.2万円	27.7万円	20.3万円	7.5万円
8万円と仮定する場合	17.6万円	30.2万円	20.3万円	9.9万円
10万円と仮定する場合	22.0万円	32.7万円	20.3万円	12.4万円

【第3号被保険者等からの厚生年金適用の場合】

対象者の総報酬月額 の平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計)	厚生年金財政の 支出増分	厚生年金財政への影響(年額)	
			基礎年金分	報酬比例分
6万円と仮定する場合	13.2万円	7.5万円	0円	7.5万円
8万円と仮定する場合	17.6万円	9.9万円	0円	9.9万円
10万円と仮定する場合	22.0万円	12.4万円	0円	12.4万円

ただし、上表の算定にあたっては、

- (1) 保険料収入は、制度成熟時を想定して、厚生年金の最終保険料率18.3%を各々の総報酬月額に乗じて12倍。
- (2) 基礎年金分の支出増分は、国民年金の最終保険料月額16,900円(平成16年度価格)を用い、対象者のうち第1号被保険者については、厚生年金が新たにこの額を負担することになるものとして算定。
(16,900円×12月 = 20.3万円)
- (3) 報酬比例分の支出増分は、当該総報酬月額で1年間加入することに伴い増加する年金の総額(平成16年度価格)を受給期間26年として算出。なお、算出にあたっては、可処分所得割合の変化率として0.95、裁定後における年金額の改定が物価スライドであることの財政効果(約1割)、マクロ経済スライドによる給付水準調整割合(約15%)を反映。
(8万円×5.481/1000×12月×26年×0.95×0.9×0.85 = 9.9万円)

(3) 税方式にした場合に、低年金・無年金問題が解消されることによる生活保護受給者数及び給付規模の縮小の影響

- 65歳以上の生活保護受給者数は59万人。このうち、無年金者は31万人となっている。
- 税方式にして、低年金・無年金の者にも一律の基礎年金を支給すれば、この59万人のうち一定数は生活保護受給者ではなくなる。
- 仮に65歳以上の生活保護受給者がゼロになった場合でも、生活保護費が縮小する影響は3,500億円程度。

[生活保護受給者]

- 平成18年度時点で、全生活保護受給者147万人のうち、65歳以上の生活保護受給者は約59万人。年金受給状況を見ると、65歳以上の生活保護受給者のうち、無年金者は約31万人。(資料)被保護者全国一斉調査より集計

(注) 世帯構成や地域の違い、あるいは医療や介護の必要性等によって、その世帯の生活保護水準(最低生活費)はまちまちであるため、全員に満額の基礎年金を支給することによって直ちに全ての高齢者が生活保護の適用を受けなくなるわけではない。

[65歳以上の者に支給されている生活扶助額(機械的試算)]

- 生活保護は世帯を対象として給付されること等により、単純に高齢者に対する生活扶助費を算出することはできないものの、仮に1人当たりの保護費が65歳以上の者と65歳未満の者と等しいと仮定するとすれば、65歳以上の者に対する生活扶助費の総額は約3,500億円程度。

(注) 生活保護制度においては、年金をはじめとした収入が増加した場合、まずは生活扶助費を減額することとされている。

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{生活扶助費} & & \text{65歳以上} & & \text{全生活保護} \\
 \text{(平成20年度予算)} & & \text{生活保護受給者} & & \text{受給者} \\
 8,600\text{億円} & \times & \text{(平成18年度)} & \div & \text{(平成18年度)} \\
 & & 59\text{万人} & & 147\text{万人} \\
 & & & & = \text{約}3,500\text{億円 (国:約}2,600\text{億円、地方:約}900\text{億円)}
 \end{array}$$

生活保護費総額 2兆6,200億円(平成20年度予算)



※ 費用の負担割合は、国3/4、地方1/4である。

※ 社会保障給付費全体に占める割合でみると、生活保護費総額で約3%、生活扶助費で約1%程度。

(4) 税方式にした場合に、厚生年金・国民年金の積立金を活用する場合の影響

○ 税方式にした場合の厚生年金・国民年金の積立金の活用方法については、マクロ的試算の移行パターンのA～Cのいずれを採用するかにより依存するので、それぞれのパターンごとに影響を評価する。(A～Cについては、P14参照)

<ケースA >
 ケースAは、過去の保険料納付実績については、全く勘案せず、全員に税方式の基礎年金の満額給付を行う場合であるため、その場合の積立金は、過去の保険料納付実績に応じて分配することによる活用する案が考えられる。(「年金制度を抜本的に考える会」の提言では、「納付状況に応じた分配を行う。」とされている。)
 過去の国民年金保険料納付実績に応じて国民年金(第1号被保険者分)の積立金を分配すると、40年間保険料を完納した者の場合の分配額は、年金額に換算して月額5千円程度と見込まれる。

基礎年金額		国民年金の積立金 (第1号被保険者分)		国民年金の過去期間に係る給付債務 (第1号被保険者分)		
6.6万円	×	10兆円※	÷	120兆円※	=	約5千円

※平成16年財政再計算ベースの2004年度末の数値

<ケースB>
 ケースBは、過去の保険料未納期間に係る分については、その期間分の税方式の基礎年金給付を減額することとしており、この場合の積立金は、ケースAのような分配を行う必要がないため、保険料による収入がなくなり増税が必要となることによる激変緩和に充てる案が考えられる。
 被用者年金を含めた基礎年金分の積立金は2006年度末で60兆円と見込まれるため、ケースBの場合の追加税額(2009年度で9兆円)にこれを充てるとすれば6年分程度となる。

基礎年金分の積立金(2006年度末)		追加税額(2009年度)		
60兆円	÷	9兆円	=	6.7 (積立金の運用収入等は考慮していない)

(被用者年金分を含む)

<ケースC及びC'>
 ケースC及びC'は、過去の保険料納付期間に係る分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして給付することから、上乗せ分について当面は積立金を充当する案が考えられる。
 基礎年金分の積立金60兆円をケースC及びC'の上乗せ支給分に充てるとすれば、Cの場合で6年分程度、C'の場合で3年分程度となる。

	基礎年金分の積立金(2006年度末)		上乗せ支給分(2009年度)		
ケースC	60兆円	÷	9兆円	=	6.7 (積立金の運用収入等は考慮していない)
ケースC'	60兆円	÷	19兆円	=	3.2 (")

公的年金制度の在り方に関する各種提言の背景などについて

1. 国民年金制度の創設と「国民皆年金」体制

《社会保険方式》

- 我が国の公的年金制度は、「自らの老後に自ら備える」という自立自助の考え方を基本としつつも、すべての国民の老後生活の安定を図るため、現役のうちに保険料を拠出しあう「社会保険方式」が基本とされた。

《国民皆年金》

- この社会保険方式下において、無業者・低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼすこととし、「国民皆年金」の実現を図った。

(注) 国民年金を納得感ある制度とするため「所得に応じた負担を求め、これに応じて給付を行う制度」とすること(所得比例年金とすること)は、創設以来の1つの課題であるが、所得比例年金制度の前提となる「所得捕捉」の問題をクリアできず、定額保険料の制度として、今日に至っている。

- 低所得等のために、保険料負担が困難な者については、保険料を「免除」した上で、税財源(公費)により一定の給付を保障。

⇒社会保険方式の下で、税財源により、社会保険方式を補う制度的工夫を行っているとの評価も可能。

「保険料の拠出」を給付の要件とする社会保険方式の年金制度において、「国民皆年金」の実現を図ってきているが、保険料の拠出期間の不足に起因する無年金や低年金も生じている。

《「年金」という名に値する老齢年金》

- 昭和36年の制度創設当時、年金という名に値する水準を確保するためには、25年の拠出期間が必要とされた。こうした点も踏まえ、受給資格期間が25年に設定された。
- その後、25年の加入期間を給付水準の目安（標準的な年金）とし、年金額の充実が図られた*1。
 - *1 例えば、昭和41年には夫婦1万円年金、昭和44年には夫婦2万円年金、昭和48年には夫婦5万円年金を達成。
- 昭和60年に全国民共通の基礎年金を導入した。このとき、
 - ・ 国民年金は制度創設から25年を迎えており、また基礎年金に統合された厚生年金の定額部分については、その後の制度の成熟化に伴う平均加入期間が伸長していくなかで、
 - ・ 将来40年加入が一般的な時代における給付水準が現役世代の所得水準とのバランスを失うことが見込まれた*2ため、
給付水準を適正化するとともに、40年の保険料納付で、基礎的な消費支出をまかなう水準のフルペンションとされた。その際、25年の受給資格要件は維持された。
 - *2 厚生年金に32年加入のサラリーマン世帯の年金水準が、改正当時は男子平均賃金の68%であったものから将来は83%となることが見込まれた。

2. 年金制度をとりまく環境の変化とこれに伴う問題

《少子・高齢化の進行》

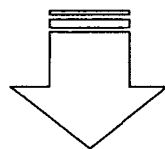
- 社会経済の変化に対応し、年金制度の長期的な給付と負担の均衡が保たれたものとするために、人口推計や将来の経済見通し等を踏まえ、5年ごとに財政再計算を行ってきたが、予想を超えた出生率の低下と平均寿命の延びを踏まえ、給付や保険料水準の調整を行ってきた。

《経済情勢・雇用情勢の変化》

- 右肩上がりの経済成長の下では、保険料負担が上昇するなかでも、それを上回る賃金の上昇等により負担感が緩和されていたが、1990年代以降、日本経済は停滞を続け、経済成長率や賃金上昇率が低下し、可処分所得の伸びが鈍化するとともに、保険料の負担感も高まった。

また、経済のグローバル化によって、企業は国際的な競争にさらされるなかで、企業負担の限界も意識されるようになった。

- 雇用情勢の変化のなかで、パートなど非正規雇用が増加し、国民年金の加入者に占める割合も高まってきているなど国民年金の第1号被保険者の質的な変容が進んでいる。



- 少子高齢化など社会経済の環境変化に対応し、平成16年改正において、①上限を固定した上での保険料の段階的引上げ②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ③マクロ経済スライドの導入など、長期的な給付と負担の均衡を確保する改正を実施。

これにより、年金財政の面では、長期的に持続可能な制度に。

- 他方で、年金財政の安定性が高まった反面、基礎年金についても給付調整が行われるということもあり、改めて、「実際に受給する基礎年金の給付水準」や「無年金者」が存在するという実態に焦点が当たり、無年金者や低年金者対策をどう考えるのかといった点が、平成16年改正後の残された課題として、各方面で認識されるようになってきているのではないか。

・ 無年金者・低年金者への対応の必要性が強く認識されていることにより年金制度に関する各種提言がなされているのではないか。

⇒ 『税方式年金の提案』:「基礎年金の税方式化の各種提言において、税方式化により実現を図ることとしているもの」(参考資料1)

⇒ 『平成16年改正後の残された課題に対する提案』については、

- 主に「受給権の確保(無年金者対策)」の観点から、

「国民年金保険料の徴収時効(2年)の見直し」、「老齢基礎年金の受給資格期間(25年)の見直し」、「国民年金保険料免除制度の見直し等」、「非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等」が、

- 主に「年金水準の確保(低年金者対策)」の観点から、

「低所得者や低年金者に対する加算や最低保障年金制度の創設」、「非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等」などが、

提案されていると考えられる。

- このほか、少子化対策の拡充を図るべく、年金制度においても、対策を強化すべきという観点から「育児期間中の保険料免除」が提案されていると考えられる。
- また、平成16年改正により保険料を固定したため、更なる保険料の引上げによる政策の実施という選択肢がないなかで、新たに財源を必要とする政策を実施する場合には、税財源(公費)による対応をとならざるを得ない状況。このため、新たな公費の投入による政策の実現が各方面から提言されていると考えられる。
- これら各種の提言の実現に向けては、現行の年金制度の趣旨・考え方との関係整理はもとより、所要の安定財源の確保や、年金保険料の拠出意欲やモラルハザードの問題が生じづらい制度環境の整備などについての議論も必要であると考えられる。

基礎年金の税方式化の各種提言において、税方式化により 実現を図ることとしているもの

* 本資料は、厚生労働省の責任において、各種提言を把握し易いよう、基礎年金の税方式化により実現を図ることとしているものについて横断的な視点に基づいて整理したものである

- 少子高齢化など社会経済の環境の変化により、現行制度の維持が困難となっ
てきており、税方式化することにより抜本的な改革が必要。

(経済同友会、日本経済新聞社、年金制度を抜本的に考える会)

- 保険料負担が重くなってきており、保険料未納問題の深刻化により無年金者
が生じているので、税方式化することにより保険料未納問題を解決するとともに、
無年金者をなくし、セーフティネットとしてのナショナル・ミニマムを確実に保障す
ることが必要。

(経済同友会、日本経済新聞社、年金制度を抜本的に考える会)

- 世代間・世代内において保険料負担の格差が生じている。税方式化すること
により、これを是正・公平化する。

(経済同友会、日本経済新聞社、年金制度を抜本的に考える会)

- 年金記録問題により国民の年金制度に対する信頼が失われているが、税方式
化することで、年金記録問題が生じず(個々人の拠出実績の記録は不要)、行政
の効率化も可能となる。

(日本経済新聞社、年金制度を抜本的に考える会)

未納・未加入の状況等について

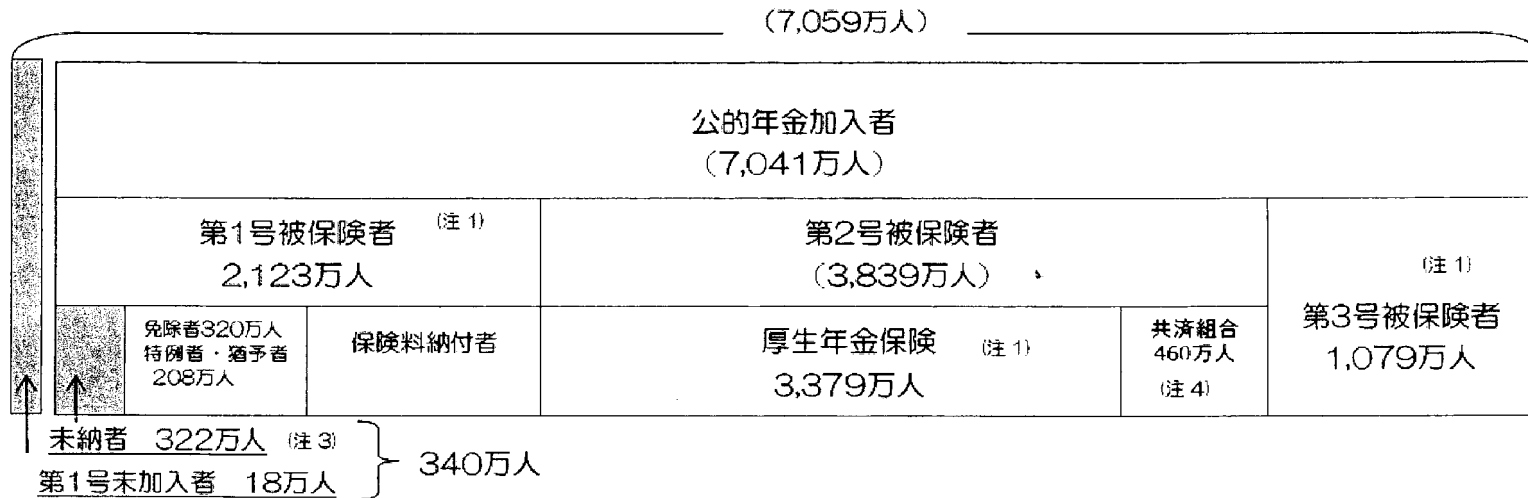
公的年金制度の加入状況等について

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

- 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、未加入者は約18万人。

公的年金加入対象者全体の約95%は保険料を納付(免除及び猶予を含む。)している。

※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。



(注2)

(注1) 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。

2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成18年3月末現在。

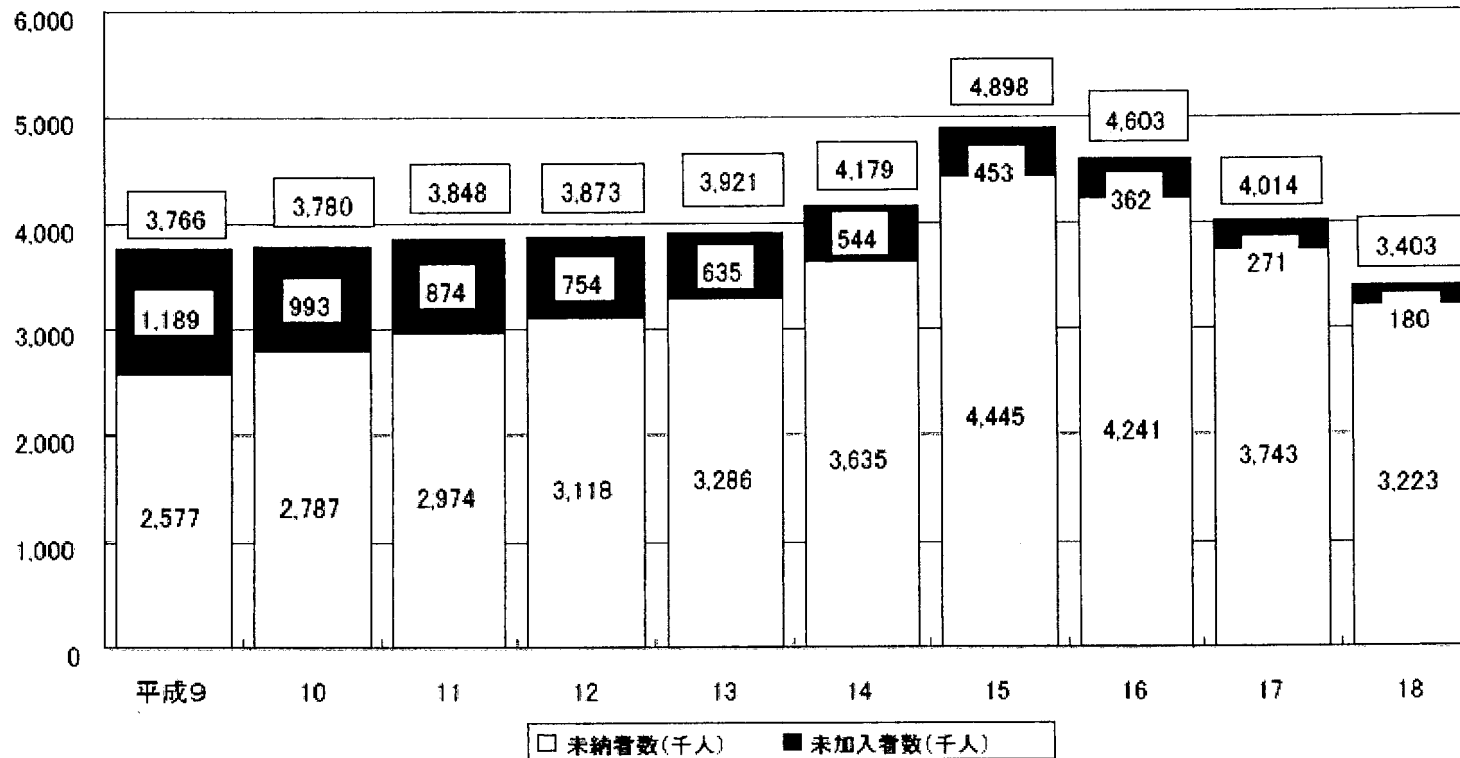
5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況
と今後の取組等について」(社会保険庁)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

○ 近年、未加入者・未納者数は減少。



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況
と今後の取組等について」(社会保険庁)

国民年金の未加入対策

○ 以下のようなこれまでの対策により、平成9年度において119万人であった未加入者が、平成18年度では18万人と、着実に減少。

1. 制度未加入者への対策

- (1) 20歳になった者全員に国民年金加入の通知をした上で、届出がない場合には職権で国民年金を適用(平成7年度～)
- (2) 住基ネットを活用した未加入者の把握
住基ネットを活用し、34歳到達時点等における未加入者の把握を行い、加入の届出勧奨を実施(今後実施予定)

2. 転業転職による年金制度間での移行の際の対策

- (1) 企業を退職後、国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知を送付(平成10年度～)
届出がない者には職権で国民年金を適用(平成17年8月～)
- (2) 国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知(平成18年度～)
- (3) 職業安定所との連携により、失業者に対する種別変更手続きの周知を徹底(平成16年10月～)

国民年金保険料の未納対策①

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - (口座振替率)
 - 16年度末 17年度末 18年度末
 - 37% → 40% → 40%
 - 651万人 660万人 642万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~) (利用状況)
 - 16年度 17年度 18年度
 - 347万件 → 589万件 → 749万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~) (利用状況)
 - 16年度 17年度 18年度
 - 7万件 → 14万件 → 24万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)



納付督促の実施

- 催告状(手紙)
 - H17年度 3,418万件
 - H18年度 1,863万件
- 電話
 - H17年度 823万件
 - H18年度 545万件
- 戸別訪問(面談)
 - H17年度 1,774万件
 - H18年度 1,627万件
- 集合徴収(呼出)
 - H17年度 1,952万件
 - H18年度 1,143万件

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

強制徴収の実施 □不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度
最終催告状	172,440件	310,551件
納付等	43,459件	102,335件
財産差押え	3,048件	11,910件

最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

最終的に60万件実施可能な体制を構築

質の向上
効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~) (17年度) 5箇所 → (18年度) 35箇所 → (19年度) 95箇所

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

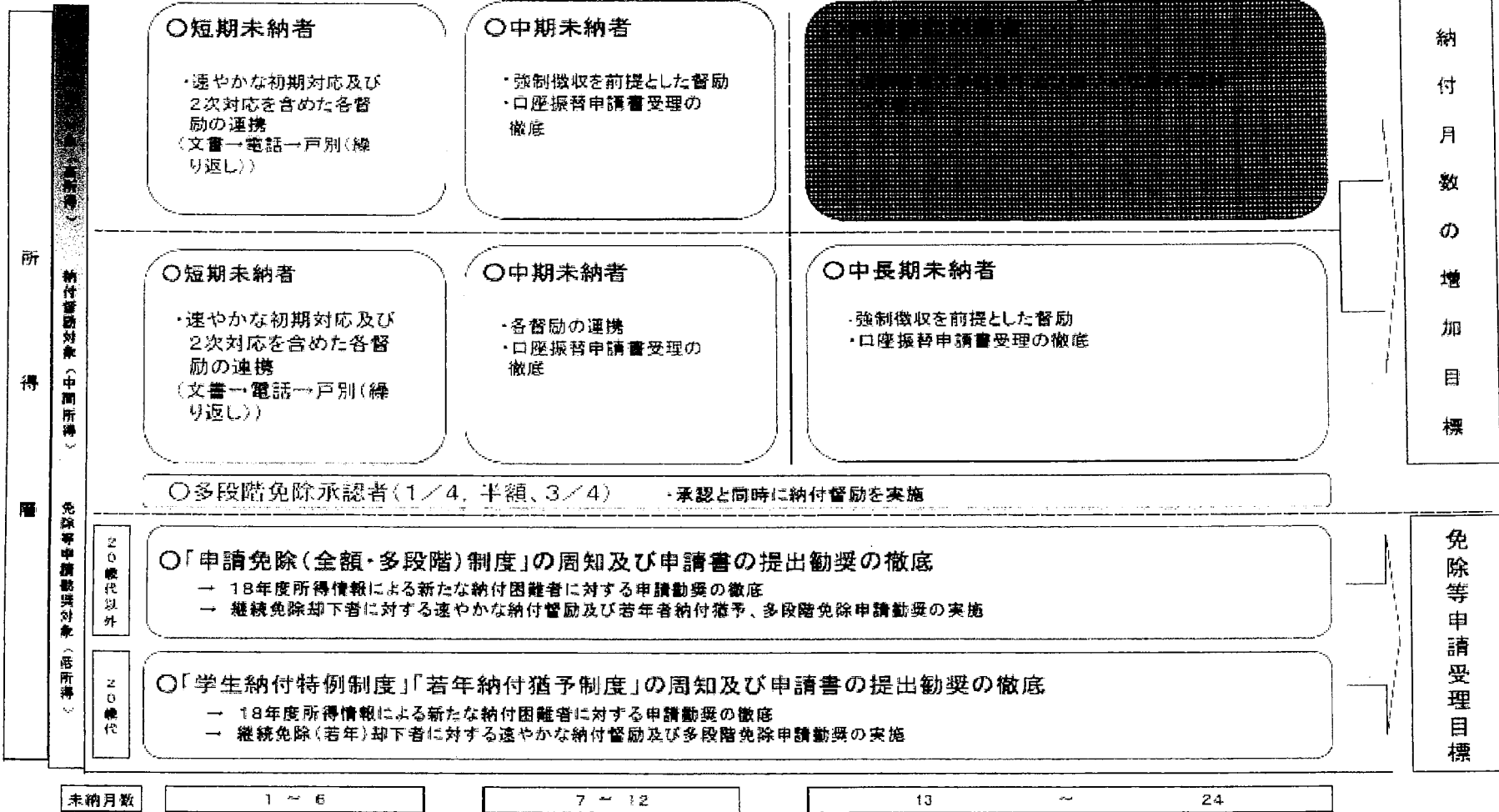
※下線部は、今後法律等により新たに措置した事項

【資料出所】
「納付率向上に向けた戦略」(社会保険庁)

国民年金保険料の未納対策②

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



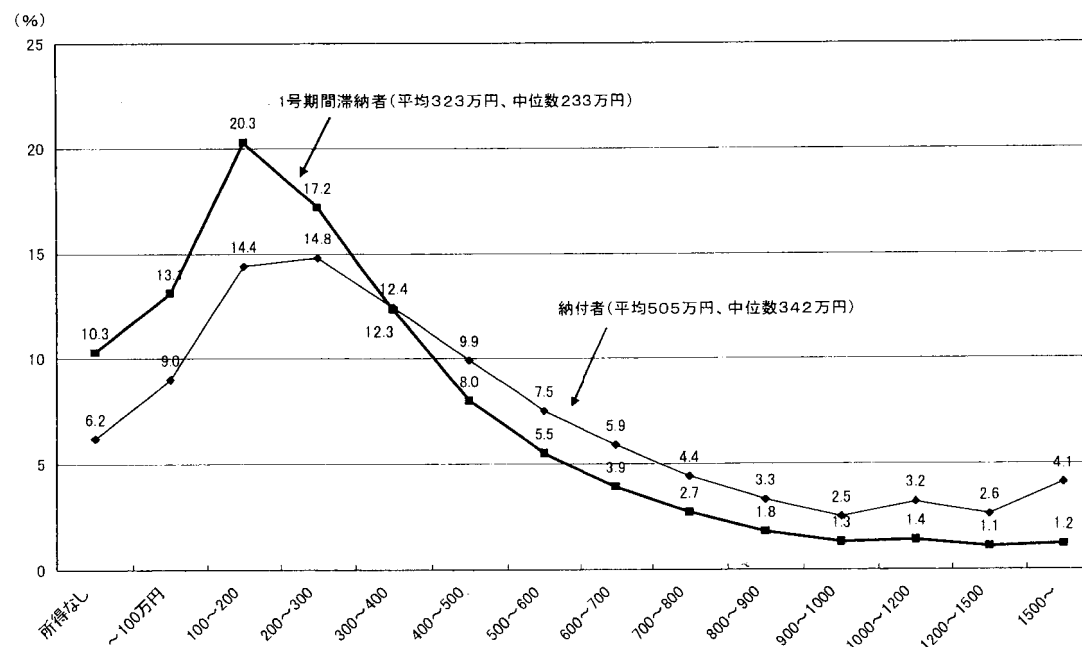
【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」（社会保険庁）

保険料滞納者の状況(1)

《世帯の収入①》

- 『国民年金被保険者実態調査(平成17年)』では、国民年金1号被保険者のうち、「滞納者*1」と「納付者*2」の世帯の所得分布をみると、全体的にはいずれも同じような傾向ではあるものの、滞納者については、納付者と比べ、年収200万円未満である者の割合が比較的多くなっている。
- この結果、滞納者の中位数は233万円と、納付者と比べ100万円以上少ない。



【資料出所】
国民年金被保険者実態調査
(平成17年)

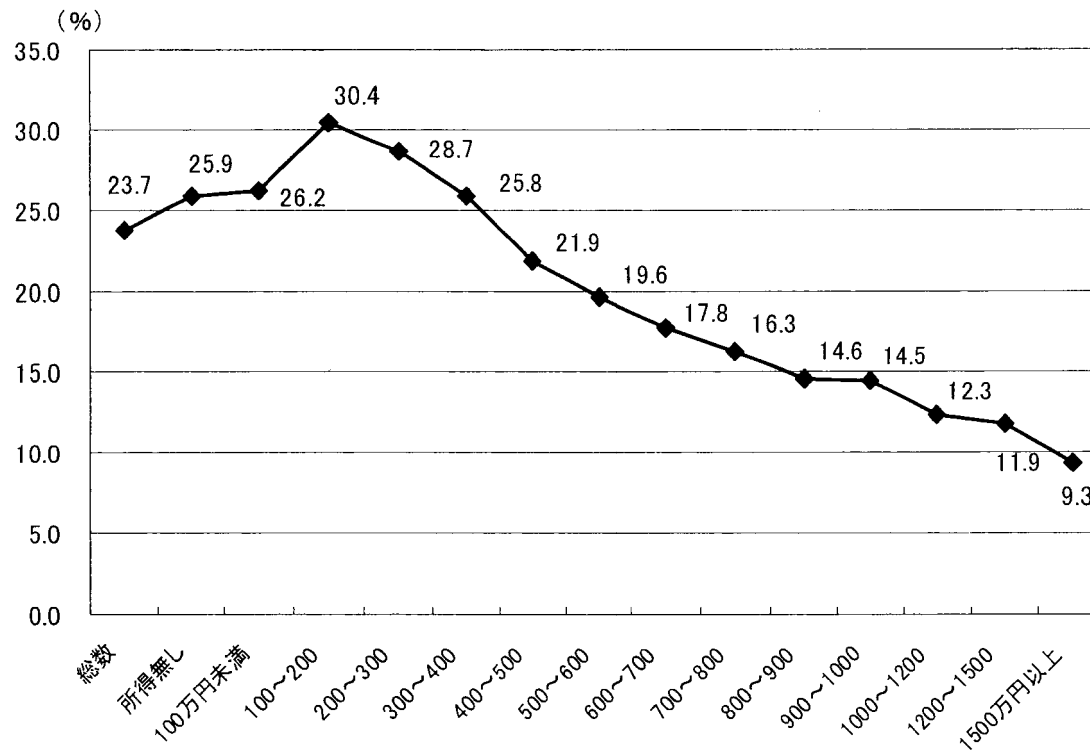
《本資料の留意点》

- * 1 滞納者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、その全ての保険料を納めなかった者」をいい、社会保険庁が毎年公表している「未納者」(過去2年間のすべてが1号被保険者期間であって、その全ての保険料を納めなかった者)と定義が異なる。
- * 2 納付者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、保険料を1ヶ月以上納めた者」をいう。

保険料滞納者の状況(2)

《世帯の収入②》

- 国民年金1号被保険者のうち、滞納者の割合を世帯での所得階級別にみると、低所得者である程、滞納者の割合が高くなっている。
- しかしながら、所得が1,500万円以上の世帯でも、保険料を滞納している者が約1割存在する。

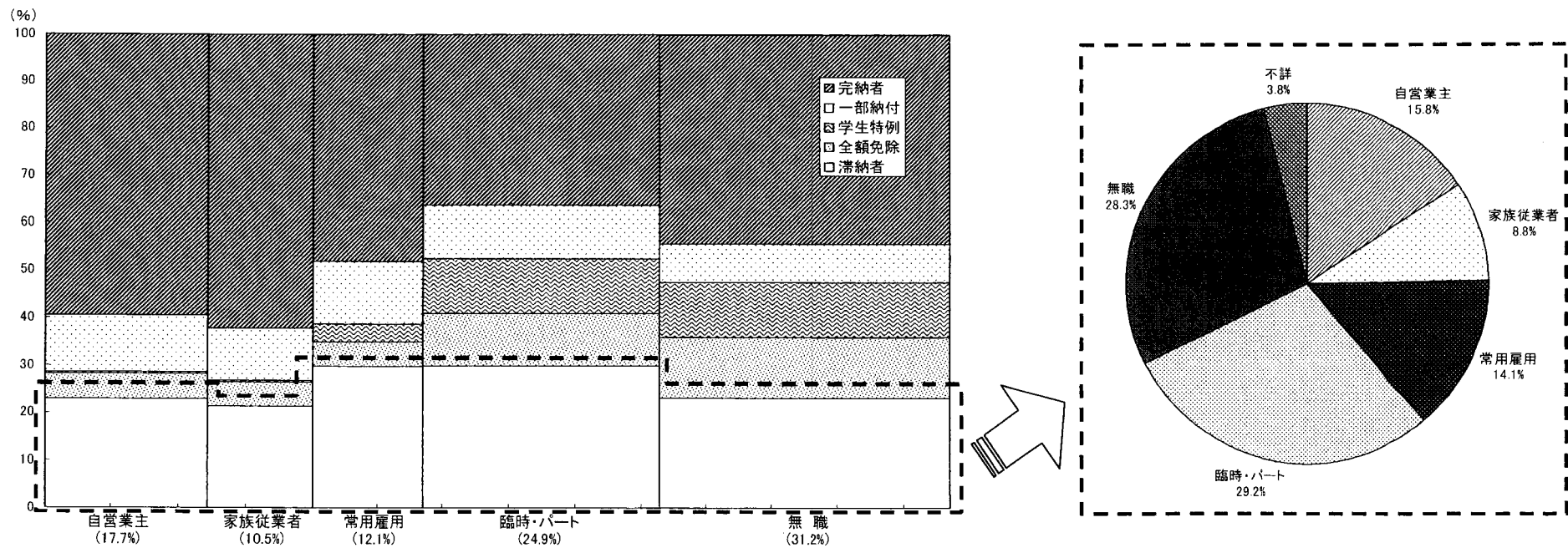


【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(3)

《本人の就労状況》

- 就労状況をみた場合、「常用雇用」と「臨時・パート」で、滞納者の占める割合が多い。
- 特に「臨時・パート」では、学生納付特例と全額免除者が多く、完納者の割合が少なくなっている。
- 滞納者のうちでは、「臨時・パート」と「無職」の占める割合が多い。



【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(4)

《国民年金保険料を納付しない理由①》

- 保険料を納付しない理由について、年齢階級別にみると、すべての年齢階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。(図①)
- 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の理由をより詳細にすると、「元々所得が少ないから」という理由が各年齢階級において過半数を占めており、「失業、事故などにより所得が低下したから」の割合は、最も高い55～59歳でも3割に満たない。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が少ないうえに、保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	65.6	4.8	3.8	0.7	14.8	7.0	3.2
20～24歳	100.0	66.4	5.2	1.4	0.0	16.2	5.1	5.7
25～29歳	100.0	64.6	6.0	0.8	0.0	16.3	8.5	3.9
30～34歳	100.0	60.6	5.3	2.2	0.0	20.4	8.6	2.8
35～39歳	100.0	63.9	6.8	3.8	0.0	17.1	6.4	1.9
40～44歳	100.0	70.2	4.2	5.7	0.0	12.3	5.7	2.0
45～49歳	100.0	68.4	2.9	8.1	0.5	10.2	7.7	2.2
50～54歳	100.0	72.0	2.2	9.4	2.2	6.2	6.8	1.1
55～59歳	100.0	64.7	1.9	8.5	7.0	8.3	8.2	1.4

図② 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	元々所得が少ないから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多いから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	61.2	15.1	17.5	6.2
20～24歳	100.0	70.5	6.4	13.0	10.0
25～29歳	100.0	66.5	12.7	14.3	6.4
30～34歳	100.0	60.6	15.3	17.1	7.1
35～39歳	100.0	57.8	15.2	22.7	4.3
40～44歳	100.0	51.9	19.0	25.3	3.8
45～49歳	100.0	55.0	20.5	20.8	3.7
50～54歳	100.0	54.8	20.9	19.8	4.5
55～59歳	100.0	51.1	29.9	16.6	2.4

注1. 回答不詳以外の者に対する割合である。

注2. 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者を集計している。

【資料出所】

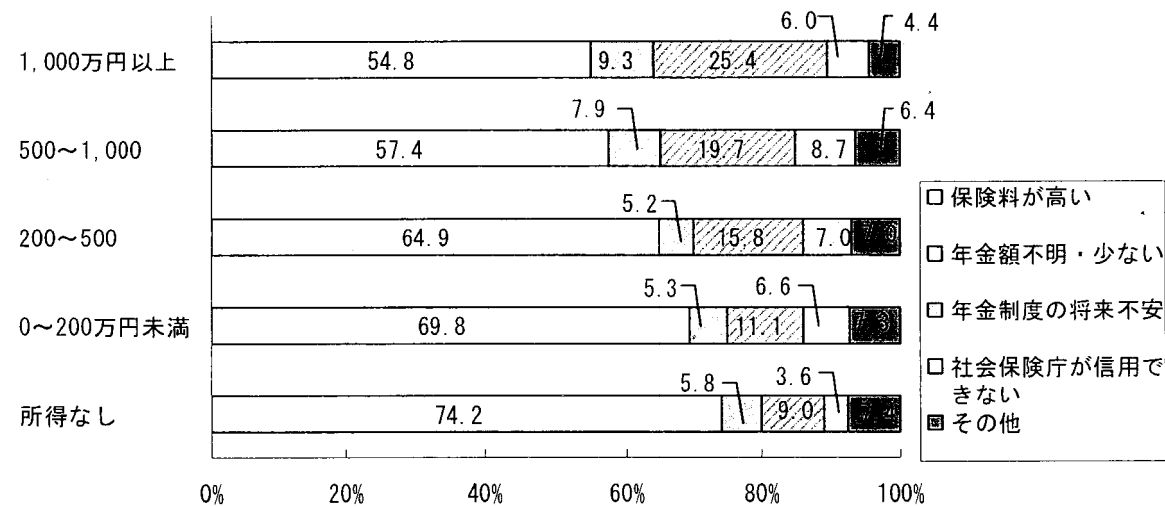
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(5)

《国民年金保険料を納付しない理由②》

○ 保険料を納付しない理由としては、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も多かったが、これを世帯の総所得金額階級別にみると、すべての所得金額階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっており、世帯所得金額が1,000万円以上であっても、半数以上を占める。(図③)

図③ 世帯総所得金額階級別保険料を納付しない理由(滞納者)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(6)

《保険料を納付しないことについての意識》

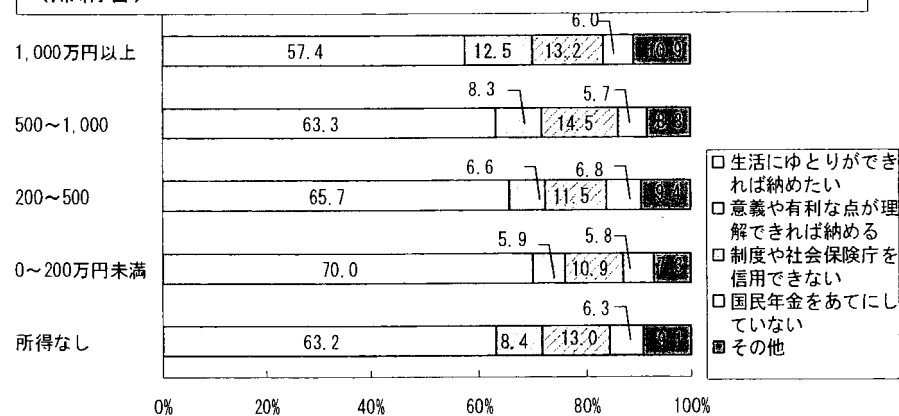
- 年齢階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答している者が約6割となっており、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にある。(図①)
- 世帯の総所得金額階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円以上でも半数以上となっている。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識(滞納者)

(単位：%)

	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	年金制度や社会保険料は信用できないので納める考えはない	国民年金をあてにしている考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.1	8.2	13.2	6.5	9.0
20～24歳	100.0	60.2	11.1	12.1	6.6	10.1
25～29歳	100.0	60.0	8.1	16.0	7.8	8.0
30～34歳	100.0	59.8	10.5	16.0	7.0	6.7
35～39歳	100.0	59.9	6.0	17.2	7.6	9.2
40～44歳	100.0	66.6	7.9	10.3	5.1	10.1
45～49歳	100.0	69.2	6.1	10.8	6.2	7.8
50～54歳	100.0	74.6	6.3	8.5	3.0	7.7
55～59歳	100.0	65.7	4.9	9.5	6.7	13.2

図② 世帯総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識(滞納者)

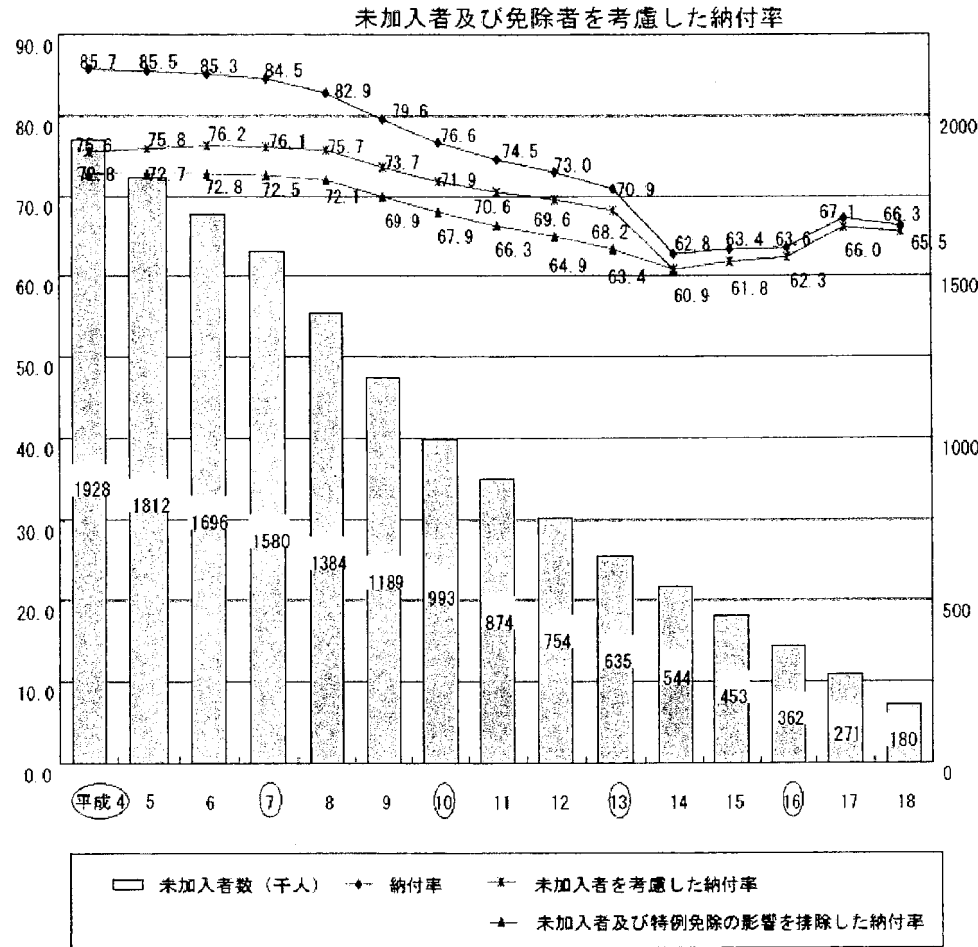


注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

《参考資料》

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型推分したものを。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

無年金・低年金の状況等について

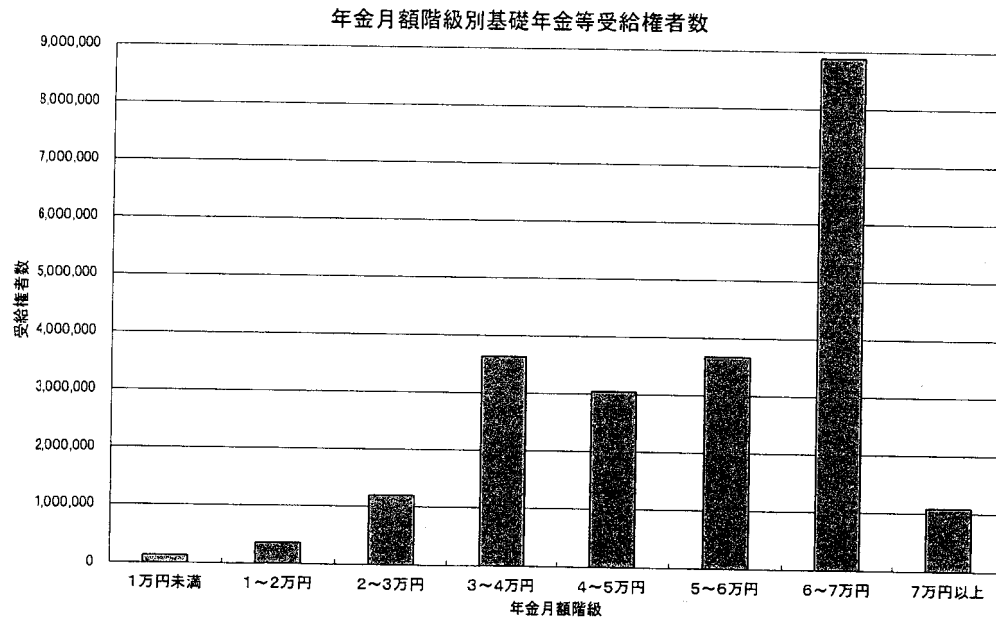
老齡基礎年金の年金月額分布

○ 老齡基礎年金等(老齡基礎年金+旧国民年金老齡年金)の受給権者(18年度末で約2,200万人)の年金月額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台及び3万円台が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合計	(割合)	男子	女子	合計	(割合)	男子	女子
合計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 1	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
1 ～ 2	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
2 ～ 3	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
3 ～ 4	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
4 ～ 5	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
5 ～ 6	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
6 ～ 7	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
7 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平均月額(円)	53,202		58,490	49,252	47,641		52,532	46,008

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

【資料出所】
平成18年度社会保険事業の概況に基づき作成



【資料出所】
平成18年度社会保険事業の概況
(社会保険庁)

無年金者数(推計)

- 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

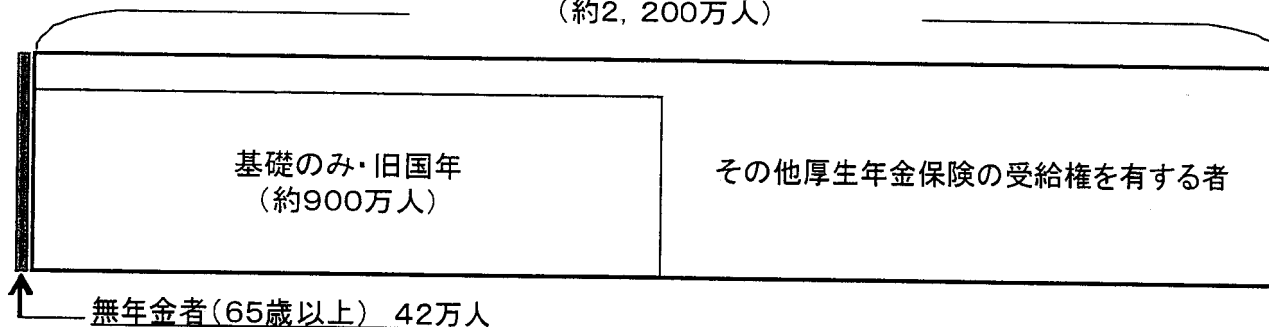
(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】
社会保険庁公表資料
(平成19年12月12日)

老齢基礎年金等の受給権者
(約2,200万人)



満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由

○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと。

- ・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)となるので、年金額の計算には反映されない。これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。

- ・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

- ・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

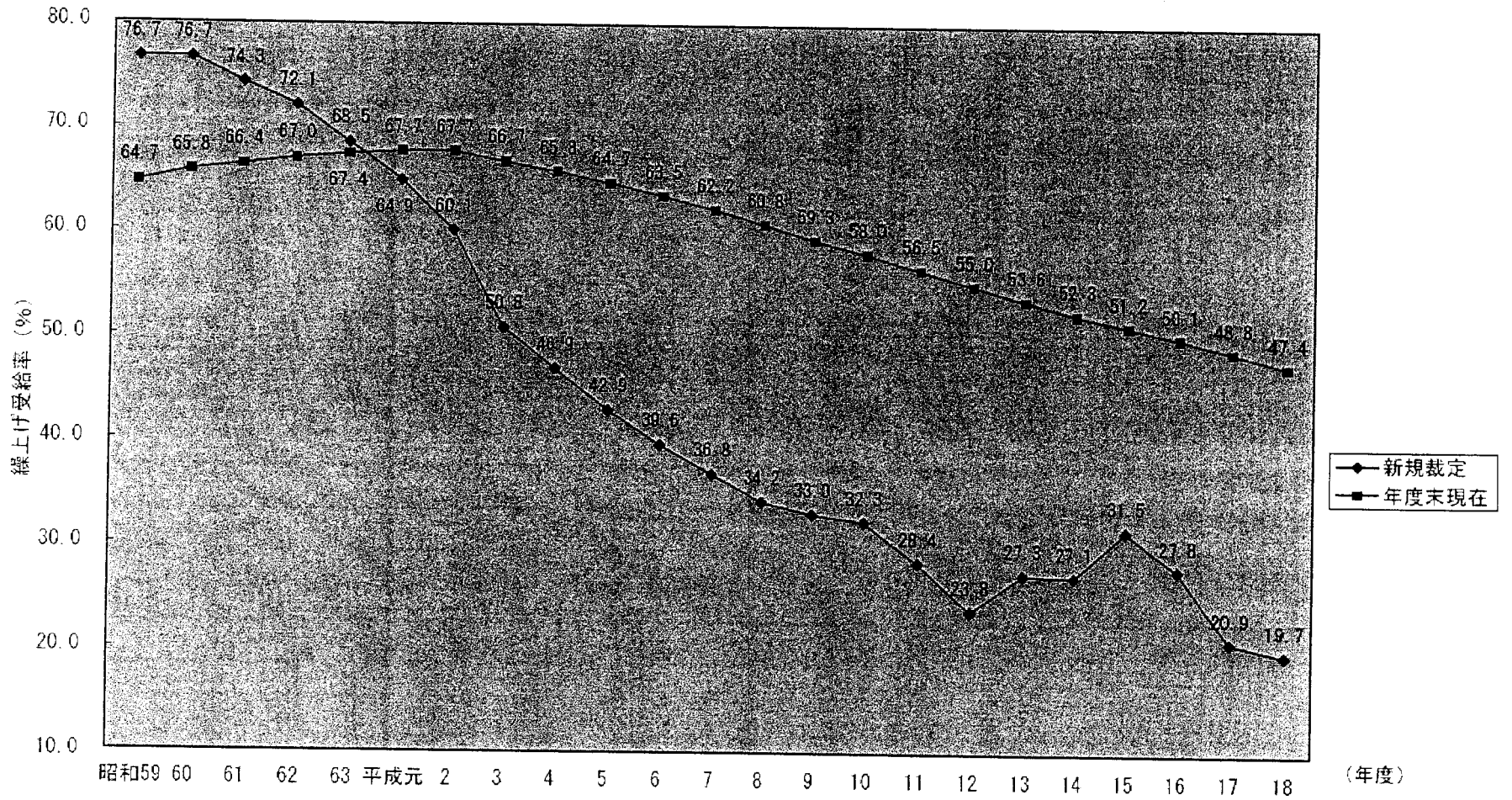
⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たずに無年金状態になったりする。

○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること。

- ・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。

- ・ 老齢基礎年金等の国民年金の繰上げ受給の選択率は、平成18年度においては、全体で約50%、新規裁定で約20%。なお、かつては新規裁定で8割近く繰上げ受給が選択されていたこともあった。

国民年金 繰上げ受給率の推移

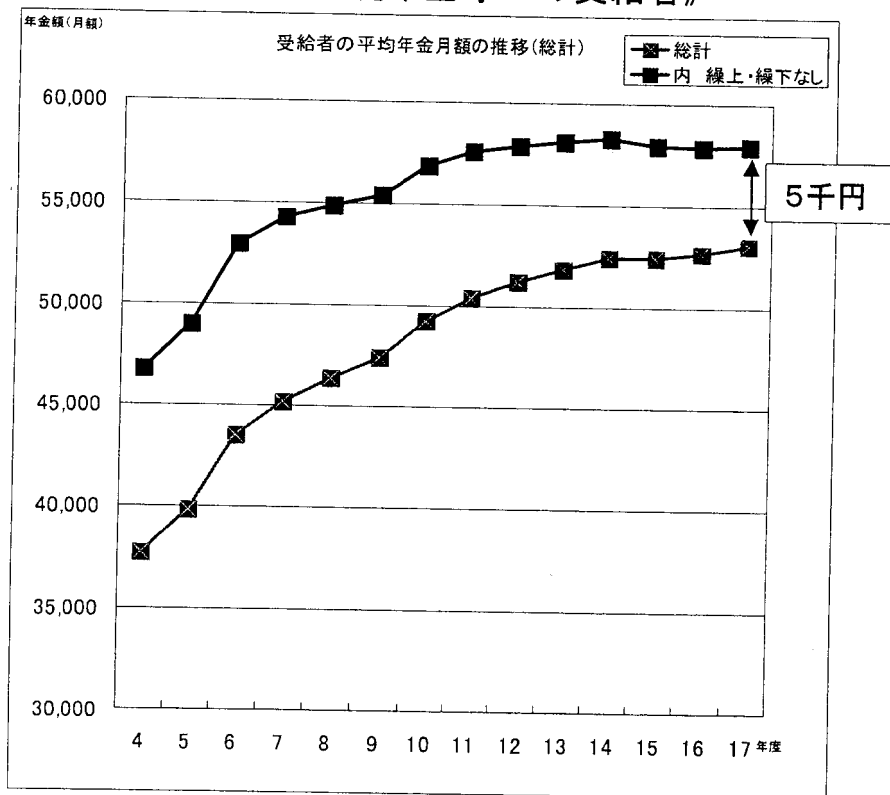


【資料出所】
 社会保険事業の概況
 (社会保険庁)

繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との平均年金額の比較

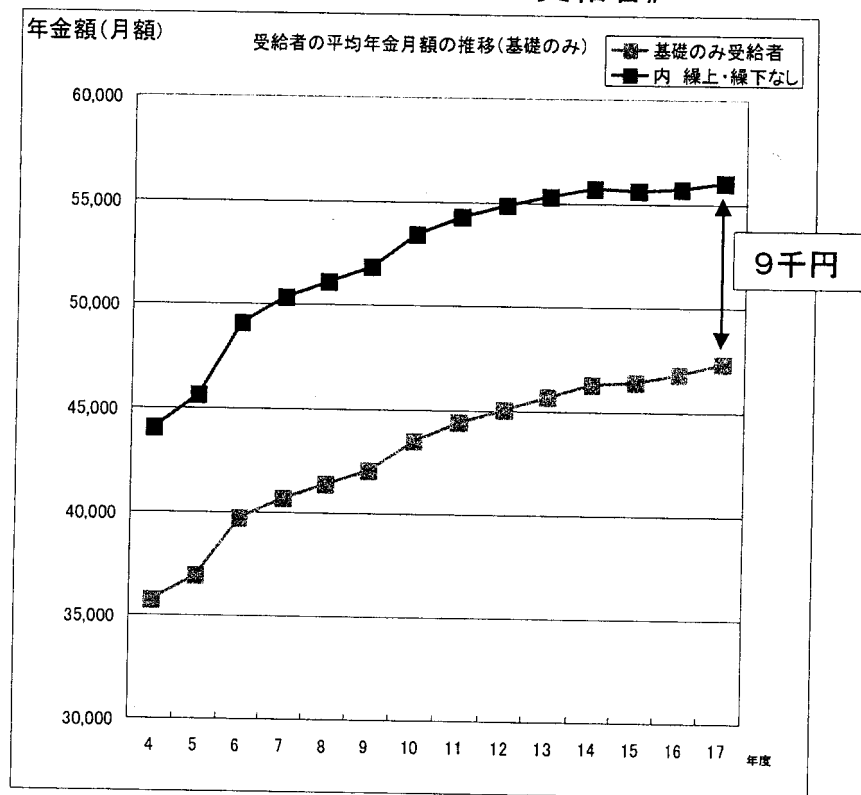
- 老齢基礎年金等の受給者の平均年金額は約5万3千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万8千円となっており、約5千円の差が生じている。(①)
- 基礎年金のみの受給者をみると、平均年金額は約4万7千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万6千円となっており、約9千円の差が生じている。(②)

《①老齢基礎年金等*1の受給者》



* 1 老齢基礎年金+旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

《②基礎年金のみ*2の受給者》



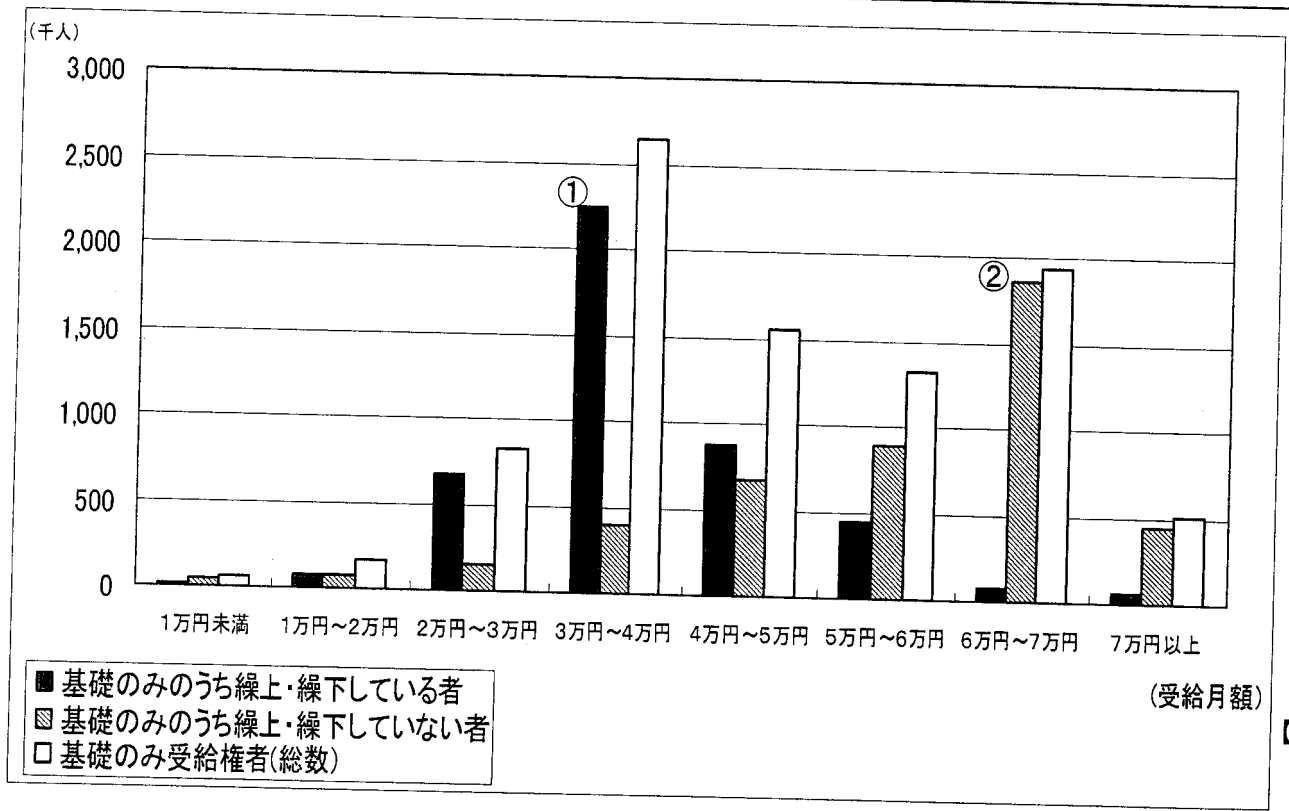
* 2 厚生年金保険の受給権を有しない者の基礎年金及び旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

【資料出所】

社会保険庁事業年報

繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との年金額の分布

- 基礎年金のみの受給権者の年金額分布をみると、繰上げ受給等を行っている者が最も多いのは3～4万円(①)であり、繰上げ受給等を行っていない者では6～7万円(②)となっている。
- 繰上げ受給者の請求時の年齢は、60歳が最も割合が高く、繰上げ受給者全体の約6割。



【資料出所】
 社会保険庁事業年報(平成17年度)
 に基づき作成

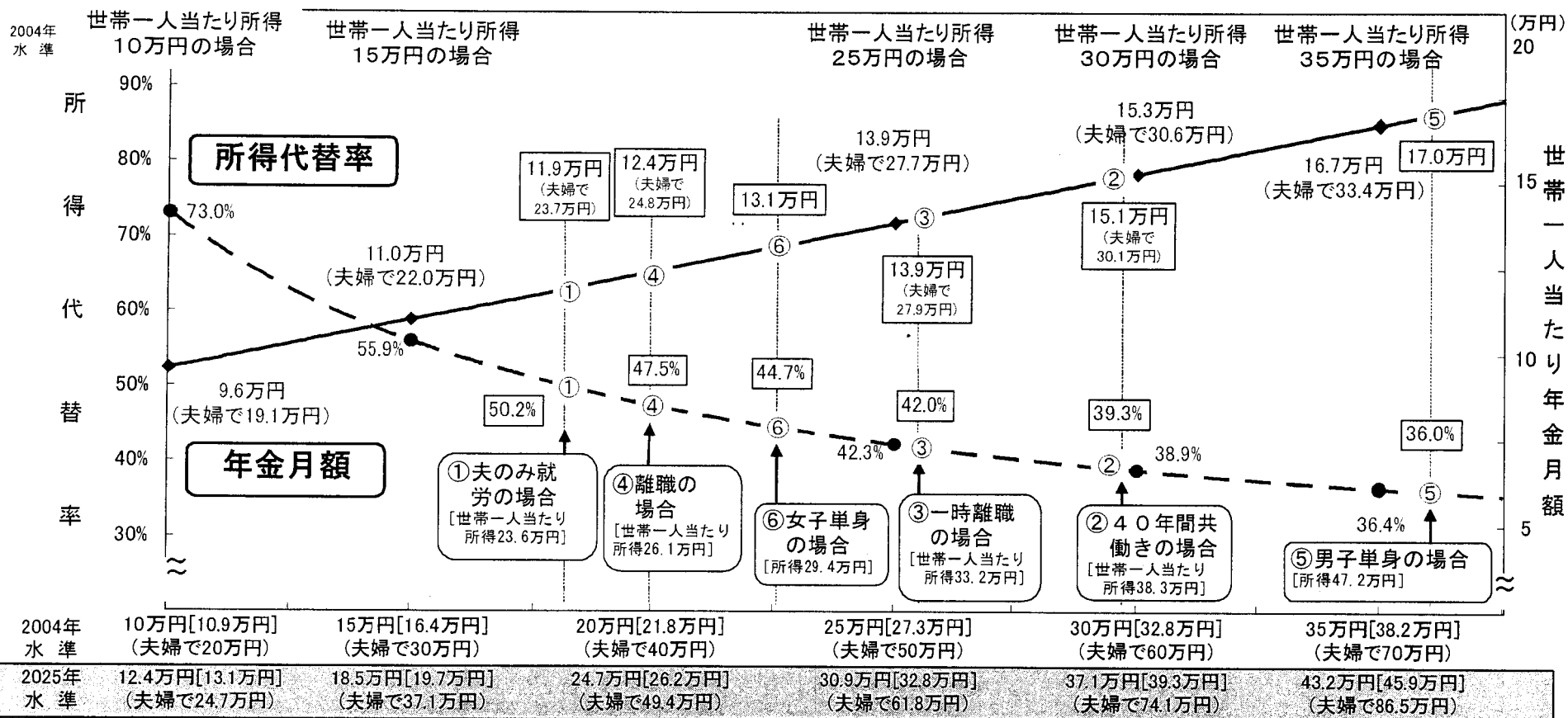
《繰上げ受給者の請求時年齢の構成(平成17年度末現在)》

総数	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
4,409,316	2,515,096	57.0%	687,560	15.6%	422,495	9.6%	579,086	13.1%	205,079	4.7%

現行制度による所得再分配機能について

2025年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 －平成16年財政再計算－

- 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

2: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

3: 例えば、2004年水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

世帯一人当たり所得(標準報酬月額ベース)
[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

世帯所得別の年金月額及び所得代替率(平成37(2025)年度)

— 平成16年財政再計算 —

世帯所得(標準報酬月額)	万円	24.7	37.1	44.5	61.8	74.1
(2004年度水準)	万円	(20)	(30)	(36)	(50)	(60)
手取り賃金	万円	26.2	39.3	47.2	65.5	78.7
(ボーナス込み年収の月額換算値)						
年金月額	万円	19.1	22.0	23.7	27.7	30.6
所得代替率		73.0%	55.9%	50.2%	42.3%	38.9%
報酬比例部分		21.8%	21.8%	21.8%	21.8%	21.8%
基礎年金部分		51.2%	34.1%	28.4%	20.5%	17.1%
保険料相当分		25.6%	17.1%	14.2%	10.2%	8.5%
国庫負担相当分		25.6%	17.1%	14.2%	10.2%	8.5%

* 年金月額は、標準的な年金受給世帯の新規裁定時の額(夫婦の基礎年金+夫の厚生年金)である。

* 世帯所得、手取り賃金、年金月額は、物価で2004年度の価値に割り戻した額である。

生活保護制度との関係について

生活保護と公的年金の役割の違い

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

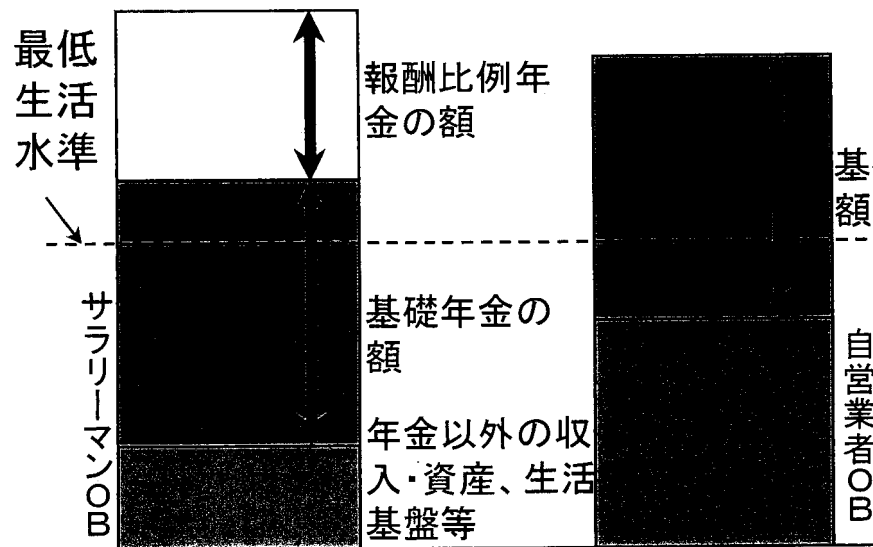
○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方

基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
 また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

年金の額

その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



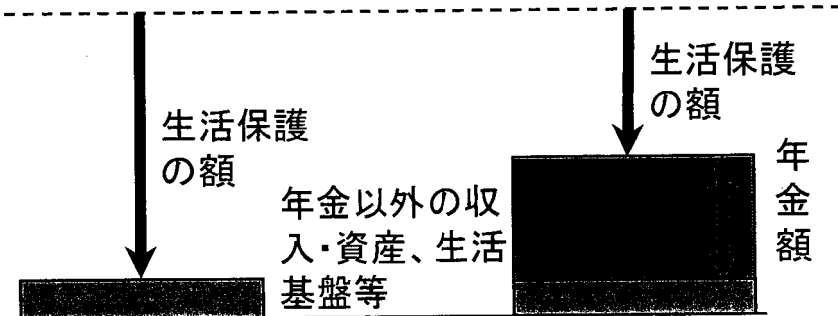
調査はない

(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先

(無年金)

(低額の年金)



資力すべてを厳格に調査

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 66,008円 (夫婦合計：132,016円) (平成20年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成20年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
婦	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

被保護高齢者（65歳以上）の年金受給状況

	被保護人員	65歳以上 被保護人員(A)	うち年金受給者 (B)	年金受給率(B/A)	年金受給者1人あたり 年金受給額
	人	人	人	%	円(月額)
平成10年	946,994	319,820	172,940	54.1	44,212
平成11年	1,004,472	350,450	178,470	50.9	44,885
平成12年	1,072,241	372,340	186,770	50.2	45,601
平成13年	1,148,088	411,200	201,800	49.1	45,521
平成14年	1,242,723	449,250	216,380	48.2	45,672
平成15年	1,344,327	491,680	232,280	47.2	45,847
平成16年	1,423,388	527,310	248,920	47.2	45,758
平成17年	1,475,838	556,380	262,320	47.1	45,918
平成18年	1,513,892	588,130	275,140	46.8	46,144

資料：福祉行政報告例、被保護者全国一斉調査(個別、各年7月1日時点の抽出調査(10分の1))

高齢者世帯及び高齢者単身世帯の数及び割合

厚生労働省社会・援護局保護課

	被保護世帯数 (A)	高齢者世帯数 (B) (B/A)	単身世帯数 (C) (C/A)	高齢者世帯の性別別構成	
				男性世帯数 (D) (D/A)	女性世帯数 (E) (E/A)
平成11年	677,910 (100%)	313,410 (46.2%)	276,530 (40.8%)	86,090 (12.7%)	190,440 (28.1%)
平成12年	719,200 (100%)	330,880 (46.0%)	292,800 (40.7%)	94,740 (13.2%)	198,060 (27.5%)
平成13年	767,870 (100%)	362,350 (47.2%)	317,450 (41.3%)	106,020 (13.8%)	211,430 (27.5%)
平成14年	838,550 (100%)	398,200 (47.5%)	351,700 (41.9%)	122,000 (14.5%)	229,700 (27.4%)
平成15年	908,790 (100%)	433,720 (47.7%)	380,610 (41.9%)	134,740 (14.8%)	245,870 (27.1%)
平成16年	970,640 (100%)	465,160 (47.9%)	409,340 (42.2%)	148,200 (15.3%)	261,140 (26.9%)
平成17年	1,015,830 (100%)	438,030 (43.1%)	391,060 (38.5%)	158,230 (15.6%)	232,830 (22.9%)
平成18年	1,050,650 (100%)	470,090 (44.7%)	419,260 (39.9%)	172,790 (16.4%)	246,470 (23.5%)

注) 高齢者世帯とは、男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

資料：被保護者全国一斉調査(個別、各年7月1日時点の抽出調査(10分の1))

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
→ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

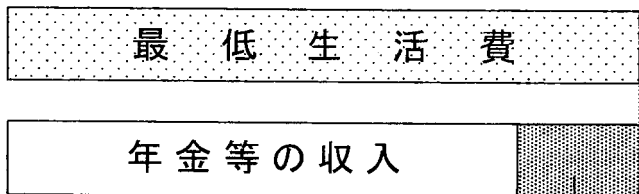
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

平成16年改正後の残された課題に対する各方面からの主な提案
《項目一覧》

資料3-1

国民年金保険料の徴収時効(2年)の見直し

資料3-2

老齢基礎年金の受給資格期間(25年)の見直し

資料3-3

低所得者に対する加算等

資料3-4

国民年金保険料の免除制度

資料3-5

育児期間中の保険料免除

資料3-6

非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等

資料3-7

成人年齢の見直しと国民年金制度の適用年齢

資料3-8

高齢者雇用と統合的な仕組み(在職老齢年金等)

国民年金保険料の徴収時効(2年)の見直しについて

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、国民年金の保険料を徴収する権利については、2年で消滅時効することとされている。(国民年金法第102条第4項)

このため、免除制度や学生納付特例制度などを利用している場合を除き*、国民年金の被保険者は、保険料の納付時期から2年を経過したときには、保険料の納付を行うことができなくなる。

* この場合には、10年間の保険料の追納が認められる。

- こうした取扱いとしているのは、他の社会保険制度の保険料と同様、短期間で債権債務関係を確定し、法的関係の早期安定を図る必要があるため。

《各方面からの主な提案内容》

- 保険料の納付期間の延長(例えば5年)を行うべき。

(注)平成16年の第159回国会において「時効によって消滅した保険料の事後納付制度の創設」を含む国民年金法の一部を改正する法律案が議員立法によって提出された。(平成17年の第162回国会において審議未了・廃案)

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 納付期限を延ばすことによって、受給権を得られる者が増える可能性があるのではないか。
- 現在、強制徴収の徹底等により、負担能力がありながら2年の期限内に保険料納付を行わない者をなくそうとしているなかで、2年を超えて納付期間を設けることの意義をどう考えるか。
- 他の社会保険制度*における保険料徴収権の時効(2年)との関係をどう考えるか。

* 厚生年金保険、健康保険、国民健康保険、介護保険、労働保険の各制度

《諸外国における取扱い》

○ 諸外国の保険料徴収権の消滅時効までの期間

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
保険料徴収権の時効消滅までの期間	2年	3年 (注1)	6年 (注2)	4年 (注3)	3年	保険料徴収権は時効により消滅しない。

(注1) 収入の25%以上の額を過少申告した場合には6年間。虚偽申告・申告書未提出の場合には時効は適用されず。

(注2) 社会保険料の納付義務を意図的に隠したときは、当該隠蔽の事実を政府が知ったときから6年。

(注3) 事業主が故意に保険料を横領した場合は30年。

【資料出所】

在外公館を通じた調査等から厚生労働省年金局において作成

老齢基礎年金の受給資格期間(25年)の見直しについて

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、20歳から60歳までの間、被保険者として40年間の保険料納付義務が課されている。低所得等で保険料納付が困難な者は、保険料の免除制度が設けられており、保険料納付済期間、保険料免除期間等が25年あることが受給資格要件。
- 受給資格期間を25年としたのは(国民年金の制度発足時)、
 - ① 厚生年金等が受給資格期間を20年としているのに対して、40年加入を原則とする国民年金において、受給資格期間を25年としても特別に長いとは判断されなかったこと
 - ② 低所得者には免除制度が設けられていて、25年と定めても低所得者に特に不利になるとは考えられなかったこと
 - ③ 当時の所得水準をみたときに、年金という名に値する額の支給を確保するには、25年の拠出期間を必要としていたこと

を考慮したため。

○ この25年の資格期間については、

- ① 資格期間には、保険料納付済期間だけではなく、保険料免除期間(所得状況に応じきめ細かく多段階に設計)や合算対象期間(外国居住期間や基礎年金導入までの任意加入期間など)を幅広く算入し
- ② 一定の者に対しては、70歳までの任意加入制度を設けている。

○ 昭和36年の制度創設当時、年金という名に値する水準を確保するためには、25年の拠出期間が必要とされた。こうした点も踏まえ、受給資格期間が25年に設定された。

○ その後、25年の加入期間を給付水準の目安(標準的な年金)とし、年金額の充実が図られた*1。

*1 例えば、昭和41年には夫婦1万円年金、昭和44年には夫婦2万円年金、昭和48年には夫婦5万円年金を達成。

○ 昭和60年に全国民共通の基礎年金を導入した。このとき、

- ・ 国民年金は制度創設から25年を迎えており、また基礎年金に統合された厚生年金の定額部分については、その後の制度の成熟化に伴う平均加入期間が伸長していくなかで、
- ・ 将来40年加入が一般的な時代における給付水準が現役世代の所得水準とのバランスを失うことが見込まれた*2ため、

給付水準を適正化するとともに、40年の保険料納付で、基礎的な消費支出をまかなう水準のフルペンションとされた。その際、25年の受給資格要件は維持された。

*2 厚生年金に32年加入のサラリーマン世帯の年金水準が、改正当時は男子平均賃金の68%であったものから将来は83%となることが見込まれた。

《各方面からの主な提案内容》

- 受給資格期間の短縮(例えば、10年)を行うべき。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 25年の受給資格期間を短くすれば、今よりも年金の受給資格が得やすくなるのではないか。
- 短期間で受給資格を得ることが可能となれば、保険料納付意欲が低下し、未納問題が一層深刻になるおそれはないか。
- 低額の年金者を増やすことにもつながりかねず、結果的に公的年金に対する信頼が揺らぐことになるおそれはないか。
- 諸外国では無業や低所得者については適用除外又は任意加入とされており、我が国とは、制度の基本的な考え方や仕組みが異なっていることをどう考えるか。
- 受給資格期間の短縮を検討する場合には、受給資格期間分の保険料を納めた者と、40年間全て免除を受けた者との年金額のバランスをどう考えるか。

《参考》

(平成19年度基礎年金月額)

・ 40年納付した場合	66,008円
・ 25年納付した場合	41,258円
・ 20年納付した場合	33,008円
・ 10年納付した場合	16,500円

・ 40年間免除の場合 33,008円

(国庫負担1/2として算定した場合)

《諸外国における取扱い》

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	(*) 40加入四半期 (10年相当)	男性11年 (**) 女性9.75年	5年	なし	なし (注参照)
強制適用 対象者	無業者も含む国民皆年金	被用者 及び年収400ドル (47,200円)以上の 自営業者	週84ポンド(約2万円)以上の所得がある被用者 及び年4,465ポンド (約010.4万円)以上の所得のある自営業者	民間被用者 及び芸術家等一部の自営業者	被用者 及び自営業者	被用者 及び自営業者 (17,047クローネ(約28.1万円)以上の所得)
無業者の 取扱い	強制適用対象	強制適用の対象外	同左	同左	同左	同左

(注) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。

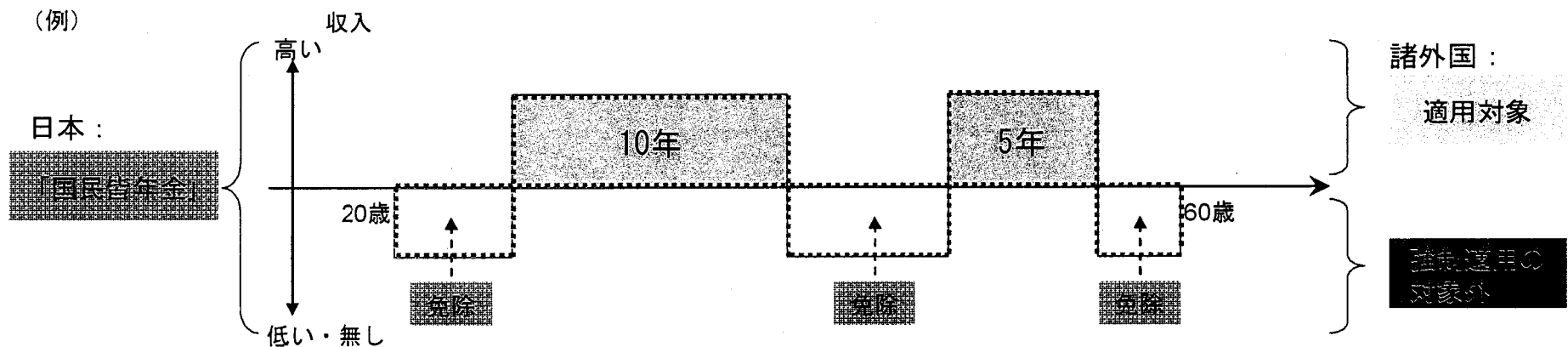
(*) 1,000ドル(2007年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

(**) 男女ともに、満額受給要件(男性:44年、女性:39年)の4分の1の期間にわたって加入していることが必要。

(参考)

諸外国との比較

- 諸外国では、公的年金の受給資格期間が日本の25年に比べて短い状況にあるが、これは、
 - ・ 日本と異なり、収入の無い者も含めた「国民皆年金」が実施されている訳ではなく、一定収入以上ある者を対象とした制度であることから、収入の無い無業者などは公的年金制度の強制適用対象とはされていない国が多く、
 - ・ このため、人生のうちで就業者であるなど一定以上の収入のある時期のみしか加入期間としてカウントされないため、比較的短い期間でも年金権を与えないと、掛け捨てや無年金者という問題が生ずる、といった要因もあるのではないかと考えられる。
- 他方、我が国では、低収入や無収入の者でも制度の対象とする「国民皆年金」を実現するとともに、
 - ・ こうした者については免除制度を設けること等により、25年という受給資格期間であっても、これを満たすことを可能とし、
 - ・ 一定収入を超えた期間（例：被用者年金期間や国民年金の保険料納付済期間）は1月分からでも年金額に反映されるという制度体系をとっている。



《参考資料》

国民年金の給付水準の推移

改正年	政策目標	標準的年金額
昭和41年 (1966年)	夫婦1万円年金の実現	月額 5,000円 200円×12月×25年=5,000円×12月 (制度的な加入期間 25年)
昭和44年 (1969年)	夫婦2万円年金の実現 (付加年金を含む)	月額 8,000円 320円×12月×25年=8,000円×12月 (制度的な加入期間 25年)
昭和48年 (1973年)	夫婦5万円年金の実現 (付加年金を含む)	月額 20,000円 800円×12月×25年=20,000円×12月 (制度的な加入期間 25年)
昭和60年 (1985年)	老後生活の基礎的部分を保障するものとして、高齢者の生計費等を総合的に勘案	月額 50,000円 50,000円×480月/480月 (満額年金 40年)

厚生年金の給付水準の推移

改正年	政策目標	平均年金月額(A)	直近の現役男子の標準報酬月額の平均(B)	(A)/(B)
昭和40年 (1965年)	1万円年金の実現	月額 10,000円 (250円×20年)+(25,000円×10/1000×20年)+400円 制度的な加入期間 20年 標準報酬月額の平均 25,000円	27,725円 (昭和40年3月末)	36%
昭和44年 (1969年)	2万円年金の実現	月額 19,997円 (400円+24.333年)+(38,096円×10/1000×24.333年)+1,000円 平均加入年数 24年4月 標準報酬月額の平均 38,096円	44,851円 (昭和44年3月末)	45%
昭和48年 (1973年)	直近男子の平均賃金の60%を目途 5万円年金の実現	月額 52,242円 (1,000円×27年)+(84,600円×10/1000×27年)+2,400円 平均加入年数 27年 標準報酬月額の平均 84,600円	84,801円 (昭和48年3月末)	62%
昭和51年 (1976年)	直近男子の平均賃金の60%を目途	月額 90,392円 (1,650円×28年)+(136,400円×10/1000×28年)+6,000円 平均加入年数 28年 標準報酬月額の平均 136,400円	141,376円 (昭和51年3月末)	64%

改正年	政策目標	平均年金月額(A)	直近の現役男子の標準報酬月額 の平均(B)	(A)/(B)
昭和55年 (1980年)	直近男子の平均賃金の60%を目途	月額 136,050円 (2,050円×30年)+(198,500円×10/1000×30年)+ 15,000円 平均加入年数 30年 標準報酬月額の平均 198,500円	201,333円 (昭和55年3月末)	68%
昭和60年 (1985年)	直近男子の平均賃金の60%を目途	月額 173,100円 (2,400円×32年)+(254,000円×10/1000×32年)+ 15,000円 平均加入年数 32年 標準報酬月額の平均 254,000円	254,000円 (推計値)	68%
		《成熟時》月額 176,200円 (50,000円+50,000円)+(254,000円×7.5/1000×40年) 平均加入年数 40年 標準報酬月額の平均 254,000円		69%

低所得者に対する加算等について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、高齢期に低所得や低年金であることに着目して、年金給付に加算を行う仕組みは、特段設けられていない。

《各方面からの主な提案内容》

- 低所得者に対して、基礎年金の国庫負担割合を引き上げ(例えば6割)、給付を加算する制度を設けるべき。
- 低年金者に対して、「最低保障年金」制度を設け、月5万円を保障するべき。ただし、最低保障年金には所得制限を設け、支給対象を年収200万円以下の高齢者世帯だけに限定する。
- 低年金者に対して、生活保護をもっと受けやすくするような配慮を行うべき。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 高齢期の低所得や低年金という状態に着目した所得保障制度を設けるとした場合、社会保険方式を採用する年金制度において行うことが適切か。
 - ⇒ 「保険料を真面目に40年払ってきた方の満額の年金額」と「最低保障の年金額」や「一定の加算が加えられた年金額」との関係はどう考えるか。保険料納付のインセンティブを低下させてまで年金制度で対応することが適切か。
- 我が国の社会保障体系の中では、若年者・高齢者を問わず、低所得等により現に貧困になった者を事後的に救済し、「最低生活を保障」する制度として、生活保護があることをどう考えるか。
- 年金制度でも生活保護でもない、新たな社会扶助制度として作ることが可能か。その場合、どのような論点があるか。
 - (例) 民法第877条第1項による家族による私的扶養義務についてどう考えるか。
民法第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
 - ※ 諸外国では、一般に、扶養義務の範囲は夫婦間と未成年のこどもに限定され、成人した子が親を扶養する義務がない。
- 安定的な財源をどのようにして確保するか。

《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する拠出制年金以外の特別な所得保障制度	制度の特徴
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限なし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼得不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われない。 ○社会扶助の実施主体である自治体を実施し、費用も負担。
フランス	最低社会復帰扶助 (RMI)	・収入の不足・欠如の者（失業の場合は、就業努力の実施が要件） ・25歳～	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (ASPA)	○無年金・低年金者に対する補足的現金給付（財源は一般社会拠出金）。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営。
スウェーデン	社会扶助	・資産がなく、所得が国が定める基準をもとに市町村が決定する額以下の者 ・年齢制限なし	△	△	○	△	保証年金 (注3)	○一定以上の年金額を確保するための国庫負担による所得比例年金への上乗せ給付。
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16～59歳	×	×	○	○	ペンション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (TANF) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (SSI)	○高齢者、視覚障害者、障害者であって低所得のものを対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。
	一般扶助 (GA) (注5)	・失業保険、SSI、TANF等の対象とならない者等	— (注6)					

○＝対象、△＝法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×＝法律上対象とならないことが明記されている者

- (注1)本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。
- (注2)2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。
- (注3)3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たせないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。
- (注4)貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。
- (注5)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。
- (注6)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。

【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、
「海外情勢報告(2005～2006)」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。

国民年金保険料の免除制度について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、保険料を納付することが経済的に困難な被保険者のために、被保険者からの申請に基づいて、社会保険庁長官が承認したときに、保険料の納付義務を免除する免除制度(負担能力に応じ多段階)が設けられている。
- 申請免除としたのは、
 - ・ 原則としてすべての被保険者に課されている納付義務を特例的に課さないこととするとともに、国庫負担相当分の給付が保障される特例であり、一般の被保険者との均衡を考慮する必要があること
 - ・ また、将来の給付に影響することを踏まえ、「全額免除」「多段階免除」「免除なし」について、本人の選択・意思表示に基づく必要があることを考慮したもの。
- 次のような事由に該当する者は、申請手続きをとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除される。(法定免除)
 - ① 障害年金の受給権者
 - ② 生活保護法による生活扶助等を受けている者等

《各方面からの主な提案内容》

- 免除制度について、本人の申請を待たずに、厚生労働省が積極的に、職権で行うべき。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 職権で免除を行う場合、免除要件に該当する被保険者であるかを確認するため網羅的に所得審査する必要があるが、現在の仕組みでは対応できないため、本格的に所得情報の提供を受ける体制をどのようにするのか。その実現が可能か。
- 現に、所得がなくても、免除を申請せず保険料を納付している方がいるが、こうした方の納付意欲に悪影響を及ぼさないようにするためには、どのような仕組みにすべきか。

育児期間中の保険料免除について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。
- 育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3ヶ月間の報酬月額が次の定時決定までの標準報酬月額とされる。
- 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。
- このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資し、育児によって年金保障が不利になることを解消するという考え方を基本として、年金制度においても次世代育成支援を拡充する観点から、設けられているもの。

《各方面からの主な提案内容》

- 子どもが3歳になるまで、基礎年金の保険料は夫婦とも無料化。厚生年金の加入者については、保険料のうち基礎年金に相当する部分(年収の5%程度を労使折半)を無料化。その分は、税で肩代わりすることとし、給付には反映させる。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 政府全体として取り組むこととされている少子化対策において、どのように位置付けるか。
- 保険料を財源とする現行の育児休業期間中の厚生年金保険料の免除制度との関係をどう考えるか。
- 低所得者に対し国庫負担相当の給付を行う現行の保険料免除制度との関係をどう考えるか。負担能力を問わずに育児等の期間であることのみをもって保険料負担を要しないこととすることが適当か。
- 対象者についてどう考えるか。例えば、所得制限を設けるべきか否か。
- 安定的な財源をどのようにして確保するか。

《諸外国における取扱い》

国名	育児期間の取扱い
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。 ○ さらに、2002年に施行した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%～100%の範囲内で報酬を年金計算上高く評価する措置がとられた。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 16歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がない者については、基礎年金の額の算定にあたって加入すべき年数から該当する期間控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(又は20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の被保険者が子が16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定にあたって、子1人につき2年間加入期間が加算される。 ○ さらに男女少なくとも3人の子を養育(16歳になるまでの間に少なくとも9年間自身が配偶者が養育したことが要件)した被保険者は、年金額を10%加算。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児期間(子が4歳に達するまでの期間)と兵役期間については、年金権が保証される一定の配慮を行っている。育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、 <ul style="list-style-type: none"> ①子の出生年の前年所得 ②16歳以上65歳未満の全期間の平均所得の75% ③現実の所得に基礎額(37,300クローネ)を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に措置はとられていない。

非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、就労者が事業所と常用的使用関係にあるか否かという観点から、通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上の就労時間のパート労働者であれば、厚生年金の被保険者とされている。

* 所定労働時間が4分の3未満であり被用者年金制度の被保険者の配偶者であって収入が130万円未満である場合は国民年金の第3号被保険者、それ以外は第1号被保険者となる。

- 現行の「4分の3」の基準は、事業主の事業活動と一定以上の関係性を有し、パート労働者が厚生年金の適用対象にふさわしい被用者としての実態を備えているか、を判断する基準という観点から、設定されたもの。

- 賃金により生計を営み、老後の稼得手段を失う可能性が高い勤労者については、できる限り被用者年金制度の対象とすることが望ましいとの考えの下、正社員に近いパート労働者にまで厚生年金の適用を拡大することを盛り込んだ被用者年金一元化法案を平成19年4月に国会へ提出（現在継続審議）。

※新たな基準

- ・週所定労働時間が20時間以上
- ・賃金が月額98,000円以上
- ・勤務期間が1年以上
- ・学生は適用除外
- ・従業員が300人以下の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

《各方面からの主な提案内容》

【厚生年金の適用拡大】

- パート労働者等のうち現在厚生年金の対象となっていない者に対して厚生年金を適用すべき。
- (被用者年金一元化法案に盛り込まれている内容以上に)新たな適用を猶予する企業規模を従業員100人以下とすべき。

【国民年金保険料の事業主徴収】

- 国民年金保険料を事業主がパート労働者の給与から天引きして代行徴収する。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

【厚生年金の適用拡大】

- 事業主が保険料負担を行う被用者の範囲をどのように考えるか。
- パート労働者や事業主に対して新たに生じる保険料負担について、どのように理解を得るか。
- 低所得のパート労働者への適用拡大をするには、現行の標準報酬月額等級の下限の改定が必要となってくるが、この場合、国民年金保険料とのバランスをどう考え、制度設計をすべきか。
- まずは、被用者年金一元化法案の早期成立が必要ではないか。

【国民年金保険料の事業主徴収】

- 基礎年金番号等の被保険者の基本情報、被保険者が保険料免除該当者か否か、被保険者の支払うべき保険料額、事業主が源泉控除した保険料額などについて、社会保険庁と個々の事業主との間で頻度の高い情報のやりとりを行う必要が生じるが、このような事務システムの構築が実現可能か。
- 新たな事務負担が増えることになる事業主から理解が得られるか。
- 事業主が天引きを行うことによって、被保険者本人が保険料納付を行うという意識に悪影響を及ぼすおそれはないか。
- どのような形で事業主からの徴収を実施するのか。例えば、任意とするのか強制とするのか。手数料の扱いをどうするか。賃金が低い者や複数事業所に勤務する者から徴収を行う場合は、実務的な対応をどのように行うのか。

《諸外国における取扱い》

国名	適用基準
アメリカ	被用者については、報酬(earnings)の多寡や労働時間の長短を問わず、すべて適用し、保険料が賦課される。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年1000ドル[118,000円]以上の収入について行われる。)
イギリス	報酬(earnings)が週84ポンド[19,068円]以上の被用者は強制加入。(低所得者・無業者などは任意加入。) ※週84ポンド→年換算(52倍)すると4,368ポンド[990,855円]に相当
ドイツ	月の報酬(earnings)が400ユーロ[61,400円]以上又は週の労働時間が15時間以上である場合は強制加入。(400ユーロ未満かつ週の労働時間が15時間未満の場合は任意加入。)(加入しない場合でも、事業主に対して、年間2か月又は50日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される。) ※月収400ユーロ→年換算(12倍)すると4,800ユーロ[736,800円]に相当
フランス	報酬(earnings)を有する者については、強制適用対象となる。(年1,654ユーロ[253,889円]以上の収入がある場合1四半期の保険期間を得ることができる(1暦年につき最大4四半期まで。))
スウェーデン	申告対象となる収入(income)(年間17,047クローネ[281,275円]以上)を有する者は強制加入。
オランダ	被用者はすべて強制加入。
カナダ (カナダ年金制度: 所得比例年金)	年間基礎控除額(年間3,500ドル[362,250円])を超える報酬(earnings)を有する者は強制加入。

(2007年)

(注)資料中の円表示は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」より、それぞれ調査年の平均レートを算出し、換算(1ドル=118円、1ポンド=203円、1ユーロ=153.5円、1クローネ=16.5円、1カナダドル=103.5円)。

成人年齢の見直しと国民年金制度の適用年齢について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 国民年金の適用年齢は、20歳から60歳までとされている。
- この適用年齢については、年金制度は、稼得能力を有する時期に予め保険料を拠出し、稼得能力を喪失した場合の所得保障を行う制度であるが、自営業者等の場合、就職・退職という客観的な労働能力の得喪を把握できないため、一般的な生産活動、労働活動、稼得能力等を考慮し、設定されたもの。

《各方面からの主な提案内容》

- 具体的な提案はない。なお、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)附則第3条において「年齢満18年以上満20年未満の者」に関し、同法との整合性を図るべく「年齢」を定める公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるよう規定されている。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 大学進学等が一般化している現代において、一般的な稼得能力等を考慮すれば適用年齢を何歳からとするのが適当か。
- 若年者の精神的成熟度等の観点から、引き下げるべきか否かなどが検討されている「民法の成年年齢」と「国民年金の適用年齢」との関係はどう考えるか。

《諸外国における取扱い》

○諸外国において強制加入となる時期について

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
強制加入となる時期	・ 20歳 (第1号被保険者) ・ 厚生年金の被保険者となったとき	被用者又は一定以上の収入(\$400以上)を有する自営業者となったとき	16歳以降で被用者又は自営業者となったとき	被用者又は特定の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)となったとき	被用者又は自営業者となったとき	一定所得(年間17,047クローネ)以上の被用者又は自営業者となったとき

【資料出所】

- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2006 / The Americas,2005
- ・ The Mutual Information System on Social Protection
- ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ(東京大学出版会)ほか

高齢者雇用と統合的な仕組み(在職老齢年金等)について

《現行制度の仕組み・趣旨》

【在職老齢年金制度】

- 厚生年金の適用事業所に勤務する70歳未満の者は被保険者として適用され、保険料を負担。一方、70歳以上の者は被保険者として適用されず、保険料負担はない。
- 給付面では、60歳から64歳までの受給者が厚生年金保険の被保険者となった場合には厳しい減額方法、65歳以上(又は70歳以上の被用者)の場合には緩やかな減額方法により、年金の支給停止が行われる。
 - ・厳しい減額方法・賃金(ボーナス込み月収)と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止し、賃金が48万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止。
 - ・緩やかな減額方法・賃金と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止。
- 厚生年金は、退職後の所得保障を行う制度であり、制度発足時は、在職中は年金を支給しないこととされていた。
しかしながら、高齢者は低賃金の場合が多いという実態に鑑み、在職者にも支給される特別な年金として、昭和40年に、在職老齢年金制度が設けられた。
それ以降、①働いても年金が不利にならないようにすべき、②現役世代のバランスから一定の賃金を有する高齢者については給付を制限すべきという相反する要請の中で逐次見直しが行われてきたもの。

【65歳以降の老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰下げ制度】

- 老齢厚生年金・老齢基礎年金について、65歳以降に受給開始時期を繰り下げて、その分増額した年金を受給することができることとされている。
- 今後、高齢期の就労が進んでいくことが見込まれる中、引退年齢を自由に選択し、実際に引退した後から年金を受給することを望む者が増えることを踏まえ、設けられたもの。

《各方面からの主な提案内容》

【在職老齢年金制度】

- 年金を受給する者の就労に抑制的に機能し、高齢者の就労促進を妨げており、高齢者の就労を阻害しない、働くことに中立的な制度とするべき。
- 在職老齢年金非適用者との公平性を確保するため、賃金ではなく、総収入をベースに、年金額を調整すべき。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- ①働いても年金が不利にならないようにすべきという考え方と②現役世代とのバランスから一定の賃金を有する高齢者については給付を制限すべきという考え方の両者の立場から、「就労し、所得を得ている者に対して、どの程度所得保障として年金を支給する必要があるのか」、「適用を行う(保険料負担を求める)必要があるのか」について、どのように考えるか。
- 支給開始年齢の引上げが法定され、60歳代前半の年金がいずれなくなることを前提として、どのような制度とするのか。
- 60歳代後半の年金について、高齢者の就労を阻害しないような配慮(緩やかな減額方法)となっているが、実際に就労をどの程度阻害しているのか。
- 働くことに中立的な制度とするのであれば、70歳以上の者についても保険料負担を求める必要はないか。
- 在職老齢年金制度を廃止又は縮小した場合には、その分給付費が増加することとなるが、年金財政に与える影響をどう考えるか。
- 高い所得のある高齢者が年金を受給することについて、保険料の負担を行う現役世代とのバランスをどう考えるか。

《諸外国における取扱い》

国名	制度の概要
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支給開始年齢(2008年:65歳10ヶ月)以降は、就労による収入がある場合も年金額が減額されることはない。 ・年金支給開始年齢に達する年以前に繰上げ受給している者が就労により収入を得た場合は、収入額が上限(13,650ドル)を超えた分の50%を年金額から減額。年金支給開始年齢に到達する年の場合は上限(36,120ドル)を超えた分の収入の3分の1を年金額から減額(ただし、満額支給開始年齢に到達する月までの収入のみを考慮。)
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・就労による収入がある場合も年金は、減額されない。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以降は、就労による収入がある場合も年金は減額されない。 ・65歳未満の者が年金を受給する場合は、賃金月額が350ユーロ以下のときは満額受給でき、350ユーロを超えるときは賃金月額に応じて年金が段階的に減額される。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支給開始年齢(60歳)前に年金を繰上げ受給する者は、収入を伴う就労はできない。 ・支給開始年齢到達後に一旦退職し、年金を受給開始した者が、従前の使用者と異なる使用者のもので、年金額と合計して引退直前の賃金又は法定最低賃金の1.6倍を超えない範囲の収入を得て働く場合は、年金全額を受給が可能。 ・年金満額受給に必要な保険料拠出期間(原則160四半期)を満了した者が、年金支給開始年齢到達後に、従前の使用者のものでパートタイム就労をする場合、就労時間の減少に応じて、減額した年金を受給できる。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・61歳以降に年金を受給可能で、勤労所得があれば年金の上限なく、年金権を積増しすることができる。一旦、年金を受給し始めても、再び勤労所得を得るに至った場合には、年金受給を続けながら、又は年金受給を中断して被保険者となって保険料を納めることもできる。本人の選択により、年金額を減らして受給し、減らした分の年金権により将来の年金額を積み増すことも可能。年金額は受給開始が早いほど低く、遅いほど高くなる。

《参考資料》

在職老齡年金(年金支給停止)制度の経緯

1. 導入の背景等

○ 厚生年金制度の老齡年金は、昭和29年にほぼ現在の姿になって以来、支給開始年齢要件に加え、「退職」を支給要件としており、在職中は年金を支給しないことが原則であった。

(在職老齡年金導入の経緯)

・ しかしながら、高齢者は低賃金の場合が多く、賃金だけでは生活が困難であったため、昭和40年、65歳以上の在職者にも支給される特別な年金(在職老齡年金)を新たに創設した(年金を8割支給する制度)。また、昭和44年には、在職老齡年金を60歳台前半にも拡大した(支給割合は8割～2割の4段階)。

⇒ 以降、①働いても年金が不利にならないようにすべきである、他方で、②現役世代とのバランスから、一定の賃金を有する高齢者については給付を制限すべきである、との相反する要請の中で見直しが行われてきた。

2. その後の主な改正の経緯 (●:60歳台前半、○:60歳台後半、◎:70歳以上)

(改正)	①就労を阻害しない観点の見直し	②現役世代の負担に配慮する見直し
昭和60年	○○ 65歳以上は年金を全額支給。	
平成元年	● 60歳台前半の在職老齢年金の支給割合を8割～2割の7段階に。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※この支給方法では、賃金が増え ても、賃金と年金の合計額が増え ず、減る場合もあり。 </div>	
平成6年	● 60歳台前半について、賃金の増加に応じ、賃金と年金の合計額がなだらかに増加するよう改正。	
平成12年		○ 60歳台後半にも在職支給停止の仕組みを導入(ただし、60歳台前半より緩やかな支給停止の仕組み)。
平成16年	● 60歳台前半について、在職支給停止の仕組みを緩和。	◎ 70歳以上にも、60歳台後半と同様の在職支給停止の仕組みを導入(ただし、保険料負担なし)。

(注1) 報酬比例部分の支給開始年齢引上げ(男子は2025年(平成37年)、女子は2030年(平成42年)までに65歳まで引上げ)に伴い、60歳台前半の在職老齢年金制度はなくなる。

(注2) 被用者年金一元化に際し、60歳台前半の公務員OBに対する在職年金(共済年金)の支給停止方法を、現在の厚生年金のルールに合わせ強化する(被用者年金一元化法案を第166回国会に提出)。

60歳台以降の在職老齢年金制度について

60歳～64歳

約90万人、約0.8兆円
(平年度ベースの推計値)

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が28万円(※1)を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- 賃金が48万円(※2)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。
 - * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。

65歳～69歳

約20万人、約0.2兆円
(平年度ベースの推計値)

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円(※2)を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。(平成12年改正で導入)

70歳～

約20万人、約0.2兆円
(平年度ベースの推計値)

- 平成16年改正により、65歳～69歳と同じ取扱いとする。
(ただし、保険料負担はなし)
 - * 平成16年改正前は年金を全額支給

◎ 在職支給停止制度の年金財政への影響は、最終保険料率換算で0.7%程度に相当。

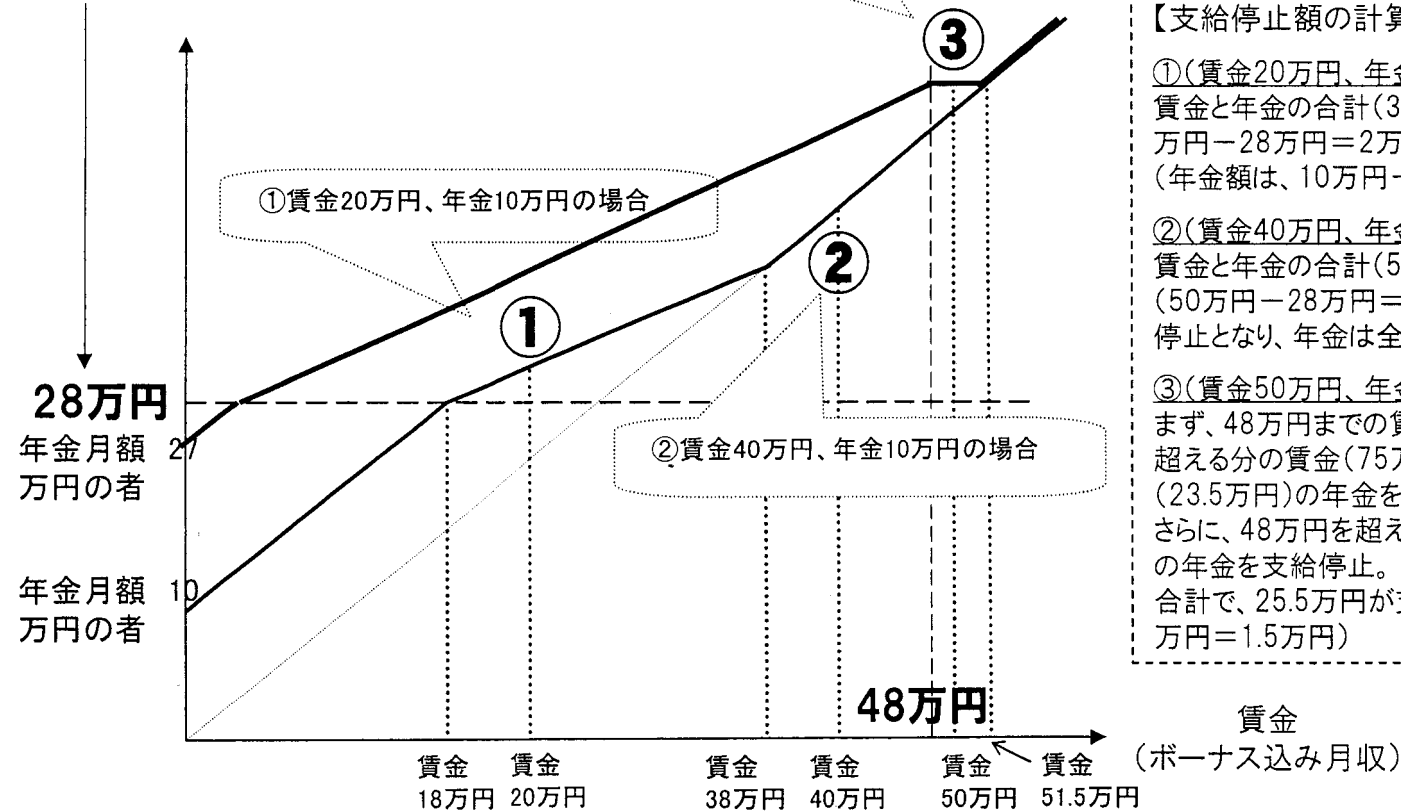
※1 総報酬制の導入前は22万円(標準的な年金受給世帯の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金))だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から28万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

※2 総報酬制の導入前は37万円(現役男子被保険者の平均的賃金)だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から48万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

60～64歳の在職老齢年金制度

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- 賃金(ボーナス込み月収)が48万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する
- * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。

賃金(ボーナス込み月収)と年金月額(定額部分も含む)の合計額



【支給停止額の計算例】

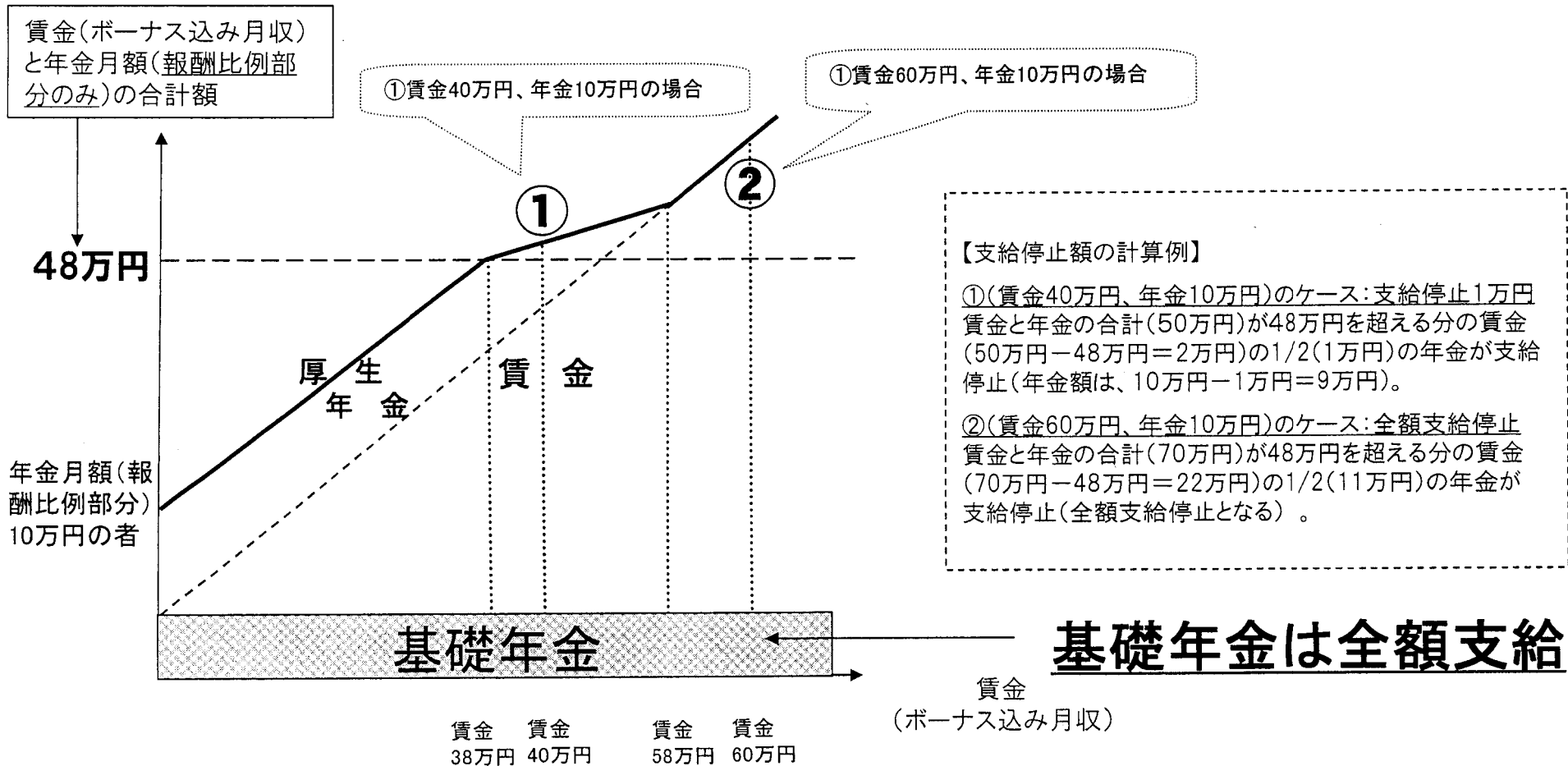
①(賃金20万円、年金10万円)のケース: 支給停止1万円
賃金と年金の合計(30万円)が28万円を超える分の賃金(30万円-28万円=2万円)の1/2(1万円)の年金が支給停止。
(年金額は、10万円-1万円=9万円)

②(賃金40万円、年金10万円)のケース: 全額支給停止
賃金と年金の合計(50万円)が28万円を超える分の賃金(50万円-28万円=22万円)の1/2(11万円)の年金が支給停止となり、年金は全額支給停止。

③(賃金50万円、年金27万円)のケース: 支給停止25.5万円
まず、48万円までの賃金と年金の合計(75万円)が28万円を超える分の賃金(75万円-28万円=47万円)の1/2(23.5万円)の年金を支給停止。
さらに、48万円を超える賃金分(50万円-48万円=2万円)の年金を支給停止。
合計で、25.5万円が支給停止。(年金額は、27万円-25.5万円=1.5万円)

65歳以上の在職老齢年金制度

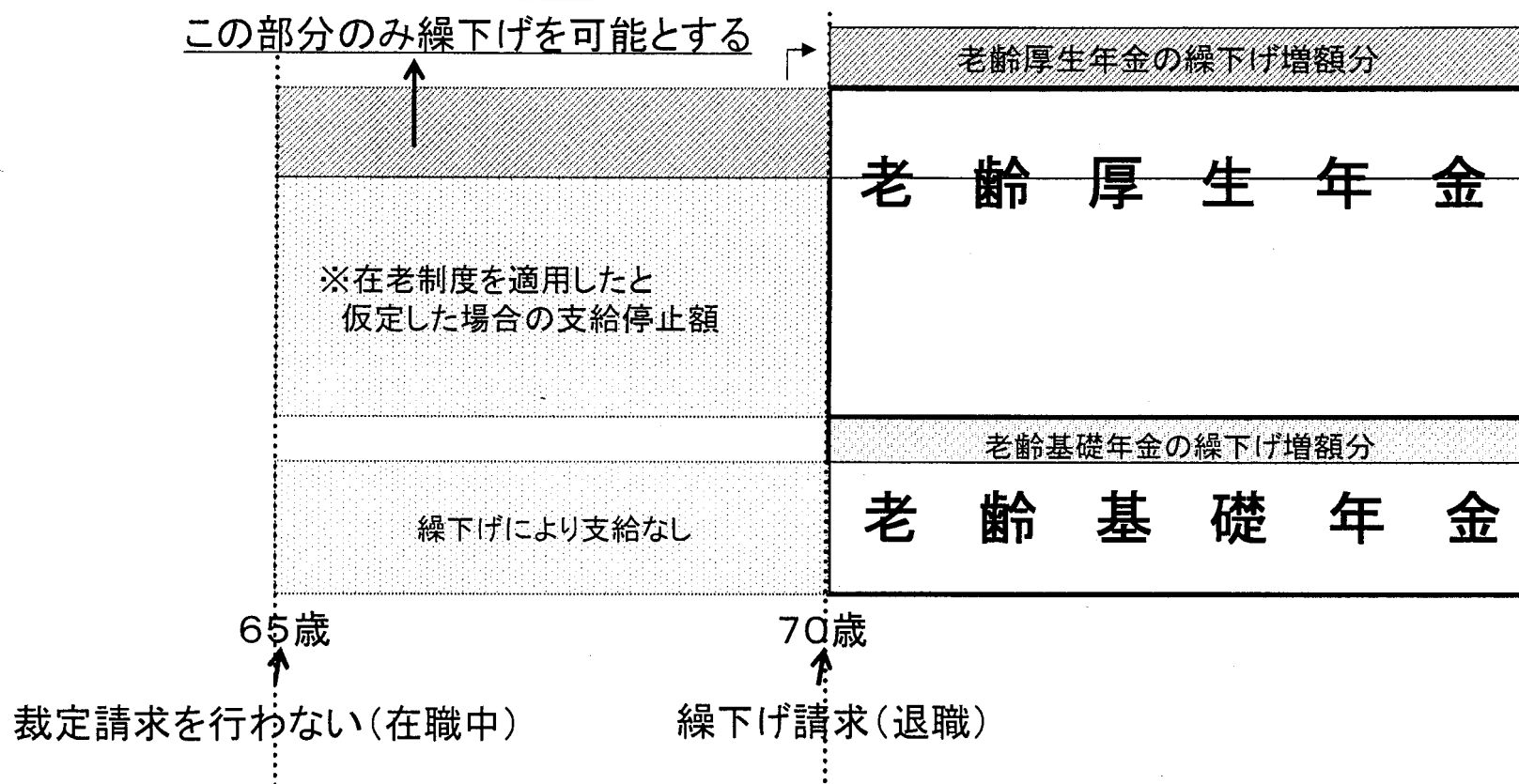
- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止する。



65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入(平成19年4月施行)

○ 今後、高齢期の就労が進んでいくことが見込まれる中、引退年齢を自由に選択し、実際に引退した後から年金を受給することを望む者が増えていくことが考えられることから、現行の65歳から一律に支給される老齢厚生年金について、支給開始年齢を繰り下げて受給する仕組みを導入する。

◎ 70歳に繰下げ請求するケース



出所 権丈善一(2008)「2008年4月、いわゆる今日的年金問題について」pp.15-6.

2008年4月12日 政策懇談会報告ペーパー

<http://news.fbc.keio.ac.jp/~kenjoh/work/080412seisakukondankai.pdf>

次に、移行の問題がある。過去の拠出履歴に濃淡があるからこそ、フルペンションを受給することができる人もいれば、無年金者もいる。この時、基礎年金の財源をすべて租税財源に移行する際、次の3つの方法が考えられる。

1. 過去の拠出履歴を無視する
2. 過去の拠出履歴を反映させる
3. 過去の拠出履歴に見合った給付を、上乘せする

ここで、それぞれの移行方法のメリット、デメリットをあげておく。その際、移行後の財源は、多くの論者から提案されているように消費税で調達するものと考えている。

	メリット	デメリット
1. 拠出履歴無視	移行後すぐに未納・無年金問題を解消できる	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで保険料を納付してきた人の合意を得ることができるのか ・これまで保険料を納付してきた人に2重の負担が生じる
2. 拠出履歴の反映	保険料を納付してきた人の合意を得やすい	<ul style="list-style-type: none"> ・65年ほどの移行期間が必要 ・これまで保険料を納付してきた人に2重の負担が生じる ・新制度移行後の無年金低年金者にも新たな年金消費税の負担が生じる
3. 拠出履歴に見合った給付の上乗せ	移行後すぐに未納・無年金問題を解消できる	<ul style="list-style-type: none"> ・巨額の追加財源が必要 ・上乘せ部分の制度的意味合いが不明（無駄とみなされる） ・これまで保険料を納付してきた人に2重の負担が生じる

* 租税方式への移行全般に、保険料支払い免除対象者への消費税負担増というデメリットがある

上記のような移行に伴う定性的な分析は、これまでも十分になされてきた。しかしながら、定量的な分析はなされていない。そこで、社会保障国民会議の雇用年金分科会に「基礎年金租税財源化に関する定量的なシミュレーションの必要性」を提出している。結果が出るのは5月に入ってからだと思う。

1961年にはじまり約半世紀の歴史を持つ国民皆年金。白地に絵を描くようには行かないというのが、多くの専門家の実感である。

他には、労使折半負担の使用者負担分3.5兆円程度がなくなり、その分を消費税が負担することになるが、そうした企業から現役・高齢の生活者へのコストシフトは、はたして妥当なことなのかということが、論じられていたりもする。